

ハ夫ノ承諾アルニアラサレハ募集スルコトヲ得ス (令一三、二〇) 拘、科

第四 原狀回復義務

- 一、就業案内カ事實ト相違スル時
- 二、募集主、募集従事者カ應募者ニ虐待凌辱ヲ加ヘタル時
- 三、募集主ノ都合ニ依リ採用セサル時
- 四、其他止ムコトヲ得サル理由ニヨリ歸郷ヲ必要トスルニ至リタル時ハ募集主又ハ募集従事者ニ於テ旅費、滞在費、其他ノ損害ヲ補償スヘシ (令一六、二〇、細則九) 拘、科
- 五、應募者ヲ歸郷セシメタルモノハ十日以内ニ其ノ住所、氏名、歸郷ノ事由及之ニ對スル補償、狀況ヲ具シ募集地ノ警察官署ニ届出ツヘシ (細則一〇、一三) 拘、科

第五 其ノ他ノ取締

- 一、警察官吏、工場監督官(補)等ハ募集従事者ニ對シ、募集従事者證、應募者名簿其他募集ニ關スル書類ノ提示ヲ命スルコトヲ得 (令一七、二〇) 拘、科
- 二、地方長官ハ募集従業者ヲ不適當ト認ムル時ハ許可ノ取消、或ハ業務ノ停止ヲ命スルコトヲ得

此ノ場合ニ於テ従事者ハ募集従事者證ヲ警察官署經由知事ニ提出スヘシ (令一八、二〇)

細則一一、一三) 拘、科

參照 勞働者募集取締令

大正十三年十二月二十九日內務省令第三六號

全 施行細則

大正十四年二月二十八日富山縣令第二一號

第五節 保險 募集

近時生命並ニ徵兵保險事業ノ隆盛ニ伴ヒ同業者間ノ競争劇甚ヲ加ヘ所謂保險外務員ニシテ不正不當ノ印刷物ヲ使用シ又ハ穩當ヲ欠ク手段ヲ弄シテ契約者ノ獲得ニ努ムル等其ノ弊續出シ一般契約者ノ福利ヲ阻害スルノミナラス保險事業ノ堅實ナル發展ヲ妨クルコト尠カラサルヲ以テ之カ弊害防止ノ爲メ本則制定サレタリ

第一 募集勸誘ノ意義

募集勸誘トハ生命又ハ徵兵保險契約ノ締結ノ誘引行爲ヲ謂ヒ文書口頭及個々ニ付爲スト一般的ニ爲ストヲ問ハス又契約ノ締結アリタルヲ必要トセス

第二 保險外務員ノ意義

保險外務員トハ生命保險會社又ハ徵兵保險會社ノ保險契約者ノ募集勸誘ニ従事スルモノニシテ多少繼續的ニ爲スヲ要シ簡易生命保險ノ外務員ヲ包含セス

代理店ニ雇傭セラレテ募集勸誘ニ従事スル者ニモ適用ス代理店ハ募集勸誘ヲ爲ササル時ハ登録ヲ

要セサルモ概シテ代理店ハ之ニ従事スルモノト認ム

一八六

第三 保險外務員ノ登録

- 一、保險會社ノ保險外務員タラントスル者ハ保險外務員原簿ニ登録ヲ受ケ保險外務員証ノ交付ヲ受クヘシ（現六、九、一三、二四） 拘、科 有効期間三年トス
- 二、保險外務員ノ登録ヲ受ケントスル者ハ登録申請書、履歴書、所屬會社ノ證明書ヲ添ヘ所屬保險會社經由商工大臣ニ差出ヘシ（規二、八）
- 三、左ノ各號ノ一ニ該當スル場合商工大臣ハ外務員ノ登録ヲ抹消ス（規一四）
 - 1、登録ノ有効期間滿了シタル時
 - 2、登録抹消ノ申請アリタル時
 - 3、外務員死亡シタル時
 - 4、外務員著シク不當ノ所爲アリタル時

第四 募集勸誘行爲ノ制限

- 一、保險外務員ハ保險契約者ノ募集勸誘ニ付左ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ス（規一八、二六）
拘、科
- い、所屬會社ヨリ交付セサル文書圖書ヲ使用スルコト（全）

ろ、契約者若ハ被保險者カ重要ナル事實ヲ告クルヲ妨ケ又ハ契約者若ハ被保險者ヲシテ重要ナル事項ニ付不實ノコトヲ告ケシムルコト（全）

は、他會社トノ契約解除、効力ヲ失ハシムル行爲又ハ約款ニ依ル借入ヲ懲慥スルコト（全）
に、保険料ノ割引、割戻其ノ他特別ノ利益ノ提供ヲ約スルコト（全）

二、外務員ハ左ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ス（二六） 拘、科

い、所屬外ノ會社ノ契約ノ募集勸誘スルコト

ろ、保險外務員證ヲ他人ニ使用セシムコト

は、外務員、契約者ノ募集勸誘ヲ爲ス時ハ外務員証ヲ携帯セサルコト（規一七）

に、他會社ノ信用ヲ毀損シ若ハ其ノ業務ヲ妨害スル事項ヲ公ニシ又ハ他人ヲシテ之ヲ公ニセシムルコト（規十九）

ほ、當該官吏ヨリ外務員證及募集勸誘ノ爲使用スル文書圖書ノ提示ヲ求メラレタルトキ其レヲ拒否スルコト（規二二）

第五 募集用文書圖書ノ取締

- 一、會社カ契約者、募集勸誘ノ爲使用スル文書圖書ニハ會社名ヲ記載シ使用前商工大臣ニ差出サシメ不當ト認メタル時ハ其ノ使用ヲ禁止ス（規三、五、二七） 科

一八七

- 二、禁止セラレタル文書圖書ハ遲滞ナク破棄回收其ノ他使用ヲ止ムルニ必要ナル處置ヲ爲シ其ノ結果ヲ商工大臣ニ届出ヘシ (規五、二五) 拘、科
 - 三、會社ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事項ヲ記載シタル文書圖書ヲ契約者ノ募集勸誘ノ爲メ使用スルヲ得ス (規四、二五) 拘、科
 - い、將來ニ於ケル利益又ハ剩餘金ノ分配ニ關スル豫想
 - ろ、他會社トノ比較
- は、右ノい、ろ事項ヲ新聞紙、雜誌其ノ他ノ刊行物ニ廣告スルヲ得ス

第六 其ノ他ノ取締

- 一、外務員氏名、住所、所屬會社トノ關係、主トシテ募集勸誘ニ從事スル區域ニ變更アリタル時ハ廿日內ニ保險外務員原簿訂正ノ申請書ニ之カ事實ヲ証スル書面添付ノ上商工大臣ニ差出スヘシ (規一一、二八) 科料
- 二、外務員死亡シタル時ハ其ノ相續人若ハ親族又ハ所屬會社ハ遲滞ナク商工大臣ニ届出ヘシ (規一五)
- 三、保險會社ハ本店又ハ主タル事務所ニ保險外務員名簿ヲ備付クヘシ (規二〇、二七) 科料
- 四、會社ハ毎年一回外務員年報ヲ商工大臣ニ差出スヘシ (規二二、二七) 科

參照 保險募集取締規則

昭和六年七月商工省第七號

第六節 幼兒養育者ノ取締

第一意 義

幼兒養育者トハ金錢其他ノ報酬ヲ得ルノ目的ヲ以テ六才未滿ノ幼兒ヲ貰ヒ若クハ養育スル者ヲ謂フ (規則一)

取締ノ目的ハ嬰兒殺其他ノ犯罪ヲ豫防シ幼兒ヲ保護スルニアリ

第二取 締

- 一、幼兒養育ヲ爲サントスノモノハ七日以内ニ警察官署ニ届出ツヘシ (規則一六) 拘、科
- 二、貰ヒ子、里子、重病ニ罹リ又死亡シタルトキハ養育者ヨリ直ニ口頭又ハ書面ヲ以テ警察官署ニ届出ツヘシ (規則二、六) 拘、科
- 三、貰子、里子離縁又ハ復歸其ノ他移動セシトキ其ノ幼兒六歲未滿ナルトキハ其ノ養育者ヨリ七日內ニ届出ツヘシ (規則三、七) 拘、科
- 四、實父母、生母ハ幼兒保護ノ目的ヲ以テ其ノ養育者ノ住所氏名等ヲ養育者所轄警察官署ニ届出ツルコトヲ得 (規則五)
- 五、幼兒養育ニ關シ警察官ノ尋問ニハ何事タルトモ明答シ、又ハ其ノ注意ヲ謹密ニ服従スヘシ

シ (規則四)

一九〇

參照 幼兒養育取締規則

明二十八年縣令第六〇號

第七節 工業場

第一意 義

工業場トハ職工數ニ關セス工場法ノ通用ヲ受クヘキ事業及左記事業ヲ營ム工場ニシテ其ノ附屬建物並ニ設備ヲ謂フ (規一)

イ、魚油ノ精製貯藏其ノ他惡臭又ハ有害瓦斯ヲ著シク發散スル事業

ロ、鑛金製紙其ノ他有害廢液ヲ多量ニ流出スル事業

ハ、揮發油ノ精製貯藏其ノ他發火又ハ引火ノ危險甚タシキ事業

ニ、セメント練瓦、瓦、土管、陶磁器、坩堝、鑄物ノ製造及製鐵其ノ他煤煙又ハ粉塵ヲ著シ

ホク發散スル事業

、鐵工、織物其ノ他騒響又ハ震動甚タシキ事業

ヘ、原動機ヲ使用シ物品ノ製造改造改造變造修理仕上裝飾又ハ精製ヲ爲ス事業

第二 設置ノ許可

1、工業場ヲ設置セントスル者ハ知事ニ願出許可ヲ受クヘシ (規二、一六) 拘、科

2、右出願アリタル時ハ左記事項ヲ五日以内ニ調査復命スヘシ (手續一、二)

イ、敷地地盤ノ高低及地質ノ適否

ロ、敷地ノ周圍二町以内ニ官公署、學校、病院、公園、著名ナル神社佛閣等存在セルヤ否

ヤ若シ存在ストセハ其ノ距離

ハ、現存工作物ヲ使用スルトキハ其ノ腐朽ノ程度等危險ノ有無ヲ知ルコトヲ得ヘキ事項

ニ、敷地主及附近ノ住者又ハ地主ニ於テ故障ノ有無

ホ、投資額又ハ其ノ推定額

ヘ、一年ノ生産豫定額

ト、使用職工ノ豫定數

チ、其ノ他參考トナルヘキ事項

3、工事落成セハ知事ニ届出テ認可ヲ受ケサレハ使用スルモ得ス (規四、一六) 拘、科

第三 危險防止

一、出火崩壞等危害ヲ生シ又ハ危害ノ虞アル事實發生シタルトキハ直ニ知事ニ届出ツベシ (規六、一六) 拘、科

二、暴風ノ際ハ鑄物鍛冶其ノ他屋外ニ火粉ヲ著シク飛散スル作用ヲ爲スヲ得ス (規七、

- 一六、拘、科 但適當ナル防火設備ヲナセハ此ノ限ニ非ス
- 三、工業場ニシテ危害ヲ生シ若ハ衛生風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ豫防又ハ除害ノ爲必要ナル事項ヲ命シ若ハ工場ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ停止スルコトヲ得
(規一〇、一一、手續五)

第四 他ノ他ノ取締

- 一、左ノ場合ニハ工業主ハ直ニ知事ニ届出ヘシ (規五、六、一六) 拘、科
- イ、工業場ヲ承諾シタルモノハ其ノ事由及年月日
- ロ、第二條第一項第一號及第五號第六號ニシテ許可ヲ必要トセサル事項ヲ變更シタルトキ
- ハ、一ヶ月以上事業ヲ休止又ハ再開始セントスルトキ
- ニ、工業場ヲ廢止又ハ讓受讓渡シタルトキ
- ホ、工業場ノ使用認可証ヲ亡失又ハ毀損シタル時
- 二、工業場ヲ不潔ニシ且其ノ採光換氣ヲ不良ナラシムルヲ得ス (規八、一六) 拘、科
- 三、工業場ニ使用スル飲料水カ衛生上有害ナリト認ムル時ハ其ノ使用ヲ停止シ又ハ適當ナル措置ヲ命スルコト得 (規九、一六、手續五) 拘、科
- 四、工業場ハ臨檢ヲ拒ムヘカラス (規一三) 臨檢ノ際ハ概ネ左ノ事項ヲ視察スヘシ (手

續六)

- (イ) 工業場ノ構造設備及事業ノ方法等異狀ナキヤ否
 - (ロ) 原動機及機械ノ取扱狀況
 - (ハ) 煙突ノ掃除狀況
 - (ニ) 危險物有害料品ノ貯藏又ハ取扱狀況
 - (ホ) 窓換氣孔其ノ他衛生設備利用狀況
 - (ヘ) 飲料水ノ適否及清潔狀況
 - (ト) 危險豫防及避難設備利用狀況
 - (チ) 職工ノ行狀使役ノ狀況
 - (リ) 規則遵守ノ狀況
 - 五、工業主六ヶ月以上所在不明トナリタル時ハ許可ノ効力消滅シタルモノト看做ス(規一二)
 - 六、左ノ各號ノ一ニ談當シタル時ハ許可ヲ取消スコトアルヘシ (規一一、一六) 拘、科
 - い、許可ヲ受ケタル日ヨリ六ヶ月以内ニ工事ニ着手セサル時
 - ろ、休業二年以上ニシテ事業開始ノ見込ナキ時若ハ無届休業六ヶ月以上ニ及ヒタル時
- は、本則又ハ本則ニ依ル命令ニ違反シタルトキ

に、許可ノ條件又ハ制限ニ違反シタル時
は、其ノ他公益上必要ナリト認めタル時

參照 工業場取締規則

大正七年縣令第四四號

全取扱手續

全年縣訓令甲第二六號

第八節 工場

第一 適用工場(法一)

- 一、常時十人以上ノ職工ヲ使用スル工場常時トハ「ふだん」ナリ然共一年ヲ通スルノ必要ナシ製茶、製糸ノ如キ三ヶ月又ハ半年位季節ヲ限ツテ作業スルモノモ含ム
- 二、事業ノ性質危険ナルカ又ハ衛生上有害ナル工場ハ人數ニ拘ラス適用ス之ニ該當スルモノハ施行令第三條ニ定ム

第二 適用除外ノ工場

- 一、鑛業法適用工場、鑛山、炭坑ノ如シ (令二)
- 二、使用職工十人以上ニテモ簡易工場ハ適用ヲ除外ス之ニ該當スルモノハ令第一條ニ定ム但シ原動機ヲ使用スルモノ此限ニ非ス (令一)

第三 保護職工

- 一、十四歳未満ノ者ヲ工業ニ使用スルコトヲ得ス (工業労働最低年令法二、六、千圓以下ノ罰金) 但十二歳以上ノ者ニシテ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタル者ハ差支ナシ
- 二、十六歳未満ノ男工及年令ノ如何ヲ問ハス女工ハ保護職工トス十六歳以上ノ男子ハ保護職工ニアラス (工業労働最低年令法三、法三)
- 三、保護職工ハ一日十一時間以上就業セシムルコトヲ得ス (休憩時間ヲ含ム) (法三、八、二〇) 細則、九罰
- 四、保護職工ハ午後十時ヨリ午前五時ニ至ル深夜就業セシムヘカラス (法四、二〇 規則四 細則、七) 罰但シ許可ヲ得タルトキハ午後十一時迄就業セシムルコトヲ得 (細則、三)
- 五、保護職工ニハ毎月二日以上ノ休日ヲ設ケ一日ノ就業時間六時間ヲ超ユルトキハ三十分十時間ヲ超ユルトキハ一時間ノ休憩期間ヲ設ケヘシ (法七、八、二〇 細則五、六) 罰、休日ハ注油、機械掃除、工場掃除等ヲナサシメサルヤウ注意ノコト、食事時間ハ休憩時間中ニ含ムモ可ナリ
- 六、保護職工ヲ發電機、發電動機ノ取扱、運轉中ノ機械ノ注油掃除検査、調帶調索ノ付ケ外シ等危険ナル業務ニ就カシムルコトヲ得ス (法九、二〇) 規則五、罰
- 七、毒劑藥、爆發性、發火性品ノ取扱、塵埃粉末ヲ飛散シ有毒瓦斯ヲ發散スル場所等衛生上

有害ナル業務ニ就カシムルコトヲ得ス (法一〇、二〇規則六、七) 罰

第四 職工ノ疾病

- 一、精神病者、癩、肺結核、喉頭結核、丹毒、再歸熱、癩疹、流行性腦脊髓膜炎其ノ他之ニ準スベキ熱性病、梅毒、疥癬其ノ他傳染性皮膚病、膿毒性結膜炎、「トラホーム」(著シク傳染ノ虞アルモノ) 其ノ他之ニ準スヘキ傳染病、肋膜炎、心臟病、脚氣、關節炎、急性泌尿生殖器病者等ハ就業セシムルコトヲ得ス (法一二規則八、一〇、二五) 罰、科
- 二、常時五十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ハ職工ノ負傷、疾病又ハ死亡ニ付毎月二十日迄ニ知事ニ届出ツヘシ (規則二四、二六罰、科) 業務上ニ基因スルト否トヲ問フコトナシ

第五 産 婦

- 一、産後六週間内ヲ就業セシムヘカラス (法一二、二〇規九) 罰、科
- 二、然共産後四週日ニシテ醫師ノ意見ヲ徵シ支障ナシト認ムル時ハ就業セシムル事ヲ得(全)
- 三、産前及生兒哺育中ニ於テモ一定期間就業ヲ禁ス (法、一二、規九ノ二)
- 四、右ノ者休業中出産手當ヲ給與サル (健康保險法五〇)

第六 其ノ他ノ取締

- 一、始業及終業ノ時刻並休憩及休日ニ關スル事項ヲ揭示スヘシ (規一二、法二〇) 罰

二、就業規則ヲ適宜ノ方法ヲ以テ職工ニ周知セシムヘシ (規一二、法二〇) 罰

三、扶助ニ關スル事項ノ要項ヲ平易ニ記述シ適宜ノ方法ヲ以テ周知セシムヘシ (規一三、法二〇) 罰

四、貯蓄金管理規程ノ周知方法ヲ講スルコト (細一八)

五、工場附屬寄宿舎規則並寄宿舎ノ管理ニ關スル規程ヲ見易キ場所ニ揭示スヘシ (工場附屬寄宿舎規則二二)

六、工場内ニ時計アリヤ又時間違ナキヤ

七、工場ニハ職工名簿ヲ調製シ備付ケ加除ヲ怠ラサルコト (令二二、法二〇、規一六、一七、一八) 罰

八、賃銀ハ毎月一回以上通貨ヲ以テ支拂フヘシ (令二二、法二〇) 罰

九、職工ニ貯蓄セシムルニハ知事ノ認可ヲ受クヘシ (令二四、二五)

一〇、職工ノ雇入ニ詐術ヲ用フヘカラス (令二四)

一一、徒弟ハ知事ノ認可ヲ受ケタル規程ニ依リ收容スヘシ (令二八、三一)

一二、保護職工ノ年齢ヲ知ラストノ理由ニテ處罰ヲ免ル、コトヲ得ス (法二二)

一三、未成年者及女子ニ工場主ノ都合上解雇シタル時ハ歸郷旅費ヲ給ス、但シ十五日以内ニ

歸ラサル時ハ失權ス (令二七、三三) 罰

十四、當該官吏ハ工場又ハ其ノ附屬建設物ニ臨檢シ又ハ職工徒弟ノ檢診ヲ爲スコトヲ得但シ警察官ノ外ハ証票携帯スヘシ (法一四)

一五、正當ノ理由ナクシテ右ノ臨檢ヲ拒ミ若ハ之ヲ妨ケ又ハ其ノ訊問ニ對シ答辨ヲ拒ムカラス (法二一) 罰

一六、工場ニ備フヘキ簿冊左ノ如シ

1、職工名簿 (令二一、規一六)

2、解雇又ハ死亡職工ノ名簿ニシテ保存期間中ニアルモノ (規一七)

3、雇入解雇及扶助ニ關スル書類 (規一九)

4、職工ノ戶籍ニ關スル證明書類 (細二三)

5、工場法令ニヨリ知事ニ差出スヘキ書類ノ寫 (細二八)

6、職工診斷簿 (細一九)

7、工場規程簿 (細二五)

8、貸金支拂簿 (細二四)

9、出勤通帳 (細二四)

10、貯蓄金管理ニ關スル書類 (令二五)

11、貯蓄金臺帳 (細一九)

12、工場衛生ニ關スル書類 (參考)

13、雜書 (參考)

參照 工場法

明治四十四年法律第四六號

工場法施行令

大正五年勅令第一九三號

全 施行規則

全 農省令第一九號

全 施行細則

大正十二年縣令第二三號

第九節 勞働者炎害扶助

勞働者ノ業務上ノ傷害ニ對シテ事業主カ相當扶助ヲ爲スヘキコトヲハ近代ノ社會通念上正當ト認メラル、所ニシテ工場法及鑛業法ニ於テハ己ニ扶助ノ制度ヲ實施セラレツ、アリ

然ルニ土木建築工事、土石採取業等ノ如キノ諸事業ニ於ケル勞働者ノ業務上ノ傷病ニ對シテハ未タ之カ規定ナキヲ以テ事實アル程度ノ扶助ハ爲サレツ、アル現狀ナルモ其ノ程度區々ナルコトヲ免レス或ハ少額ニ失スルノ嫌アリ或ハ事情複雑ナル爲メ扶助責任者明カナラサル儘放任セルルモノアリタルヲ以テ茲ニ勞働者災害法制定セラレテ之カ扶助制度ヲ確立シ兩者保護ノ趣旨ヲ實現セ

一、適用範圍

本法ノ適用範圍ハ左記ノモノナリ (法一、令一、二)

イ、土石砂鑛ヲ採取スル事業ニシテ動力若ハ火藥類ヲ用ヒ若ハ地下ニ於テ作業ヲ爲スモノ又ハ臨時十人以上ノ労働者ヲ使用スルモノ

ロ、土木工事又ハ工作用ノ建設、保存、修理、變更若ハ破壊ノ工事ニシテ

1、國

道府縣

市町村

- 勅令ニテ指定セラレタル公共団体ノ直營工事即チ府縣組合、市町村組合、市町村内ノ區
- 學校區並ニ町村制ヲ施行セサル地ニ於ケル町村ニ準スヘキモノ及其ノ組合、水利組合、水利組合聯合會、北海道士功組合、耕地整理組合、土地區劃整理組合、並ニ其ノ聯合會
- 2、鐵道、軌道若ハ索道ノ運輸事業又ハ水道電氣若ハ瓦斯ノ事業ヲ營ム者カ其ノ事業ノ爲ニスル直營工事
- 3、其ノ他ノ工事ニシテ勅令ノ定ムル規模ノモノ即チ

A、使用労働者延人員千人以上ノモノ

B、請負ニ依ルモノニシテ請負金額壹萬圓以上ノモノ

C、火藥類、動力(一馬力以下ノ電動力ヲ除ク)ニ依リ運轉スル機械又ハ運搬ノ用ニ供スル軌道ヲ用フルモノニシテ使用労働者延人員三百人以上ノモノ

D、地上十米以上又ハ地下三米以上ニ於テ作業ヲ爲スモノニシテ使用労働者延人員三百人以上ノモノ 但シ軒高九米未滿ニシテ且建築面積三百三十平方米未滿ノ木造家屋ノ建築工事ヲ除ク

ハ、鐵道、軌道若ハ索道ノ運輸事業又ハ一定ノ路線ニ依ル自動車ノ運輸事業

ニ、船舶ヨリ若ハ船舶ヘノ貨物ノ積卸ノ事業、岸壁、波止場、停車場若ハ倉庫ニ於ケル貨物取扱ノ事業又ハ工場、鑛山若ハ土石砂鑛ヲ採取スル場所ニ於ケル貨物積卸ノ事業ニシテ動力ニ依ル起重機、昇降機其ノ他ノ揚重機ヲ用フルモノ又ハ常時十人以上ノ労働者ヲ使用スルモノ

ホ、其ノ他危険ナル事業又ハ衛生上有害ノ虞アル事業ニシテ勅令ヲ以テ指定シタルモノ
二、扶助ヲ受クヘキ者

本法ニ依リ扶助ヲ受クヘキ者ハ次ノ如シ (法二)

い、適用事業ニ従事スル一切ノ労働者本人
ろ、其ノ遺族

は、本人ノ死亡當時其ノ収入ニ依リ生計ヲ維持シタルモノ

三、扶助原因

労働者カ業務上負傷シ又ハ疾病ニ罹リ若ハ死亡シタル場合扶助ヲ爲スヘシ (法二七、令

三) 罰

疾病ハ左記各號ノ一ニ該当スルモノヲ謂フ

- 1、負傷ニ由リ發シタル疾病
 - 2、異物ニ因ル眼疾患、重量物体ノ取扱ニ因ル腱鞘炎、其他災害ニ因ル疾病
 - 3、毒性、劇性又ハ刺激性料品ニ因ル中毒病又ハ皮膚若ハ粘膜ノ障碍
 - 4、氣壓ノ急激ナル變化ニ因ル疾病
 - 5、有害ナル光線ニ因ル眼疾患
 - 6、其ノ他内務大臣ノ指定シタル疾病
- 四、扶助ノ種類及程度(法二、七、令三、四、五、六、七、八、九、一一、一二、一三) 罰
- 1、療養ノ扶助

事業主ハ業務上負傷シ又ハ疾病ニ罹リタル労働者ニ對シ其ノ治療又ハ死亡スルニ至ル迄
自己ノ費用ヲ以テ療養ヲ施スカ又ハ療養ニ必要ナル費用ヲ支給シ之ヲ扶助スルヲ要ス

2、休業扶助料

労働者療養ノ爲メ勞務ニ服スルコト能ハサルニ因リ賃金ヲ受ケタル時ハ事業主ハ療養ノ
扶助ヲ爲ス外労働者ノ療養中一日ニ付標準賃金ノ百分ノ六十ニ相當スル金額ヲ労働者ニ
支給スヘシ 但シ本人ノ収入ニ依リ生計ヲ維持スル者ナキ獨身労働者ヲ病院ニ收容シタ
ル時ハ休業扶助料ハ標準賃金ノ百分ノ二十ニ相當スル金額ニテ足ル

3、障害扶助料

労働者ノ負傷又ハ疾病ハ治療シタルモ之カ爲メ身体障害ヲ存スル時ハ事業主ハ施行令別
表ニ掲クル等級ニ依リ障害扶助料ヲ支給スヘシ
別表ハ障害程度ニ依リ一級ヨリ十四級ニ分ケ最高額タル第一級ハ標準賃金五百四十日分
最低額タル第十四級ハ二十日分ナリ

4、遺族扶助料及葬祭料

労働者カ業務上ノ負傷又ハ疾病ノ結果死亡シタル時(即死モ含ム)事務主ハ遺族又ハ勞
働者ノ死亡當時其ノ収入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニ標準賃金三百六十日分ノ遺族扶助

料ヲ支給スヘシ

右ノ場合標準賃金三十日分(三十圓ニ滿タサル時ハ三十圓)ノ葬祭料ヲ支給スヘシ

5、打切扶助料

療養開始後一年ヲ經過スルモ負傷又ハ疾病治癒セサル時ハ事業主ハ標準賃金五百四十日分(労働者ノ重大過失ニ依ル負傷疾病ノ場合ハ二百七十日分)ノ打切扶助料ヲ支給シ以後各種ノ扶助ヲ爲ササルコトヲ得

6、歸郷旅費

労働者負傷シ又ハ疾病ニ罹リ治癒シタルモ相當大ナル障害ヲ殘シ最早其ノ職ニ止リ得ス又ハ打切扶助料ノ支給ヲ受ケタル労働者カ其ノ負傷若ハ疾病ヲ療養スル爲メ扶助ヲ受ケタル日ヨリ十五日以内ニ歸郷セントスル時ハ事業主ハ之ニ對シ必要ナル旅費(三等汽車賃其ノ他ノ實費)ヲ給スヘシ

但、他ノ法令ノ適用ニ依リ同種ノ扶助ヲ受ケタル時

ろ、豫メ許可ヲ受ケタル事業主及労働者ノ出損スル共済組合ニ於テ本會相當ノ給付ヲ爲シタル時ハ給付セス

は、民法ニ依リ同一ノ原因ニ付損害賠償ヲ受ケタル時ハ事業主ハ扶助金額ヨリ其ノ金額

ヲ控除スルコトヲ得

に、其ノ傷痍、疾病ニシテ労働者ノ重大過失ニ因リタルモノトシテ事業主其ノ事實ニ付地方長官ノ認定ヲ受ケタル時ハ休業扶助料障害扶助料ヲ支給スルヲ要セス

五、扶助責任者

扶助ヲ受クヘキ者ニ扶助原因發生シタル時之カ扶助ヲ爲スヘキ者次ノ如シ (法三、四)

(イ) 事業主(労働者ヲ使用シテ事業ヲ爲ス者)

(ロ) 土木建築工事一ノロノ3ニ該當スル時ハ工事ノ全部又ハ一部ガ數次ノ請負ニ依ル爲サル、場合ハ元請負人ヲ其ノ請負ヒタル工事ニ付事業主トス

(ハ) 前號ノ場合元請負人カ書面ニ依ル契約ヲ以テ下請負人ヲシテ扶助ヲ引受ケシメタル時ハ其ノ下請負人モ其ノ工事ニ付事業主トス

(ニ) 土石砂鑛ノ採取事業一ノイ又ハ一ノ(二)ニ該當スルモノ専ラ同一ノ注文者ノ注文ニ依リ爲ササルモノナル時ハ其ノ注文者モ亦其ノ事業ニ付事業主トス

六、標準賃金

標準賃金トハ左ニ掲クル金額ヲ謂フ (令一五)

(1)、普通ノ土木建築工事ニ使用セララルモノニ付テハ一日ニ付十六歳未滿ノ者ハ四十錢、

十六歳以上ノ女子ハ六十錢其ノ他ノ者ハ一圓

- (2)、海陸仲仕ノ事業ニ使用セラルル者ニ付テハ事故發生前一月間當該事業ニ繼續使用セラレタル同種労働者ノ賃金總額ヲ其ノ労働者ノ數ニ其ノ月ノ日數ヲ乘シタル數ヲ以テ除シタル金額

- (3)、前二號以外ノ事業ニ日々雇入レラルル者又ハ使用期間ノ定ナク勞務供給契約ニ基キ使用セラル、者ニ付テハ事故發生ノ日ニ於テ當該事業ニ使用セラレタル同種労働者ノ平均賃金ノ三分ノ二

- (4)、前三號ニ該當セサル者ニ付テハ事故發生前三月間ニ於ケル賃金總額ヲ其ノ期間ノ日數ヲ以テ除シタル金額 但其ノ金額ハ上記賃金總額ヲ該期間中ニ於テ賃金ヲ受ケタル日數ヲ以テ除シタル金額ノ百分ノ六十ヲ下ルヲ得ス

- (5)、健康保險法ノ被保險者ニ付テハ前號ノ規定ニ拘ラス事故發生當時其ノ者ニ付定メラレタル標準報酬日額

- (6)、前各號ノ規定ニ依リ標準賃金ヲ算出スル事能サル者ニ付テハ地方長官ノ定ムル額

七、扶助ノ支給時間 (令一〇)

- (1)、療養中本人ニ支給スルモノ及休業扶助料ハ毎月一回以上支給スルコト

- (2)、障害扶助料ハ労働者ノ負傷又ハ疾病ノ治愈後遲滞ナク之ヲ支給スルコト

但シ事業主カ從來ノ賃金ヲ支給シテ引續キ雇備スル場合本人ノ承諾ヲ得タル時ハ雇備期間内支給ヲ延期スルヲ得

- (3)、遺族扶助料葬祭料ハ労働者ノ死亡後遲滞ナク支給スルコト

- (4)、障害扶助料及遺族扶助料ハ地方長官ノ許可ヲ取ケレハ分割支給差支ナシ

八、行政官廳ノ監督

- (1)、行政官廳ハ事業ノ行ハル、場所ニ於テ危害ノ防止又ハ衛生ニ關シ必要ナル事項ヲ事業主又ハ労働者ニ命スルコトヲ得 (法五)

- (2)、行政官廳ハ必要ト認ムレハ當該官吏又ハ吏員ヲシテ事業ノ行ハル、場所ニ臨檢セシムルコトヲ得 (法六、八) 罰

- (3)、事業主カ事業ノ行ハル、場所ニ居住セサル時又ハ事業主法人ナル場合ニ於テ主タル事務所カ事業ノ行ハル、場所ニ在ラサル時ハ扶助代理人ヲ選任スヘシ(規一、一〇)罰、科

- (4)、扶助代理人ヲ選任シタル時ハ事業主ハ遲滞ナク選任契約書又ハ承諾書ノ寫及本人ノ履歴書添付地方長官ニ届出ヘシ (規一、一〇)罰、科 (細八、一四)拘、科
死亡、解任及住所氏名ニ變更アル時亦同シ (細九、一四)拘、科

- (5)、地方長官必要アリト認ムル時ハ扶助代理人ノ改任ヲ命スルコトヲ得 (全)
- (6)、事業主ハ事業ノ行ハル、場所ニ負傷者ノ救護ニ必要ナル救急要具及材料ヲ備置クヘシ但シ附近ニ適當ナル施設ノ利用シ得ヘキモノアレハ此ノ限ニ非ス (規二、一〇) 罰、科
其ノ最少限度ハ左ノ如ク且其ノ備付場所及使用方法ハ之ヲ労働者ニ周知セシムヘシ (細一〇、一四) 拘、科
 - イ、繃帶材料 (滅菌ガーゼ、巻繃帶) 脱脂綿、酒精、ピンセット、局方沃度丁幾 (約三%)
 - ロ、重傷者ヲ惹起スル虞アル事業ニ在リテハ右ノ外止血帶、副木、興奮劑、擔架
- (7)、事業主ハ其ノ事業カ法ノ適用ヲ受クヘキ事由ヲ生シタル時ハ十日以内ニ所定事項ヲ具シ知事ニ届出ヘシ (細二、一四) 拘、科
- (8)、事業主ハ其ノ住所氏名扶助ニ關スル事項ノ要旨及扶助代理人アル時ハ其ノ住所氏名ヲ事業ノ行ハル、場所ノ見易キ場所ニ揭示スヘシ (規三、一〇) 罰、科
- (9)、事業主ハ事業ノ行ハル、場所ニ於ケル主タル事務所ニ労働者ノ扶助ニ關スル書類ヲ備置クヘシ扶助ヲ終リタル日ヨリ三年間保存スヘシ (規四、一〇) 罰、科
- (10)、全所ニ労働者ノ賃金額及出勤ヲ知り得ル簿冊ヲ備フヘシ (細二、一四) 拘、科
- (11)、歸郷旅費ヲ支給シタル時ハ所定事項ヲ遲滞ナク知事ニ届出ヘシ (細五、一四) 拘、科

- (12)、一月以上事業ヲ休止セントスル時又ハ休止中ノモノ開始セントスル時ハ遲滞ナク知事ニ届出ヘシ (細一、一四) 拘、科
- (13)、労働者業務上ノ負傷又ハ疾病ニ依リ療養ノ爲メ三日以上ノ休業ヲ要スヘキ時又ハ死亡シタル時ハ事業主ハ遲滞ナク地方長官ニ届出ヘシ (規五、一〇) 罰、科
- (14)、事業主扶助ヲ爲シタル時ハ様式ニ依リ知事ニ届出ヘシ (規六、一〇) 罰、科
- (15)、事業主ハ毎月十月末日迄ニ様式ニ依リ十月一日現在ニ於ケル労働者數ヲ地方長官ニ届出ツヘシ (規七、一〇) 罰、科
- (16)、法令ノ規定ニ依リ地方長官ニ提出スヘキ書類ハ其ノ寫ヲ作成シ保存スヘシ (細一三、一四) 拘、科

第十節 案内人及休泊所營業

第一 意義

案内人トハ登山者ニ對シ地理ヲ案内シ又ハ荷物ヲ運搬其ノ他諸用ヲ辨スルヲ業トスル者
休泊所營業者トハ山岳地帯ニ於テ登山者ヲ休憩又ハ宿泊セシムルヲ業トスル者ヲ謂フ

第二 取締ノ目的

近時登山熱ノ悖興ニ伴ヒ之カ地理案内者等ニ不正行爲ヲ爲シ登山者ノ利便ヲ顧ミサル不良ノ徒

輩ナシトセス故ニ保安風俗衛生上ノ点ヨリ相當之カ取締ヲ爲シ登山者ヲ保護セントスルニアリ

第三 免 許

- 一、案内人タラントスル者ハ所定事項ヲ具シ所轄署長ニ願出許可證ヲ受クルヲ要ス
許可ノ有効期間ハ三箇年トス (規三、一八) 拘、科
- 二、左記ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ許可セス (規四)
 - い、十八歳未満ノ者
 - ろ、視力不完全又ハ身体強健ナラサル者
 - は、酒癖暴行癖其ノ他素行不良ノ者
 - に、禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
 - ほ、其ノ他業務上不適當ト認ムル者
- 三、休泊所營業ヲ爲サントスル者ハ所定事項ヲ具シ所轄署長ニ願出テ許可ヲ受クヘシ (規五、一八) 拘、科
- 四、左ノ各號ノ一ニ該當スル時ハ許可セス (規六)
 - い、土地ノ狀況ニ依リ設置ノ場所不適當ト認ムル時

- ろ、構造設置不完全ト認ムル時
- は、素行不良ノ者ト認ムル時
- に、他人ニ名義ヲ假スノ事實アリト認ムル時
- 五、案内人及休泊所營業ヲ願出タル時ハ左記事項ヲ調査スヘシ (手續一)
 - 1、願書記載事額ニ相違ナキヤ
 - 2、願人ノ素行經歷資産信用ノ程度
 - 3、不許可條件 (規四、六) 及強盜竊盜詐欺横領賭博猥褻姦淫罪ニ依リ處罰サレ改悛ノ情ナキ者ニ非サルヤ
 - 4、其ノ他參考事項

第四 案内人ノ遵守事項 (規七、一八) 拘、科

- 一、故ナク案内ヲ勸誘シ又ハ案内ヲ拒ムヘカラス
- 二、案内依頼者ニ對シテハ懇切ニ接遇スルコト
- 三、依頼者ヨリ發着ノ時間ヲ指定セラレタル時ハ故ナク違ハサルコト
- 四、就業中飲酒スヘカラス
- 五、祝儀其ノ他名義ノ如何ヲ問ハス認可額以外ノ金品ヲ請求セサルコト

- 六、案内人許可証ハ就業中携帯シ他人ニ貸與セサルコト
- 七、就業中ハ徽章ヲ胸部ニ佩用スルコト
- 八、平道ニ在リテハ、二十二、五疔、難道ニ在リテハ十五疔以内ノ物件ノ携帯ヲ拒ムヘカサス
- 九、案内終了前ニ案内料其ノ他ノ費用ヲ請求セサルコト
- 一〇、依頼者ノ意ニ反シテ休泊所寄屋料理屋飲食店其ノ他ニ案内シ又ハ是等營業者ト通謀シテ休泊遊興若ハ物品ノ購賣ヲ勸誘セサルコト
- 一一、汚物塵芥ハ他人ニ不快ノ念ヲ抱カシメサル様取片付クルコト
- 一二、遭難傷病者アリタル時ハ敏速ニ救護求援其ノ他必要ナル措置ヲ講シタル後警察官吏ニ届出ツルコト
- 一三、就業中ハ遭難傷病者救護ニ要スル救急材料及用具ヲ携帯スルコト
- 一四、焚火其ノ他火氣ニ法意スルコト
- 一五、高山植物ヲ保護スルコト
- 一六、危険ナル箇所ニ案内スヘカラサルコト
- 一七、登山者ヲ案内セントスル時ハ登山口警察官吏又ハ案内人組合長ニ登山者ノ住所氏名年齢目的地日程ヲ届出ツルコト

一八、天幕生活ヲ爲サントスル者ニ對シテハ其ノ場所國有林ニ屬スルトキ所轄官署ノ指定箇所ニ限ル様注意スルコト

- 一九、就業中警察官吏又ハ案内依頼者ノ請求アリタル時ハ案内人許可証ヲ提出スルコト
- 二〇、其ノ他所轄署長ノ命シタル事項

第五 休泊所營業者ノ遵守事項 (規八、一八) 拘、科

- 一、前項五、一〇乃至一二、一五、一五號ノ事項
- 二、濫リニ休泊又ハ物品ノ購賣ヲ勸誘シ苦ハ故ナク之ヲ拒絶セサルコト
- 三、宿泊料案内料其ノ他販賣又ハ貸與ニ供スル主ナル物品ノ價格及貸與料ハ登山者ノ見易キ場所ニ揭示スルコト
- 四、遭難者苦ハ疾病傷痍者ノ爲救護及手當ニ要スル器具並救急材料ヲ備付クルコト
- 五、同伴ニ非サル男女ヲ同席セシメサルコト
- 六、歌舞音曲其ノ他喧噪ニ涉ル行爲ヲ爲シ又ハ爲サシメサルコト
- 七、常ニ客室寢具其ノ他營業用物品ハ消毒ヲ施シ清潔ニ保ツコト

第六 其ノ他ノ取締

- 一、案内科宿泊料並販賣又ハ貸與ニ供スル主ナル物品ノ價格及貸與料ハ豫メ所轄署長ノ認可

ヲ受クヘシ變更ノ時亦全シ案内人ニシテ組合ニ加入セサル者ハ認可ヲ要セス (規九、一八) 拘、科

二、休泊所營業者ハ登山宿泊者名簿ヲ調製シ發着毎ニ記入シ其ノ寫ハ前一年分ヲ一月二十日迄所轄署長ニ届出ヘシ (規一〇、一八) 拘、科

三、本令ニ違反シ苦ハ風俗公安ヲ害スル虞アリ規四ノ二乃至五、六ノ二乃至五ニ該當スルニ至リタル時ハ所轄署長ハ許可ヲ取消シ又ハ營業停止スルコトヲ得 (規一三)

四、所轄署長ハ取締上必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得 (規一四、一八) 拘、科

五、案内人ハ組合ヲ設クルコトヲ得然ル時ハ規約ヲ定メ所轄署長ノ認可ヲ受クヘシ (規一

五、一八) 拘、科

六、登山期節ニ於テ隨時案内人ノ就業狀況及休泊所ノ設備等ノ視察取締ヲ爲スヘシ(手續四)

參照 案内人及休泊所取締規則 昭和六年五月縣令第三六號

全 取扱手續 全 訓甲第八號

第二編 高等警察

第一章 治安警察

本章ニ於テハ集會結社及多衆運動等ヲ説明セントス集會及結社ノ自由ハ言論及出版ノ自由ト同シク佛國大革命以來唱導セラレタル處ニシテ我憲法(一九)亦之ヲ認メ之カ制限ハ法律ヲ以テスヘキモノトセリ、然シテ集會結社等ニ參加スル民衆ハ往々ニシテ群衆心理ノ作用ニ依リ國家社會ノ安寧秩序ヲ紊スニ至ル事無キヲ保セス、即チ警察取締ノ目的ハ之ニ必要ナル制限ヲ加ヘテ危害ノ發生ヲ豫防禁遏セントスルニアリ

第一節 結社

第一 結社トハ共同ノ目的ヲ以テ結合スル特定多人數ノ任意(註一)ノ繼續的團體ヲ謂フ、而シテ其ノ目的政事(註二)ニアルモノヲ政事結社(政社)トス即チ各政黨ノ如シ政事以外ノ目的ヲ有スルモノハ非政事結社(非政社)ニシテ各種營業組合等ノ如シ

第二屆 出

政社ノ主幹者ハ組織ノ日(註三)ヨリ三日以内ニ事務所在地ノ警察官署ニ届出ツルコトヲ要ス届出事項ニ變更アリタルトキ亦同シ(法一、一九)罰 政事ニ關セサル公事結社ハ届出ヲ要セサルモ必要ニ依リ命令ヲ以テ届出ヲナサシムルニトヲ得 (法三)

但シ法令ヲ以テ組織シタル議會ノ議員議事準備ノ爲相團結スル結社例ヘハ貴族院研究會ノ如キハ届出ヲ要セス (法一五)

第三 政社ニ加入ヲ禁スル者 (法五、六、二二) 罰

- 一、現役及召集中ノ豫備後備ノ軍人
- 二、警察官
- 三、神官、神職、僧侶共ノ他諸宗教師
- 四、官公私立學校ノ教員學生生徒
- 五、女子
- 六、未成年者
- 七、公權剝奪及停止中ノ者 (刑法施行法三四、三六少年法一四)
- 八、外國人

第四 結社ノ禁止

- 一、安寧秩序ヲ保持スル爲メ必要ナル場合ハ内務大臣ハ之カ禁止ヲ命スルコトヲ得 (法八、二二) 禁、罰
- 二、結社ノ存在、目的組織等ノ秘密ニシタル結社ハ之ヲ禁止ス (註四) (法一四、二八) 禁

三、國体ヲ變革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織スル事ヲ得ス

又情ヲ知ツテ之ニ加入スヘカラス (註五) (治安維持法一) 十年以下ノ懲役、禁錮

第五 結社ノ制限

結社ハ法令ヲ以テ組織シタル議會ノ議員ニ對シ其ノ發言表決ニハ議會外ニ於テ責任ヲ負ハシムルノ規定ヲ設クル事ヲ得ス (法七、憲法五二)

第六 警察官ノ尋問

結社ニ關シ警察官ノ尋問アリタルトキ主幹者會長又ハ警察官ノ主タル社員ト認ムル者ニ於テ之ニ答ヘ又答フルニ實ヲ以テスルコト義務ヲ負ハシム (法一一、二五) 罰

註一、結社組織ハ任意ナルヲ以テ法令ニ依リ設立、加入ヲ強制セラル、團體、例ヘハ地方團體公共組合、醫師會、議會、家族等ハ結社ニ非ラス

之ニ反シ宿屋營業組合、貸座敷營業組合等ノ如ク地方警察令ノ規定ニ從ヒ組織スルコトヲ得トシ此ノ場合ニ於テ警察署長等ノ認可ヲ要ストスルモノニシテ其組織若クハ加入ハ任意ニシテ強制スルモノニアラサルヲ以テ結社ト謂フヘシ

註二、政事トハ國家及國家ヨリ政治的目的ヲ委任セラレタル統治主体カ其ノ施設ト爲シタル事項ヲ總稱ス、然シ政事ハ公事ナルカ故ニ政事結社ハ公事結社タルヘキモ治安警察法ニ於テ

公事結社ト謂フハ政事以外ノ公事ニ關スル事項ヲ目的トスル結社ノミヲ意味ス

註三、結社組織ノ日ト言フハ結社カ其ノ目的遂行ノ爲ニ活動シ得ル準備ノ整ヒタル日ヲ謂ヒ、社名、社則、事務所及其ノ主幹者ノ具備シタル日ヲ謂フニ非ス己ニ結社カ組織セラレタルニ拘ラス要届出事項ニ缺ク所アレハ速ニ之ヲ具備シテ届出ツヘキモノトス

註四、治安警察法ニ所謂、秘密ノ結社トハ一定ノ共同ノ目的ノ爲メニスル特定多數人ノ團體ニシテ其ノ社員間ニ於テ其ノ存在組織及目的等其ノ團體ニ關スル事項ヲ秘シテ國家ニ知ラシメサルコトヲ約シタルモノヲ指稱スルモノトス (大正二三、一〇、一〇大刑)

註五、國体ヲ變革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ情ヲ知ツテ之ニ加入シタル者ハ結社ノ禁止ヲ俟ツ迄モ無ク直チニ檢舉スルコトヲ得、其ノ秘密結社タル場合ニ於テモ治安警察法第二八條ニ該當スルモノニ非シテ治安維持法第一條ニ該當ス

第二節 集 會

第一 集會トハ一定ノ場所ニ一時的又ハ定期ニ集合スル多數人ノ會合ヲ謂フ (註一) 其ノ目的政治ニ關スルモノハ政談集會ニシテ然ラサルモノハ非政談集會トス又會同ヲ家屋内ニ於テスルモノハ屋内集會ニシテ家屋外ニ於テスルヲ屋外集會ト稱ス

第二 出 届

公開ノ屋内政談集會ハ三時間前 (到達ノ時間ヲ除ク) 屋外集會ハ葬祭、講社、學生生

徒ノ体育運動等慣例ニ依リ行ヒ來リタルモノノ外政事ニ關スルト否トヲ問ハス十二時間前ニ會場所轄ノ警察官署ニ届出ツルコトヲ要ス届出ノ時刻ヨリ三時間ヲ過キテ開會セス若ハ三時間以上中斷セハ届出ハ其ノ効力ヲ失フ (法二四、二〇) 罰

但シ法令ヲ以テ組織シタル議會ノ議員カ選舉準備ノ爲ニ選舉權者及被選舉權者ノミヲ會同スルモノニ付テハ投票ノ日前五十日間ハ届出ヲ要セス (法二ノ四)

第三 會同ヲ禁シタル者

一、未成年者 (法五、一二) 罰

集會ニハ戎器、兇器ヲ携帯シテ會同スルコトヲ得ス (刀劍、棍棒、庖丁ノ如シ場合ニ依リ「ステツキ」類モ用法上ノ兇器ト認ムルコトヲ得ヘシ) 但携帯者ハ飯領置等機宜ノ禁置ヲナシ入場セシムルコトヲ得 (法一三、二七) 拘、罰

第四 發起人タルヲ得サル者

- 一、未成年者 (法五、一二) 罰
- 二、外國人 (法六、一二) 罰
- 三、公權剝奪及停止中ノ者 (法五二、二) 罰

第五 講談論議ノ制限 (註二)

講談論議ハ自由ナルヲ原則トスルモ左記事項ハ之ヲ禁ス

- 一、公判前ノ豫審事項 (法九、二四) 禁、罰
- 二、傍聴禁止ノ訴訟事項 (全) 全
- 三、犯罪ヲ煽動(註三)若ハ曲庇(註六)シ又ハ犯罪人若ハ刑事被告人ヲ賞恤(註四)若ハ救護シ又ハ陷害(註五)スル事項 (全) 全
- 四、安寧又ハ風俗ヲ害スル事項 (法一〇)
- 五、團體ヲ變革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スル事項ノ實行ニ關スル協議或ハ其ノ煽動(治安維持法二、三) 七年以下ノ懲役、禁錮

第六 制限禁止及解散

- 一、治安保持上必要ト認ムルトキハ警察官ニ於テ屋外集會ハ開始前後ヲ問ハス制限禁止又ハ解散シ屋内集會ハ開始後ニ於テ解散ヲ命スルコトヲ得 (法八、二三) 禁、罰
- 二、故意ニ喧騒シ又ハ狂暴ニ渉ル者アルトキハ警察官之ヲ制止シ其ノ命ニ從ハサルトキ退去セシムルコトヲ得 (法一一、二六) 禁、罰

第七 中止

集會ニ於ケル講談論議カ制限ニ反シ又ハ安寧秩序ヲ紊シ又ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムル場

合ハ警察官ニ於テ之ニ中止ヲ命スルコトヲ得 (法一〇、二四) 禁、罰

第八 臨監及尋問

集會ニ臨監シタル制服警察官ノ求ムル席ヲ供シ尋問ニ答フル義務アリ (法一一、二五) 罰

註一、集會ハ講談論議ノ爲メニスル會同ナリト言フ説アリ、然レ共法上集會ノ目的ヲ之ニ限ルノ必要アルニアラス判例ニ曰ク「苟モ公集カ會同スル以上ハ其ノ目的政事ニ關シ講談論議スルニ在ルト否トハ問ハス治安警察法第九條ニ所謂集會ニ該當スルモノトス(大正一一、一〇、四、大刑)

註二、講談論議トハ口頭ヲ以テ或ル事項ニ對スル自己ノ思想ヲ公ニ發表スルヲ言ヒ時事ニ關スルモノ或ハ過去若クハ將來ニ關スルモノアリ或ハ政事上ノモノ或ハ社會上ノ者等種々アリ

註三、煽動トハ廣義或ハ通常ノ意義ニ於テハ使喚及ヒ教唆スルノ意、俗ニ言フ、オダテル、或ハ囁シ立テテ勸メルコト等ハ固ヨリ之ニ屬ス犯罪ノ煽動ト言ヘハ犯罪ノ決意ヲ容易ナラシムヘキ事項ヲ演説シ又ハ出版スルノ類ナリ即チ煽動トハ演説、新聞、雜誌、引札張札其他種々ノ方法ヲ以テ他人ノ感情ヲ刺戟シ中正ノ判斷ヲ失シテ犯意ヲ起サシメ又ハ既ニ存スル犯意ヲ助長セシムルニ足ルヘキ意思表示ヲ言フ其ノ結果カ相手方ニ對シ現實ニ影響ヲ及ボシタルヤ否ヤハ之ヲ問ハス

註四、賞恤トハ賞與恤憐ノ略語、本來ハ不正ニアラス寧ロ善事ナリト雖モ相手方カ犯罪人、刑事被告人等ナル場合ニ之ヲ公然ナスハ社會上ニ害アルモノトス

註五、陷害トハ不正ニ他人ヲシテ不利益ヲ被ムラシムルヲ謂フ、俗ニ言ヘハ他人ヲ無法ニオトシ井レル事即チ賞恤救護ノ反對ニシテ罪ナキモノヲ罪アリトシテ被告人ヲ不利益ニ導引スルノ行爲ナリ

註六、曲庇トハ不正ニ他人ヲ保護スルノ意ナリ俗ニ言ヘハ事實ヲ枉ケテ謂フコト即チ全ク犯罪ノ事實アルモノヲ掩蔽シ事實ナキモノト曲解スルコトニシテ例ヘハ法律ヲ擬律曲解シテ其ノ無罪ヲ主張スルカ如シ

第三節 多衆運動

第一 意 義

多衆運動トハ多數人カ共同ノ目的ノ爲ニ公衆ノ自由ニ通行シ得ヘキ場所ニ於テ場所ヲ一定セスシテ共同ノ動作ヲ爲スヲ謂フ、其ノ共同ノ目的ヲ有スル点ニ於テ群衆ト異ナリ其ノ場所ヲ一定セサル点ニ於テ集會ト異ル

例ヘハ示威運動、提灯行列等ノ如シ

第二 多衆運動取締

一、多衆運動ヲ爲サントスルトキハ祭葬、講社、學生生徒ノ体育運動等慣例ニ依リ行ヒタルモノノ外集會ト同ク發起人ヨリ十二時間前ニ届出ツル事ヲ要ス (法四、二二) 罰

二、多衆運動ニ對スル制限禁止、解散、尋問、戎器、兇器ノ携帯禁止退去等ノ處分ハ屋外集會ニ關スル取締ト異ナラス(法八、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、) 禁、罰

第三 群 衆 取 締

群衆トハ多數人カ共同ノ目的ヲ有スルコトナク偶然同一ノ場所ニ會同スルコトヲ謂フ

群衆カ安寧秩序ヲ害スルノ虞アルトキハ警察官ハ之ヲ制限、禁止又ハ解散スルコトヲ得ヘシ (法八、二三) 禁、罰

第四 其 他

一、多衆運動ニシテ國體ノ變革又ハ私有財産制度ノ否認ヲ目的トスル事項ノ實行ヲ煽動シ又ハ其ノ目的ヲ以テ騷擾暴行其他生命財産ニ害ヲ加フヘキ犯罪ヲ煽動シタルトキハ治安維持法ニ依リ重ク處罰セラル (法三、四)

二、街路其ノ他公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ文書圖書詩歌ノ揭示、頒布、朗讀、若クハ放吟、又ハ言語形容、其ノ他ノ行爲ヲ爲シ其ノ狀況安寧秩序ヲ紊シ若クハ風俗ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ警察官ニ於テ之ヲ禁止シ其ノ命ニ違背シタルモノハ禁錮、罰金ニ處

ス (法一六、二九)

參照 治安警察法 昭和三十三年法律第三六號

治安維持法 大正十四年法律第四六號

第二章 出版警察

第一 取締ノ目的トスル處ハ不健全ナル思想ノ發表ニ依リ公安風俗ヲ害スル虞アルモノニ相當ノ制限ヲ加フルニアルモ思想ノ發表ハ智識ノ普及思想ノ傳播ノ手段トシテ文化發達上缺クヘカラサルモノナレハ之カ自由ハ大ニ尊重セサルヘカラス (憲法二九)

第二 出版ノ意義

出版トハ機械含密(註一)其ノ他方法ノ何タルヲ問ハス文書、圖書(註二)ヲ印刷シテ之ヲ發賣又ハ頒布スルヲ謂フ

著作トハ文書ヲ著術シ又ハ編纂シ若ハ圖書ヲ作爲スルヲ謂フ、發賣トハ公衆ニ有價ニテ讓渡スルヲ謂ヒ頒布トハ有價無價ヲ問ハス公衆ニ出版物ヲ配付スル行爲ヲ謂フ揭示又ハ陳列ノ方法ヲ取ルモ亦頒布ナリ (註三)

註一、含密ハ英語ニテ化學ノ事ヲ「セイミ」ト言フ含密ハ即チ之ヲ充テタル文字ニシテ化學若クハ化學的ト言フ事ヲ意味スルモノニシテ「セイミ」ト訓ムラ正シトス例ヘハ蒟蒻版ノ如ク

キハ此ノ方法ニ依ル

註二、文書及ヒ圖書何レモ人ノ思想ヲ表白スルコトヲ主タル目的トスル物体ナリ其中文書ハ文字ニ依リ人ノ思想ヲ表示スルモノヲ指シ廣ク何レノ國語タルト又樂譜タルト數字タルト盲者ノ使用スル点字タルト或ハ船舶ノ信號「WNC」ノ如キ電信ノ符號「—、—、—、—」等ノ如キ一切ヲ包含ス、圖書ハ繪畫及圖ヲ總稱ス、繪トハ畫物体ノ表面ニ形態ヲ描キテ或ル觀念ヲ表現シタルモノヲ謂ヒ圖ハ繪畫ノ如ク物体ノ形態ヲ描ク事勿論ナルモ寧ロ事實ニ基キ實用ノ目的ヲ主トスルモノニシテ例ヘハ地圖、見取圖、人體解剖圖ノ如シ

衣服地、帶地ノ類ニ文書圖書ヲ印刷シ或ハ織出セルカ如キ其他菓子、食器ノ類ニ文字又ハ圖形ヲ表ハスカ如キモノハ何レモ裝飾ノ爲メニスルモノニシテ即チ主タル目的ハ衣食ニアリ思想傳播ノ爲メニスルニ非サルヲ以テ出版法ニ所謂文書圖書ニ非ス

註三、凡ソ頒布トハ公衆ヲシテ文書圖書ヲ閱覽スルコトヲ得セシムル行爲ヲ言フ

發賣モ亦頒布ノ一種ナルモ二者合セテ言フ場合ハ頒布ハ無價配付、發賣ハ有價配付ヲ指スモノトス廣ク頒布ノ方法ニハ左ノ如ク積々アリ

1、發賣——有價配付

2、贈與——無價ニテ與フルヲ言フ

3、貸本——當事者ノ一方カ相手方ニ或ル出版物ノ使用即チ關覽ニ爲サシムル事ヲ約シ相手方カ之ニ料金ヲ拂フ事ヲ約シテ配付スル方法

4、公衆關覽有料又ハ關覽ノ用ニ供スルニ目的トスル方法

第一節 普通出版

出版ニシテ豫約出版法及新聞紙法ノ適用ヲ受ケサルモノハ凡テ出版法ノ適用ヲ受クヘキモノトス故ニ普通出版ハ單行本、繪畫、地圖、寫真等ハ勿論專ラ學術技藝統計、廣告ノ類ヲ記載スル雜誌等ノ出版モ亦普通出版ナリ (注二)

第一 出版手續

一、發行ノ日ヨリ三日前ニ製本二部ヲ添ヘ内務省ヘ届出ツルコトヲ要ス 但シ制達スヘキ日數ヲ除クコト (法三、二二) 罰

二、文書圖書ノ發行者、印刷者苦クハ住所氏名、發行及印刷ノ年月日ヲ文書ノ末尾ニ記載スルコトヲ要ス (法七、八、二四) 罰

三、書管、通信、社則、熟則、引札、諸藝ノ番附、諸種ノ用紙、證書ノ類寫真ハ届出及其ノ他ノ形式ヲ要セス (註一) (法九)

四、本曆、畧本曆ハ伊勢神宮ニ於テ一枚摺異曆ハ何人ニテモ出版法ニ依ラスシテ出版スルコ

トヲ得 (昭和十五年四月太政官布達第八號及明治二十三年十月文部省令第六號)

第二 掲載ヲ禁シタル事項

一、皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆シ政体ヲ變改シ又ハ朝憲ヲ紊亂セントスルノ事項 (註二) (法二六) 禁

二、外交、軍事ノ機密ニ關シ特ニ差止タル事項 (法一八、二八〇) 罰

三、公ニセサル官公署ノ文書及官廳ノ議事苦ハ傍聽禁止ノ公會議事 (全) 全

四、檢事ノ差止タル捜査内容

五、公判ニ付スル以前ニ於ケル豫審ノ内容 (法一七、二八) 禁、罰

六、犯罪ヲ曲庇シ又ハ犯人若ハ刑事被告人ヲ賞恤若ハ救護スルノ事項 (法一六、二八) 禁、罰

七、公開ヲ停メタル訴訟ノ事項 (法一七、二八) 禁、罰

八、前各號ノ外安寧秩序ヲ紊シ又ハ風俗ヲ害スヘキ事項 (法一九、二七) 禁、罰

九、少年審判所ノ審判ニ附セラレタル事項、少年ニ對スル刑事事件ニ付豫審又ハ公判ニ附セラレタル事項 (少年法四四) 禁、罰

一〇、國体ヲ變革シ又ハ私有財産制度ヲ否認ルコトヲ目的トスル事項ノ實行、或ハ其ノ目的ヲ以テ騷擾、暴行、其他生命、身体、販産ニ害ヲ加ヘキ犯罪ヲ煽動スル事項 (治安維持法三、四) 懲、禁

第三行 政 處 分

二三八

- 1、發賣頒布ノ禁止及刻版、印本ノ差押
出版物ニシテ安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムルトキハ内務大臣ニ其ノ發賣頒布ヲ禁止スルコトヲ得ルト共ニ其ノ刻版、印本ヲモ差押フルコトヲ得(法一九、二八) 禁、罰 (註二)
- 2、外國出版物ノ禁止及差押
外國又ハ出版法ノ施行セラレサル帝國領土ニ於テ發行セラルル出版物カ帝國內ノ安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムルトキハ内務大臣ニ本法施行ノ地域内ニ於ケル發賣頒布ヲ禁止スルコトヲ得ヘシ (同一〇) (註三)
- 3、雜誌ノ出版差止
出版法第二條但書ノ觀定ニ依ル雜誌カ其ノ掲載事項制限ニ違反シタル場合ニハ内務大臣ニ之カ出版ノ差止ヲ爲スコトヲ得、此ノ場合ニ於テハ一ケ年ヲ經シニ非サレハ出版法ニ依リ出版スル事ヲ得サルモノトス (法三四)
- 4、檢事ノ假差押
出版物ニシテ禁止事項ニ其内容トシタルモノニ付テハ檢事ハ其ノ刻版及印本ノ假差押ヲ爲

スコトヲ得、此ノ場合ニ於テ製本ノ体裁ニ依リ其ノ差押フヘキ部分ト他ノ部分ト分離シ得ルニ於テハ之ヲ分割シテ差押フルコトヲ得ヘシ (法二九、三〇) (註四)

第四 出 版 犯

出版犯トハ廣ク出版法規違反行爲ニシテ處罰ニ科セラルヘキモノヲ謂フ出版犯ハ之ヲ出版刑事犯ト出版警察犯ニ分ルコトヲ得、前者ハ出版物ノ内容カ處罰要件タルモノニシテ(出版法二六條乃至二八條一項參照)後者ハ出版ノ形式カ處罰要件タルモノヲ謂フ(同法二二條乃至二五條參照)出版犯ニ必ラスシモ文書圖畫ノ發賣頒布セラレタルコトヲ要件トセス發賣頒布セスト雖モ其ノ目的カ發賣頒布ニアルトキハ印刷行爲アリタルトキヲ以テ成立スルモノトス(法三五)出版犯ニ付テハ刑法、自首、減輕、再犯、加重及併合罪ノ規定ヲ適用セス(法三三)公訴時効ハ一年ヲ以テ成就ス (法三三) (註五)

第五 各種出版物ノ差押其他ノ處分

一、内務大臣ノ差押命令アリタルトキハ直チニ其ノ發行所、印刷所、發賣所、發賣人、轉賣人、縦覽所、貸本屋等ニ就キ其旨ヲ告ケ現存ノ紙冊(新聞紙、印本、刻版等)ヲ差押フルコト現ニ配達中ノモノモ亦同様トス
郵便局ノ郵送途次ニ在ルモノハ郵便局ニ照會シテ其ノ郵送途次ニ在ル紙冊ノ差押ヲ請求ス

二二九

二、差押ニ係ル紙冊ヲ停車場汽車、汽船乗客被合所等ニ於テ公衆ニ閱覽ニ供シタル場合ニ於テハ主管者ニ其旨ヲ告ケ取り除カシムルコト

四、差押ヘタル紙冊ハ所持人ノ面前ニ於テ其部數ヲ調ヘ紙冊ハ警察署ニ留メ置キ其ノ部數ヲ報告スルコト

五、新聞紙若クハ刻本及印本ヲ差押ヘタルトキハ當該官廳ニ於テ嚴密ニ封印ヲ施シ發行者及刻版所有者ヲシテ看守セシメ得ルコト

六、若シ承諾ヲ得タルトキハ警察官立會上其ノ新聞紙若クハ刻版及ヒ印本ヲ破棄セシムルモ妨ナキコト (以上内務省訓令)

註一

廣告トハ一般公衆ニ認メラレ得ヘキ方法ヲ以テ多クハ不特定人ニ對シ告知ヲ爲ス意思表示ヲ言フ、看板ノ如キ廣告物件トハ異ナル

通信トハ法律上ニテハ隔地者ニ對シ自己以外ノ出來事タル社會ノ狀況ヲ告知スル意思表示ヲ言フ例ヘハ新聞記事材料ノ通信ノ如シ、但シ蒐集シタル一新聞材料ヲ騰寫版其他ニ依リ迅速ニ廣ク印刷頒布スルカ如キハ時事掲載ノ新聞紙トシテ取り扱ハル

報告トハ官吏界ニ於テハ下官カ上司ニ對シテ通報告知スルヲ言ヘ共出版法ニ所謂報告ハ之ト異ナリ官廳ノ作用ニ基カサル職務上又ハ任務上特定又ハ不特定人ニ對シテ通告スルヲ言フ例ヘハ諸團體ハ會計報告、海外派遣ノ社員カ重役ニ對シ視察ノ調査ノ狀況ヲ印刷ニ附シタルカ如キモノノ類ナリ官署ニ於ケル職務上ノ報告書ハ假令印刷ニ附セリト雖モ出版法ノ適要ナキモノトス

社則トハ社ノ規則、ヲ言ヒ社トハ廣ク組合、會社銀行其ノ他ノ團體ヲ含ミ其ノ法人タルト否トヲ問ハス例ヘハ會社ノ定款、組合ノ規約書、青年團ノ團規、警察協會ノ會則ノ如シ

熟則トハ熟ノ規則ニシテ例ヘハ學校ノ入學規則書、生徒心得書等ノ如シ

引札トハ俗ニ言フ、ヒロメ又ハチラシノ事ニシテ廣告ノ一種ナリ即チ諸方ニ撒キ配ル商策上其ノ他ノ招貼廣告ノ意ニシテ或ル意思ヲ誘引ノ目的ヲ以テ告知スル爲メ不特定ノ人ニ對シテ配付送達スルモノヲ言フ、例ヘハ興業物ノ新觸レ、カフェーノ開店廣告、吳服大安賣ノ宣傳ビラ等ノ如シ

諸藝ノ當附トハ演藝又ハ勝負ニ加ハル者ノ名前役割等ヲ記載シタル印刷物ヲ言フ例ヘハ相撲ノ番附、競技大會ノ番附ノ如シ

註二

尊嚴冒讀トハ尊サヲ汚スノ意ナリ例ヘハ皇族ニ對シ不敬ニ亘ルヘキ記事又ハ繪畫ヲ掲載スルカ如キヲ指ス

朝憲紊亂トハ憲法ヲ蹂躪スルノ義ナリ即チ憲法ノ破壞、國體ノ變更ヲ意味ス、例ヘハ君主國體ヲ共和國體ト爲サントスルカ如キ或ハ天皇ノ大權事項ヲ制限セントスルカ如キヲ言フ政體ノ變改トハ國家組織ノ大綱ヲ破壞スルノ意ナリ例ヘハ立憲政體ヲ專制政體ニ變動セントスルカ如シ

註三

差押ナル語ハ民事上、刑事上警察上等各方面ニ用ヒラル出版物ノ差押トハ國家カ特定ノ人ニ對シテ禁止サレタル出版物ニ付キ自由ニ其ノ財產權ノ使用收益等ノ處分行爲ヲ差止メ之ヲ押收スルヲ言フ
印本トハ刻版ニ依リ複製シタル印刷物ヲ言フ、但シ單行本ノミヲ指シテ言フコトアリ往々ニシテ印本ト原稿トヲ混同視スルコトアリ原稿ハ印本ニ非ス隨ツテ原稿ヲ差押ヘ押收スルカ如キハ違法ナリトス
單行本トハ通俗ニ用ヒラルル語ニシテ通常ノ書籍ヲ言フ新聞雜誌ヲ含マス單一的ニ刊行サレタル冊子ヲ指稱ス

刻版トハ印本ヲ複製スル爲メ使用セラルル原造機即チ複製機ヲ言フ、例ヘハ彫刻セル木版、銅版、活字ヲ組立テタル原版、寫眞ノ原版ノ如シ

註四

出版法ハ朝鮮、台灣、關東洲ニハ適用ナク左ノ法規アリ
朝鮮ニ出版規則
台灣ニ台灣出版規則
關東洲ニ普通出版物取締規則

註五

出版法違反ノ犯罪ニ對シ刑法共犯ノ規定ヲ適用セサル旨ノ特別規定ナシ故ニ其ノ犯罪行爲ヲ加功シタルトキハ其ノ身分ナキ者ト雖モ共犯ノ規定ニ從ヒ處分スヘキモノトス (刑法六五參照)
(大正八、七、一七、大刑判)

參照 出版法 明治二十六年法律第一五號

第二節 豫約出版

豫約出版トハ代金ノ全部又ハ一部ヲ前收シテ文書圖書ノ頒布ヲ豫約スル出版ヲ謂フ、豫約出版ニ對シテハ出版法ニ依ルノ外別ニ豫約出版法ヲ適用ス

但シ新聞紙出版法第二條但書ニ依ル雜誌及官廳ニ於テ出版スル文書圖書ハ其ノ適用ヲ受ケサルモノトス (法一、一二)

第一 豫約出版手續

- 一、發行者ハ着手十日以前ニ地方廳ヲ經由内務大臣ニ届出ツヘシ (法二) 罰
- 二、豫約定價十圓未満ハ五百圓、十圓以上ハ千圓ノ保證金ヲ納付スヘシ (法四) 罰

第二 豫造出版ノ廢絶等

- 一、豫約出版ノ廢絶等ハ内務大臣ニ届出ツルカ又ハ許可ヲ要ス (法六) 罰
- 二、本法ニ依ル罰金ニハ保證金ヲ充當スルコトアリ (法九)

第三 注意事項

- 一、豫約出版物ニ非スシテ前金詐欺ヲ行フ者アリ豫約出版物ハ官報ニ告知セラレ
- 二、豫約募集ニ多數應募アルカ如ク裝ヒ欺罔手段ニ依リ募集スル者アリ (處罰令二ノ六) 拘、

科

參照 豫約出版法 明治四十三年法律第五五號

第三節 新聞紙

第一意 義

新聞紙トハ一定ノ題號ヲ用ヒ時期ヲ定メ又ハ六ヶ月以内ノ期間ニ於テ時期ヲ定メスシテ發行スル著作物及定期以外ニ於テ本著作物ト同一ノ題號ヲ用ヒテ臨時發行 (號外、臨時増刊) スル著作物ヲ謂フ (法一)

第二 發行手續

- 一、發行人及編輯人ハ帝國領土内ニ居住スル者ニシテ現役軍人、未成年者、禁治産者ニ非サル者タルコトヲ要ス (法二、二八) 懲、罰
- 二、第一回發行ノ十日以前ニ地方廳ヲ經由シテ内務大臣ニ届出ツヘシ (法四、三〇) 罰、科
- 三、新聞紙ニハ每號發行人、編輯人、印刷人ノ氏名及發行所ヲ掲載スヘシ (法一〇、三三) 罰、科

四、時事ニ關スル事項ヲ掲載スル新聞紙ハ東京及大阪ハ二千圓人口七萬以上ノ市ハ千圓其ノ他ノ地ハ五百圓ヲ保證金トシテ豫納スヘシ (法一一、三四) 罰 (註一)

但シ一ヶ月三回以下發行スルモノハ半額トス

- 五、發行ト同時ニ内務省ニ二部、地方廳、地方裁判所檢事局及區裁判所檢事局ニ各一部宛納付スヘシ (法一一、三二) 罰、科

第三 記事ノ制限

一、必ス掲載ヲ要スル事項

正誤書、辯駁書ノ全文（法一七、一八、三五、科）（註二）

二、掲載禁シタル事項

二二六

- (イ) 皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆シ政體ヲ變改シ又ハ朝憲ヲ紊亂セントスル事項（注四二） 禁、罰
- (ロ) 外交軍事上ノ機密ニ關シ特ニ禁止シタル事項（法二七、四〇） 禁、罰
- (ハ) 官公署又ハ議會ニ於テ公ニセサル文書又ハ公開セサル會議ノ議事若ハ公ニセサル請願書又ハ訴願ノ内容（法二〇、三六） 罰 許可ヲ得ハ差支ナシ
- (ニ) 犯罪ヲ煽動若ハ曲庇シ又ハ犯罪人若ハ刑事被告人ヲ賞恤若ハ救護シ又ハ刑事被告人ヲ陷害スルノ事項（法二一、三七） 禁、罰
- (ホ) 裁判ニ付スル以前ニ於ケル豫審ノ内容其ノ他檢事ノ禁止シタル搜查又ハ豫審中ノ被告事件ニ關スル事項又ハ公開ヲ停メタル訴訟ノ辯論（法一九、三六） 罰
- (ヘ) 其ノ他安寧秩序ヲ紊シ風俗ヲ害スル事項（法二三、三八） 禁、罰
- (ト) 少年審判所ノ審判ニ附セラレタル事項、少年ニ對スル刑事事件ニ付豫審又ハ公判ニ附セラレタル事項（少年法七四） 禁、罰
- (チ) 國體ヲ變革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トスル事項ノ實行ヲ煽動ノ又ハ其

ノ目的ヲ以テ暴行、騷擾其他生命、身体、財産ニ害ヲ加フヘキ犯罪ヲ煽動スル事項
（治安維持法三四） 懲、禁

第四 發行禁止及發賣頒布禁止

發行禁止ハ司法處分ニシテ刑事裁判所ノ判決ニ依リテ之ヲ爲スモノニシテ將來同一新聞紙ノ發行ヲ禁止スルモノナリ、發賣頒布禁止ハ單個ノ號ニ付禁止スル行政處分ニシテ内務大臣ニ於テ之ヲ爲ス（法二三、四二）

第五 差押方法

新聞紙ノ差押執行ハ出版物ノ執行ノ場合ノ外左記各號ニ注意スヘシ

- 一、内務大臣ノ差押命令アリタル時ハ即時執行ニ着手スヘシ、躊躇スルトキハ頒布ヲ了セラシメ既ニ配達ヲ了シタルトキハ所有權既ニ個人ニ歸シタルヲ以テ差押フルヲ得ス
- 二、新聞紙中十數版印刷スルコトアリ何々新聞何版ト云フニ注意スヘシ
- 三、差押フヘキ記事ニ付指圖アルトキハ其ノ記事ノ有無ヲ調ヘ有ル時ハ其ノ一枚ヲ差押フヘシ
- 四、何々新聞何面トアルトキハ新聞紙一部ノ内其ノ一枚ヲ差押フレハ足ル其ノ他出版物ノ場合ニ同シ

第六 其ノ他

- 一、新聞紙、雜誌其ノ他ノ出版物ノ購讀又ハ廣告掲載ニ付強テ其ノ申込ヲ求メタル者（處罰令二ノ七） 拘、料
- 二、申込ナキ新聞紙、雜誌其ノ他ノ出版物ヲ配付シ又ハ申込ナキ廣告ヲ爲シ其ノ代料ヲ請求シタル者（處罰令二ノ八） 拘、料

第六 名譽毀損

一、新聞紙法第四十五條（出版法第三十一條）ニ名譽毀損ニ關スル規定アリテ假令其ノ記載カ名譽ヲ毀損シ或ハ、誹毀スル場合ニ於テモ

- 1、被害者ノ私行ニ涉ラス
- 2、公表カ惡意ニ基クモノニ非ズシテ專ラ公益ノ爲メナルトキ
- 3、事實ヲ証明セラレ得ル場合

右ノ場合ニ刑事上並ニ民事上ノ責任ヲ免除スルモノトス
 惡意トハ被害者ノ名譽ヲ害スル意思目的ヲ謂ヒ
 公益ノ爲トハ社會公共ノ淳風良俗ヲ維持シ風紀ノ肅正ヲ期スル爲トノ意
 私行トハ私的生活關係ニ屬スル行爲ニシテ假令公務ニ從事シナイ一私人ノ行爲ト雖モ宗教家、

醫師、銀行家ノ如キ社會的ノ職業ニアル者ノ職業上ノ行爲ハ私行ニ非スト解スルヲ妥當トス

（例Ⅱ娘ノ懷胎、家庭ノ秘事、醜行ノ如キハ私行トシ官公吏ノ收賄、醫師ノ墮胎手術、銀行家ノ背任等ハ私行ニ非ス）

判例Ⅱ所謂私行ニ係ルモノトハ個人ノ行爲ニシテ直接公益ニ關セサルモノヲ指稱シ其行爲カ直接社會公衆ノ利害ニ關係ヲ有シ公益ニ影響ヲ及スヘキ場合ニ同法ノ所謂私行以外ノ行爲ニシテ公法上ノ職務行爲ハ勿論私法上ノ行爲ト雖モ汎ク之ヲ包含セシメ立證ヲ許スモノト解スヘシ（大一一五、一一、一、大刑）

二、損害賠償ニ付テハ民法第七一五條參照

判例Ⅱ新聞紙ニ新聞記事ヲ掲載スルコトハ新聞紙發行事業ニ必要缺クヘカラサル行爲ナレハ新聞紙ノ持主ハ之ニ對シ其ノ事業監督上相當ノ注意ヲ爲ス責任アルモノニシテ被用者タル新聞記者ノ自由意思ニ出テタルモノトシテ其責任ヲ免ル、ヲ得サルモノトス（大八、大刑）

註 一

時事トハ現時ニ於ケル社會上ノ出來事ニ關スル事項ナリ現時トハ新聞紙發行當日又ハ一日前ノ事タルヲ要セス社會上現在ノ時ト密接ナル關係アリト認メラル、時ヲ謂ヒ其ノ出來事ハ現時ノ

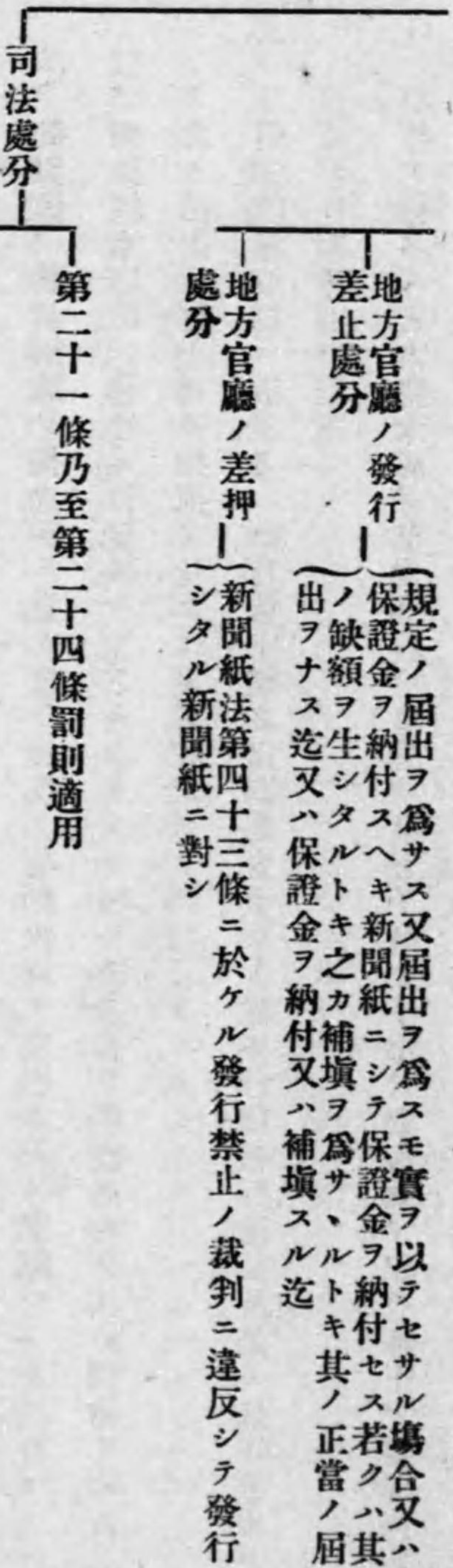
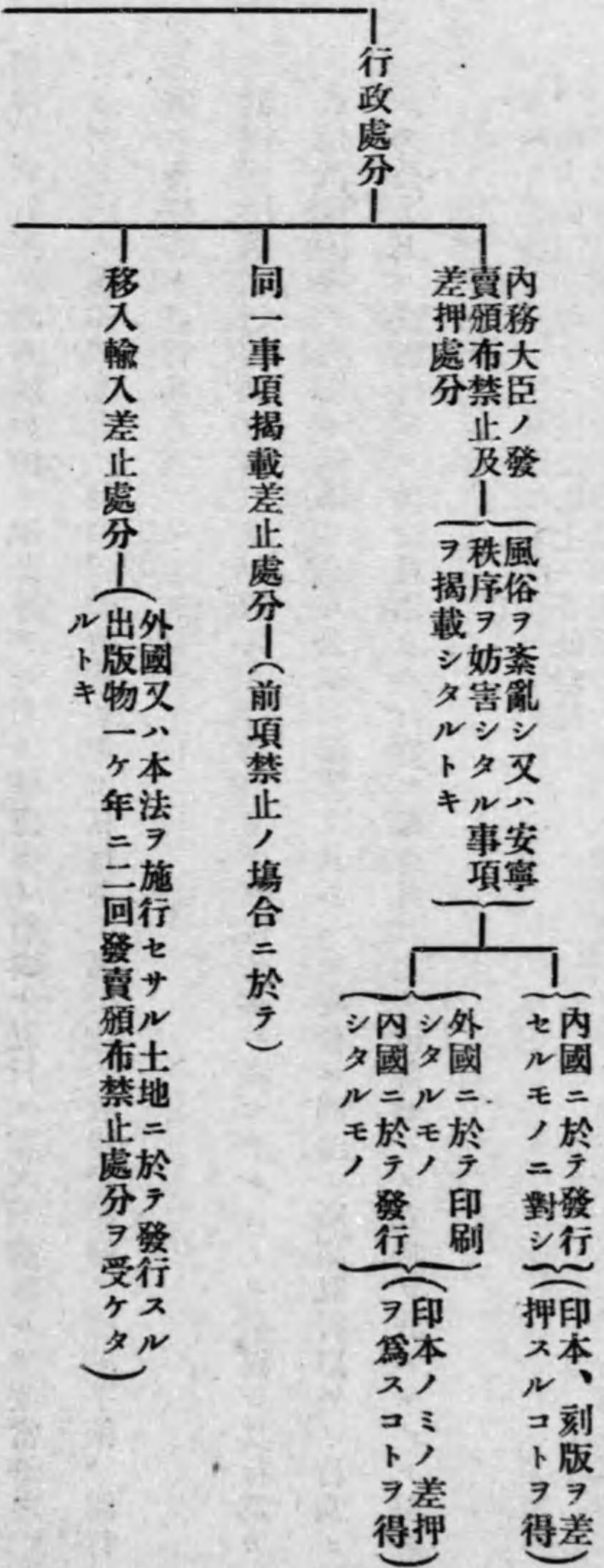
モノナル以上公知ノ事實ナルト否トヲ問ハサルナリ然レ共新聞紙ニ掲載ノ記事カ時事ナリヤ否
ヤハ記事ノ全体ニ亘リ其ノ記述ノ目的トシタル事項ヲ標準トシテ之ヲ判別スヘキモノトス

註 二

正誤トハ錯誤ノ事實ノ記事ニ對シ辯駁トハ錯誤ノ意見ノ記事ニ對ス

參照 新聞紙法 明治四十二年法律第四十一號

新聞紙ノ處分一覽



第三章 御肖像及菊御紋章

第一 御肖像

陛下及殿下ノ御肖像ハ出版ヲ默認セラル、モ其ノ取扱ニ關シテハ國民トシテ最モ敬虔ナル注意ヲ要スルヲ以テ取締上亦慎重ヲ期シ左記各號ニ基キ取締ヲ爲スヘキモノトス (註)

- 1、御肖像其ノ尊號御稱號ヲ標記シアルト否トヲ問ハス御肖像トシテノ外ハ寫出スヘカラス (註)
- 2、御肖像ハ不敬ニ涉ルヘキ場所ニ掲ケ又ハ陳列スヘカラス

3、御肖像ハ露店ニ於テ發賣頒布スヘカラス

而シテ之等取締ハ内務大臣訓令又ハ諭告ニ基クモノナルヲ以テ處罰ヲ以テ臨ムコトヲ得サルモ一般人民ニ對シテハ其ノ道義心ヲ喚起シ販賣者等ニ對シテハ便宜諭示、戒告ヲ加フルノ手段ヲ採リ尙肯セサレハ行政執行法第五條ニ依リ強制ノ手段ニ出ツル事ヲ得

第二 菊御紋章

一、菊御紋章ハ皇族ノ外之カ使用ヲ禁止セラル之ニ類似ノ紋章ニ付亦同様ナリ但シ官國幣社、社殿ノ裝飾及社頭ノ幕提燈ニ之ヲ使用スル場合、寺院ニシテ其ノ使用ヲ特ニ許サレタル場合及明治二年ノ布告前ヨリ神殿、佛堂ノ粧飾トシテ之ヲ使用シ來リタル場合ハ其ノ例外トス

(註)

二、御肖像、勅語御詠ヲ掲クルニ當リ之ト相俟テ菊御紋章ヲ表出スルハ支障ナシ

三、菊御紋章類似ノ程度ニ付疑義ヲ生スルコトアラハ一時頒布ヲ差控ヘシメ其ノ實物ヲ領置シテ之カ措置ニ付上司ノ指揮ヲ受クヘシ(註)

菊御紋章取締ニ關シテハ御肖像ト同ク處罰規定ナシト雖モ行政執行法第五條ニ依リ強制スルコトヲ得

註 皇族ト稱スルハ太皇太后、皇太后、皇后、皇太子皇太子妃、皇太孫、妃、親王、親王内親

王、王妃、女王ヲ謂フ(皇室典範三〇、三一、三二)然シ此ニ御肖像トハ聖上、皇太后宮、及東宮ノ御肖像ヲ總稱ス

註 凡ソ肖像トハ人ノ寫眞畫、其他之ヲ對象トセル寫生的ノ繪畫ヲ謂フ、而シテ其ノ寫眞畫ナルト銅石版、木版、水畫、錦繪ナルト又其ノ尊號ヲ標記シアルト否トヲ問ハサルモノトス

註 天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、ノ御紋章ハ十六葉八重表菊ニシテ親王妃、親王、内親王、王、王妃、女王ノ御紋章ハ十四葉、一重裏菊ナリ

(皇室儀制令一一、一二)

註 各學校ノ御眞影奉安殿又ハ奉安室ニ菊御紋章ヲ描出スルハ學校ヨリ直接警察官廳ニ申出タルモノニ限リ之ヲ認ムルモ差支ナシ、但シ幔幕ノ如キ轉用ノ容易ナルモノニ付テハ認ムヘキ限リニ非ス

註 菊御紋章類似圖形、及皇室ニ關スル文字ノ濫用ニ付テハ夫々取締方ニ干スル内規アリ(明治四年十月内務省訓令第一六八號昭和四年十月全訓令第一二五八號及同第一四九九號)

註 官國幣社トハ官幣社及ヒ國幣社ヲ謂フ、前者ハ格式高ク、官ノ幣物ヲ以テ祭ル神社ニシテ大社、中社、小社及ヒ別格ノ區別アリ國幣社ハ官幣社ニ亞テ格式高ク國ノ幣物ヲ以テ祭ル神社ニシテ大、中、小、社ノ區別アリ

參照

一四四

- 皇尊ノ御寫眞ニ干スル件 明治二十五年十一月内務省訓第七四一號
- 御肖像取締ニ干スル件諭告 明治二十一年十二月二十八日内務大臣諭告
- 御肖像ニ干スル件依命通牒 大正九年一月二十九日發賣五號
- 菊御紋章禁裏御用等ノ文字濫用ヲ禁ス 明治元年三月二十八日太政官布告第一九五號
- 社寺菊御紋濫用禁止 明治二年八月二十五日太政官布告
- 皇族ノ外菊御紋禁止 明治四年六月十七日太政官布告
- 皇族家紋章ノ制 明治四年六月十七日太政官布告
- 官幣社々殿ノ裝飾及社頭ノ幕提燈ニ限リ菊御紋ヲ用フルヲ許ス 明治七年四月二日開拓使外十七府縣ニ對シ太政官達
- 國幣社々殿ノ裝飾及社頭幕提燈ニ限リ菊御紋ニ用フルヲ許ス 明治十二年四月二十二日太政官達第二〇號
- 社寺菊御紋禁止布告前神佛堂ニ粧飾セシモノニ限リ存置ヲ許ス 明治十二年五月二十二日太政官達第二十三號
- 菊御紋章賣品ニ畫ク者禁止 明治十三年四月五日宮内省乙達第二號
- 菊御紋章取締ニ干スル件訓令 明治三十三年八月十八日内務省訓第八三三號

全

- 明治三十七年八月九日内務省訓第五〇七號
- 菊御紋章染抜キノ幕使用禁止ノ件 大正七年九月十三日發賣第五八號
- 御野立所紀念碑ニ菊御紋章描出ニ干スル件通牒 大正十二年七月二十五日警務第三五七二號
- 各學校ノ御眞影奉安殿ニ菊御紋章描出ル差許スノ件通牒 大正十三年八月二十九日發警第六六號
- 同上描出ニ干シ申出ル爲スヘキ官廳ニ干スル件 大正十三年九月十三日警發甲第九四號
- 菊御紋章類似品取締ニ干スル件通牒 大正十三年九月二十五日警保局警發甲第九六號
- 御眞影奉安殿ニ描出スル菊御紋章ニ干スル件通牒 大正十三年十月二日警保局警發甲第一〇三號
- 菊御紋章類似品取締ニ關シテハ慎重考慮ヲ要スル件通牒 大正十三年十一月四日警發第一二八號
- 菊御紋章類似圖形取締内規 昭和四年十月二十一日内務省訓第一三六八號

第四章 議員選舉

二四五

議會政治ノ發達ニ伴ヒ、議員ノ選舉場裡ニ激甚ナル競争起リ、從ツテ犯罪ヲ誘發シ種々ノ弊害ヲ生スルニ至レリ

第五十議會ニ於ケル衆議院議員選舉法ノ改正ハ選舉權ノ大擴張ヲ行ヒ、所謂普通選舉ノ制度ヲ布クト共ニ選舉ニ於ケル從來ノ弊害ヲ矯正スルコトヲ大眼目トシ、選舉運動並ニ其ノ費用ニ種々ノ制限ヲ加ヘ罰則ヲ設ケ以テ選舉ノ公正ヲ期スルコト、シタリ

之カ取締ノ任ニ當ルヘキ警察官吏ハ嚴正公平ナル立場ニ於テ、選舉法ノ罰則ニ犯罪トシテ定ムル所ノ行爲ヲ最モ完全ニ取締ルヘキモノトス

今選舉法ニ犯罪トシテ列舉セル事項ヲ分説スレハ左ノ如シ

第一 詐欺的手段ニ依リ行爲

一、詐欺ノ方法ニ依リ選舉人名簿ニ登錄セラレタルモノ (法一一一) 罰

二、投票管理者ハ投票ヲ爲サストスル選舉人ノ本人ナリヤ否ヤヲ確認スルコト能ハサルトキハ其ノ本人ナル旨ヲ宣言セシム、此ノ場合ニ虛偽ノ宣言ヲ爲シタル者 (法二五、一一一)

罰

三、選舉人ニアラサル者投票ヲ爲シタルトキ (法一二七) 禁、罰

四、氏名詐稱、其他詐術ヲ用ヒテ投票シタル者 (法一二七) 禁、罰

五、投票ヲ偽造シ又ハ其數ヲ増減シタル者 (法一二七) 懲、禁、罰

六、演說又ハ新聞紙、雜誌、引札、張札、其他何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス

(イ) 當選ヲ得又ハ得シムル目的ヲ以テ議員候補者ノ身分職業又ハ經歷ニ關シ虛偽ノ事項ヲ公ニシタル者 (味方)

(ロ) 當選ヲ得シメサル目的ヲ以テ議員候補者ニ關シ虛偽ノ事項ヲ公ニシタル者 (敵方)

但シ新聞紙ニ就テハ仍ホ編纂人及實際編纂ヲ擔當シタルモノヲ罰ス (法一二六) 禁、

罰

第二 利益ノ供與、饗應接待、誘導

一、當選ヲ得若クハ得シメ又ハ得シメサル目的ヲ以テ選舉人又ハ選舉運動若ニ對シ金錢、物品

其他財産上ノ利益、若クハ公札ノ職務ノ供與、其供與ノ申込、若クハ約束ヲ爲シ又ハ之ヲ

受ケ或ハ要求シタル者 (法一一二) 懲、禁、罰

二、饗應接待、其ノ申込、約束ヲ爲シ又ハ之ヲ受ケ或ハ要求シタル者 (法一一二) 懲、禁、

罰

三、選舉人又ハ選舉運動者ニ對シ其ノ者又ハ其ノ者ノ關係アル社寺、學校、會社、組合、市町

村、等ニ對スル用水、小作、債權、寄附、其ノ他特殊ノ直接利害關係ヲ利用シテ誘導シタルトキ、又ハ誘導ニ應ジ若クハ之ヲ促シタルトキ (法一一二) 懲、禁、罰

四、投票ヲ爲シ若クハ爲サ、ルコト、選舉運動ヲ爲シ若クハ止メタルコト、又ハ其ノ周旋勸誘ヲ爲シタルコトノ報酬ト爲ス目的ヲ以テ利益ノ供與、其ノ申込若クハ約束ヲ爲シ又ハ饗應接待若クハ其ノ申込、約束ヲ爲シタルモノ或ハ之ヲ受ケ若クハ要求シ又ハ申込ヲ承諾シタルモノ (法一一二) 懲、禁、罰

五、議員候補者タルコト、若クハ議員候補者タラントスルコトヲ止メシムルコト或ハ當選ヲ辭セシムル目的ヲ以テ利益ノ供與、饗應接待、誘導ヲ爲シ又ハ之ヲ受ケ若クハ要求シ或ハ申込ヲ承諾シ誘導ニ應シタルモノ (法一一三) 懲、禁、罰

六、議員候補者タルコト、議員候補者タラムトスルコトヲ止メタルコト、當選ヲ辭シタルコトノ報酬ト爲ス目的ヲ以テ議員候補者タリシモノ、議員候補者タラムトスル者又ハ當選人タリシ者ニ對シ前同様ノ行爲ヲ爲シタル者 (法一一三) 懲、禁、罰

七、利益ノ供與、饗應接待、誘導ノ行爲ニ關シ周旋勸誘ヲ爲シタル者 (法一一二、一一三) 懲、禁、罰

以上ノ犯罪ニ依リテ得タル利益ハ之ヲ沒收ス、其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルヨト能ハサル

八、例 外
トキハ其ノ價額ヲ追徴ス (法一一四)

選舉事務長、選舉委員、選舉事務員ハ選舉運動ノ爲ニ要スル飲食物、船車馬等ノ供給又ハ旅費、休泊料其ノ他ノ實費ノ辨償ヲ受クルコトヲ得、演說又ハ推薦狀ニ依リ選舉運動ヲ爲スモノ其ノ運動ヲ爲スニ付亦同シ

選舉事務員ハ選舉運動ヲ爲スニ付報酬ヲ受クルコトヲ得 (法九七)

第三、選舉ノ自由ヲ妨害スル行爲

一、交通若クハ集會ノ便ヲ妨ケ、又ハ演說ヲ妨害シ、其ノ他偽計、詐術等不正ノ方法ヲ以テ選舉ノ自由ヲ妨害シタルトキ (法一一五) 懲、禁、罰

第四、暴行、脅迫、威逼行爲

一、選舉人、議員候補者、議員候補者タラムトスル者、選舉運動者、當選人ニ對シ暴行若クハ威力ヲ加ヘ又ハ之ヲ拐引シタルトキ (法一一五) 懲、禁、罰

二、選舉人、議員候補者、議員候補者タラムトスル者、選舉運動者、當選人ニ對シ其ノ關係アル社寺、學校、會社、組合、市町村等ニ對スル用水、小作、債權、寄附其ノ他特殊ノ利害關係ヲ利用シテ威逼シタルモノ (法一一五) 懲、禁、罰

三、多衆集合シテ暴行、脅迫、拐引、騷擾、抑留、毀壞奪取等ノ罪ヲ犯シタル者 (法一一〇)

首 魁 一年以上七年以下ノ懲、禁

指揮者 六月以上五年以下ノ懲、禁

附加隨行者 百圓以下ノ罰金

四、前記犯罪ヲ犯ス爲メ多衆集合シ當該公務員ヨリ解散ノ命ヲ受クルコト三回以上ニ及フモ仍ホ解散セサルトキ (法一一〇)

首 魁 二年以下ノ禁錮

其ノ他ノ者 百圓以下ノ罰、科

第五 戎器、兇器ノ携帯並ニ氣勢ヲ張ル行爲

一、選舉ニ關シ銃砲、刀劍、棍棒其他、他人ヲ殺傷スルニ足ルヘキ物品ヲ携帯スヘカラス

(法一一一) 禁、罰

二、戎器、兇器ヲ携帯シテ選舉會場、投票所、又ハ開票所ニ入ルコトヲ得ス (法一一二)

禁、罰

三、警察官吏又ハ憲兵ハ必要ト認ムルトキハ戎器、兇器ヲ領置スルコトヲ得

四、多衆集合シ若クハ隊伍ヲ組ミテ往來シ、又ハ煙火、松明ノ類ヲ用ヒ、若クハ鐘鼓喇叭ノ類

ヲ鳴ラシ旗幟其ノ他ノ標章ヲ用フル等氣勢ヲ張ルノ行爲ヲ爲シ警察官ノ制止ヲ受クルモ仍其ノ命ニ從ハサル者 (法一二四) 禁、罰

第六 煽動行爲

一、演説、新聞、雜誌、引札、張札、其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス、利益ノ供與、嬰應接待、周旋勸誘、誘導、暴行、脅迫、威逼、妨害、認知、開函、騷擾、抑留、毀壞、奪取、戎器、兇器ノ携帯並ニ氣勢ヲ張ル罪ヲ犯サシムル目的ヲ以テ人ヲ煽動シタル者

(法一二〇) 禁、罰

但シ新聞及雜誌ニ在リテハ仍其ノ編輯人及實際編輯ヲ擔當シタルモノヲ罰ス

第七 投票所、開票所、選舉會場ノ取締

一、投票所、開票所並ニ選舉會場ノ秩序ヲ保持スルハ投票管理者、開票管理者或ハ選舉長ノ職權ニ屬シ警察官速ハ管理者或ハ選舉長ノ請求アル場合ニ於テノミ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得ルモノトス (法四〇、五七、六六)

二、選舉人投票所(開票所、選舉會場)ノ事務ニ從事スル者、投票所(開票所、選舉會場)ヲ監視スル職權ヲ有スル者及警察官吏ノ外投票所(開票所、選舉會場)ニ入ルコトヲ得ス (法四一、五七、六六)

三、投票所（開票所、選舉會場）ニ於テ演説討論ヲ爲シ、若クハ喧騒ニ涉リ又ハ投票ニ關シ協議、勸誘ヲ爲シ其ノ他投票所（開票所、選舉會場）ノ秩序ヲ紊ルモノアルトキハ投票管理者（開票管理者、選舉長）ハ之ヲ制止シ命ニ從ハサルトキハ場外ニ退出セシムルヘシ
 （法四二、五七、六六）

（註）

- 1、投票所 市役所、町村役場又ハ投票管理者ノ指定シタル場所ニ之ヲ設ケ午前七時ニ開サ午後六時ニ閉ツ（法一一、一二）
- 2、開票所 郡市役所又ハ開票管理者ノ指定シタル場所ニ設ケ管内ノ各投票所ヨリ集リタル投票函ヲ開票スル場所（法四五）
- 3、選舉會場 選舉長ノ屬スル郡市役所又ハ選舉長ノ指定シタル場所ニ設ケ當落ヲ決スル場所（法五九）
- 4、投票管理者 市町村長之ニ當リ投票ニ關セル事務ヲ擔任シ投票所ノ秩序ヲ保持ス（法二〇、四〇）
- 5、開票管理者 郡市長之ニ當リ開票ニ關スル事務ヲ擔任シ開票所ノ秩序ヲ保持ス（法四四、五七、四〇）

- 6、選舉長 選舉區内ニ於ケル郡市長中ヨリ地方長官ノ選定シタルモノニシテ選舉會ニ關スル事務ヲ擔任シ選舉會場ノ秩序ヲ保持ス（法五八、六六、四〇）
 - 7、投票立會人 投票ニ立會スル人（法二四）
 - 8、開票立會人 開票ニ立會スル人（法四七、二四）
 - 9、選舉立會人 選舉會ニ立會スル人（法六一、二四）
 - 10、投票用紙 投票所ニ於テ選舉人ニ交付セラル、用紙（法二六、二七）
 - 11、投票錄 投票ニ關スル顛末ヲ記載シタル記録ニシテ議員ノ任期間、開票管理者之ヲ保存ス（法三四、五四）
 - 12、開票錄 開票ニ關スル顛末ヲ記載シタル記録ニシテ議員ノ任期間、開票管理者之ヲ保存ス（法五四）
 - 13、選舉錄 選舉會ニ關スル顛末ヲ記載シタル記録ニシテ議員ノ任期間、選舉長之ヲ保存ス（法六四）
 - 14、參觀 選舉人ハ選舉會場、開票所ノ參觀ヲ求ムルコトヲ得（六三、五〇）
- 四、投票所又ハ開票所ニ於テ正當ノ事由ナクシテ選舉人ノ投票ニ關涉シ又ハ被選舉人ノ氏名ヲ認知スルノ方法ヲ行ヒタル者（法一一八） 禁、罰

五、法令ノ規定ニ依ラスシテ投票函ヲ開キ又ハ投票函中ノ投票ヲ取り出シタル者 (法一一八) 懲、禁、罰

六、投票管理者、開票管理者、選舉長、立會人、若クハ選舉監視者ニ暴行、脅迫ヲ加ヘ、選舉會場、投票所、開票所ヲ騷擾シ又ハ投票函其ノ他ノ關係書類ヲ抑留、毀壞若クハ奪取シタル者 (法一一九) 懲、禁

第八 官吏ノ犯罪

一、一般官吏ノ犯罪

(イ) 選舉ニ關シ、官吏又ハ吏員故意ニ其ノ職務ヲ怠リ又ハ職權ヲ亂用シテ選舉ノ自由ヲ妨害シタル者 (法一一六) 禁

(ロ) 官吏又ハ吏員、選舉人ニ對シ其ノ投票セムトシ又ハ投票シタル被選舉人ノ氏名ヲ表示ヲ求メタルトキ (法一一六) 禁、罰

二、選舉事務關係官吏ノ犯罪

(イ) 選舉事務ニ關係アル官吏、吏員立會人又ハ監視者カ選舉人ノ投票シタル被選人ノ氏名ヲ表示シタルトキ (法一一七) 禁、罰
其ノ表示シタル事實ノ眞否ヲ論セス

(ロ) 投票ヲ偽造シ又ハ其ノ數ヲ増減シタル者 (法一二七) 懲、禁、罰
(罪一般人ヨリ重シ)

(ハ) 立會人正當ノ事由ナクシテ法ニ定メタル義務ヲ缺クトキ (法一二八) 罰

(ニ) 選舉事務ニ關係アル官吏及吏員ハ其ノ關係区域内ニ於ケル選舉運動ヲ爲スコトヲ得ス (法九九、一三二) 禁、罰

第九 選舉運動ノ取締

一、議員候補者、選舉事務長、選舉委員又ハ選選事務員ニ非サレハ選舉運動ヲ爲スコトヲ得ス但シ演說又ハ推薦狀ニ依ル運動ハ此限リニアラス (法九五、一二九) 禁、罰
二、戸別訪問禁止

投票ヲ得、若クハ得シメ又ハ得シメサル目的ヲ以テ戸別訪問ヲ爲シ或ハ個々ノ選舉人ニ對シ面接シ又ハ電話ニ依リ選舉運動ヲ爲スコトヲ得ス (法九八、一二九) 禁、罰

三、選舉事務所及選舉運動者ノ取締

(イ) 選舉事務長ニアラサレハ選舉事務所ヲ設置シ又ハ選舉委員、選舉事務員ヲ選任スルコトヲ者ス (法八九、一三二) 禁、罰

(ロ) 選舉委員及選舉事務員ハ議員候補者一人ニ付通シテ五十人ヲ超ユルコトヲ得ス (法九

三、一三〇) 罰

(ハ) 選舉事務所ハ候補者一人ニ付七ヶ所ヲ超ユルコトヲ得ス (法九〇、一三〇) 罰

(ニ) 選舉事務所ハ選舉ノ當日ニ限リ投票所ヲ設ケタル場所ノ入口ヨリ三町以内ノ區域ニ置クコトヲ得ス (法九一、一三〇) 罰

(ホ) 休憩所其ノ他之ニ類スル設備ハ選舉運動ノ爲ニ設クルコトヲ得ス (法九二、一三〇) 罰

(ヘ) 選舉權ヲ有セサルモノ選舉事務長、選舉事務員、選舉委員トナルコトヲ得ス (法九二、一三〇) 禁、罰

(ト) 選舉事務長、選舉委員、選舉事務員ニシテ選舉權ヲ有セサルモノナル時、又ハ選舉事務ニ關係アル官吏、吏員ナル時地方長官ハ直チニ解任又ハ退任ヲ命スヘシ (法九四、一二九) 〇、罰

(チ) 選舉運動者ノ定數ヲ超過スルトキハ地方長官直チニ其ノ定數ヲ超ユル數ノ解任又ハ退任ヲ命スヘシ (法九四、一二九) 〇、罰

(リ) 選舉事務所定數ヲ超エ又ハ其ノ位置法ニ違反スルモノト認ムル時ハ地方長官ハ直チニ其ノ事務所ノ閉鎖ヲ命スヘシ (法九四、一二九) 〇、罰

(ヌ) 選舉事務長、辭任シ又ハ解任セラレタル時ハ遲滯ナク其ノ費用ヲ計算シ新ニ事務長ノ職ヲ推薦ノ届出ヲ選舉長ニ差出シタルモノ (法六七、六八)

(註) 務ヲ行フモノニ選舉委員、選舉事務員並ニ選舉事務所ト共ニ之ヲ引繼ヲ爲スヘシ
議員候補者、選舉ノ期日前七日迄ニ候補者一人ニ付金二千圓又ハ之ニ相當スル國債證書ヲ供託シ本人ヨリ直接立候補ノ届出ヲ選舉長ニ差出シタル者 (法六七、六八)
又ハ選舉人名簿ニ記載セラレタル者ヨリ他人ヲ議員候補者ト爲ス旨前項ノ要件ヲ具備シテ推薦ノ届出ヲ選舉長ニ差出シタルモノ (法六七、六八)

四、届出

(イ) 議員候補者ハ選舉事務長一人ヲ選任スヘシ、選舉事務長ノ選任者(自ラ選舉事務長トナリタルモノヲ含ム)ハ直チニ其ノ旨ヲ選舉區元警察官署ノ一ニ届出ツヘシ (法八八、一三二) 罰

(ロ) 選舉事務長ニ異動アリタルトキハ直チニ其ノ旨届出ツヘシ (法八八、一三二) 罰

(ハ) 選舉事務長ニ故障アルトキハ代リテ其ノ職務ヲ行フモノ直チニ届出ツヘシ (法八八、一三二) 罰

(ニ) 選舉事務長、選舉事務所ヲ設置シ又ハ選舉委員、若クハ選舉事務員ヲ選任シタルトキハ直チニ其ノ旨届出ツヘシ (法八九、一三二) 罰

選舉事務所、選舉委員、選舉事務員ニ異動アリタルトキハ亦同シ
(ホ) 届出ハ總テ最初ニ爲シタル警察官署ニ提出スヘキモノトス

第十 選舉運動ノ費用ニ對スル制限

一、意 義

選舉運動ノ費用トハ選舉運動ノ爲ニ費消シタル金錢ハ勿論、財産上ノ義務ヲ負擔シ又ハ建物、船車馬、印刷物、飲食物其ノ他ノ金錢以外ノ財産上ノ利益ヲ使用シ若クハ費消シタル場合ニ於テハ其ノ義務又ハ利益ヲ時價ニ見積リタル金額ヲモ包含ス (法一〇三)
但シ左ニ記載スルモノハ選舉運動ノ費用ニ非ルモノト看做ス (法一〇四)

議員候補者カ乗用スル船車馬賃

選舉運動ノ殘務整理費用

演說又ハ推薦狀ニ依ル運動費用

(イ)(ロ)(ハ)(ニ)

選舉委員、選舉事務員其ノ他ノ者ノ支出シタル費用ニシテ議員候補者又ハ選舉事務長ト意思ヲ通セサルモノ (第一〇一條違反ノモノ)

(ホ)

立候補準備ノ爲ニ要シタル費用ニシテ議員候補者又ハ選舉事務長トナリタル者ノ支出シタル費用又ハ其者ト意思ヲ通シテ支出シタル費用以外ノモノ

二、選舉運動ノ費用ハ議員候補者一人ニ付左ノ範圍内ニ於テ地方長官ノ告示シタル標準ニ依ル

ヘシ (法一〇一、一三三) 禁、罰

(イ)

選舉区内ノ議員定數ヲ以テ選舉人名簿碼定ノ日ニ於テ之ニ記載セラレタル者ノ總數ヲ除シテ得タル數ヲ四十錢ニ乘シテ得タル額

$$\frac{40 \text{ 錢} \times \text{有權者數}}{\text{議員定數}} = \text{選舉運動費用}$$

(ロ)

選舉ノ一部無効トナリ更ニ選舉ヲ行フ場合ニ於テ選舉区内議員ノ定數ヲ以テ選舉人名簿確定ノ日ニ於テ關係區域ノ選舉人名簿ニ記載セラレタル者ノ數ヲ除シテ得タル數ヲ四十錢ニ乘シテ得タル額

三、立候補準備ノ爲ニ要スル費用ヲ除ク外選舉運動ノ費用ハ選舉事務長ニ非サレハ之ヲ支出

スルコトヲ得ス、但シ議員候補者、選舉委員又ハ選舉事務員ハ事務長ノ文書ニ依ル承諾ヲ得テ支出スルコトヲ妨ケス (法一〇一、一三四) 禁

議員候補者、選舉事務長、選舉委員、選舉事務員ニ非サル者ハ選舉運動ノ費用ヲ支出スルコトヲ得ス、但シ演說又ハ推薦狀ニ依ル選舉運動ノ費用ハ此ノ限リニ在ラス (法一〇一、一三四) 禁

四、選舉事務長ハ帳簿ヲ備ヒ選舉運動ノ費用ヲ記載スヘシ虚偽ノ記載ヲ爲スヘカラス (法一

〇五、一三五) 禁、罰

五、届出事項

- (イ) 選舉事務長ハ選舉運動ノ費用ヲ精算シ選舉期日ヨリ十日以内ニ警察官署經由地方長官ニ届出ツヘシ (法一〇六、一三五) 禁、罰
- (ロ) 選舉事務長ハ選舉ニ關スル帳簿及書類ヲ一ケ年間保存スヘシ (法一〇七、一三五) 禁、罰

六、警察官吏ハ選舉ノ期日後、何時ニテモ選舉事務長ニ對シ選舉運動ノ費用ニ關スル帳簿又ハ書類ノ提出ヲ命シ、之ヲ検査シ又ハ之ニ關スル説明ヲ求ムルコトヲ得 (法一〇八、一三五) 禁、罰

第十一 其ノ他ノ制裁

- 一、當選人選舉違反ニ依リ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ當選ヲ無効トス (法一二六)
 - 二、選舉事務長、利益ノ供與、饗應接待、誘導、勸誘等ニ關スル犯罪ニ依リ刑ニ處セラレタルトキハ當選人ノ當選ヲ無効トス
- 但シ選舉事務長ノ選任及監督ニ付相當ノ注意ヲ爲シタルトキハ此ノ限リニアラス (法一二六)

三、選舉違反ニ依リ刑ニ處セラレタル者ハ左ノ區別ニ從ヒ衆議院議員及選舉ニ關シ衆議院議員選舉法ノ罰則ヲ適用スル議會ノ議員ノ選舉權及被選舉權ヲ有セス (法一二七)

- (イ) 罰金ノ刑ニ處セラレタル者裁判確定後五ケ年間
 - (ロ) 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
 - (1) 裁判確定後刑ノ執行ヲ終ル迄及其後五ケ年間
 - (2) 刑ノ時効ニ因ル場合ヲ除クノ外刑ノ執行ノ免除ヲ受クル迄ノ間及其ノ五ケ年間
 - (3) 刑ノ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ間ノ者
- 但シ情狀ニ因リ裁判所ハ刑ノ言渡ト同時ニ此ノ規定ヲ適用セス又ハ其ノ期間ヲ短縮スル旨ノ宣告ヲ爲スコトヲ得 (法一二七)

第十二 罪ノ時効

- 一、投票ヲ偽造シ又ハ其ノ數ヲ増減シタル犯罪ノ時効ハ一年ヲ經過スルニ因リ完成ス (法一二八)
- 二、其他ノ選舉違反ノ時効ハ六ケ月ヲ經過スルニ因リ完成ス (法一二八)

第十三 取締上ノ注意

選舉取締ノ目的ハ選舉ノ公正ト自由ヲ確保シ犯罪ヲ未發ニ防止スルニアルヲ以テ先ソ一般ニ選

舉ノ罰則ヲ周知セシムルヲ肝要トス

選舉ニ關シ違反事實ヲ探知シタルトキハ直チニ監督者ニ報告シ其ノ指揮ヲ待ツテ之カ檢舉ニ着手スヘキモノトス、茲ニ注意スヘキハ競爭激甚ヲ加フル至ラハ中傷、陷害等ノ目的ヲ以テ強テ摘發ヲ爲スコト少カラサルヲ以テ投書密告等ニ付テモ常ニ冷靜ナル判斷ヲ以テ之カ調査ヲ遂ケ事實ノ真相ヲ誤ラサルコトニ努ムヘシ

參照 衆議院議員選舉法

大正十四年五月五日法律第四十七號

全 法施行令

大正十五年一月二十九日勅令第三號

全 法施行規則

大正十五年二月三日內務省令第四號

選舉運動ノ爲ニスル文書圖書ニ關スル件

大正十五年二月三日內務省令第五號

第二節 地方議會議員

第一項 府縣會議員

府縣會議員ノ選舉ニ關シテハ其ノ選舉運動、選舉運動ノ費用及演說ニ依ル選舉運動ノ爲ニスル公立學校等ノ設備ノ使用ニ付キ衆議院議員選舉法ノ規定カ準用セララル

但シ議員候補者一人ニ付定ムヘキ選舉事務所ノ數、選舉委員及選舉事務員ノ數並ニ選舉運動ノ費用ハ府縣制三九條、施行令一七條、一八條、一九條ニ依ルモノトス (註)

第二項 市町村會議員

府縣制準用選舉ノ市區指定令(大正一五年六月勅令二一一號)ニ依リ指定セラレタル市會議員又ハ區會議員ノ選舉ニ付テハ府縣會議員ノ選舉ノ場合ト同様ナリ、但シ議員候補者一人ニ付定ムヘキ選舉事務員ノ數並選舉運動ノ費用ノ額ニ關シテハ別ニ市制三九條ノ二、三九條ノ三、市制町村制施行令二九條乃至三一一條ノ定ムル所ニ依ル (註一)

右ニ述ヘタル市區以外ノ市區及町村會議員ノ選舉ニ付テハ衆議院議員選舉法第十章及第十一章ノ規定ノ中

1、選舉當日ニ於ケル選舉事務所ノ制限 (法九一)

2、休憩所其他之ニ類似スル設備ノ禁止 (法九二)

3、戶別訪問、面接又ハ電話ニ依ル選舉運動ノ禁止 (法九八)

4、關係官公吏ノ選舉運動禁止 (法九九ノ二)

5、文書圖書ノ制限 (法一〇〇)

以上ノ規定カ準用セララルモノトス (市制三九條ノ三、町村制三六條ノ二) (註二)

註一 府縣制準用市區指定令ニ依リ指定セラフタルモノハ東京市以下五十七市及東京市ノ區ナリ

註二 地方議會議員ノ選舉運動ノ爲ニスル文書圖書ニ關シテハ別ニ內務省令ノ定ムル所ナリ

(大正一五年六月内務省令二一號)

參照 府縣制

市制

町村制

衆議院議員選舉法

地方議會議員ノ選舉運動ノ爲ニスル文書圖書ニ關スル件

第三節 多額納稅者議員

貴族院多額納稅者議員互選多額納稅者議員ハ貴族院令第六條ニ基キ發セラレタル貴族多額納稅者議員互選規則ニ依リ互選スルモノニシテ該選舉ニハ衆議院議員選舉法中罰則ヲ準用セラル、モノトス

參照 貴族院令 明治二十二年勅令第一一號大正十四年五月勅令第一七四號改正

貴族院令第六條ノ規定ニ依リ多額納稅者議員定數指定ノ件

大正十四年六月十八日詔書

貴族院令第六條ノ議員選舉ニ付衆議院議員選舉法中罰則準用ノ件

大正十四年五月六日法律第四八號

貴族院多額納稅者議員互選規則 大正十四年六月十八日勅令第二三四號

第三編 衛生警察

第一章 防疫

第一節 傳染病豫防

傳染性疾患中最モ急性ナルモノニ限リ傳染病豫防法ノ適用ヲ受クヘキモノトシ法定ノ制限加ヘ特殊ノ拘束ヲ爲スコト、セリ

第一 傳染病ノ種類

(一) 法定傳染病ノ種類(法一)

「コレラ」「赤痢」「疫痢ヲ含ム」腸「チフス」「バラチフス」痘瘡、發疹「チフス」猩紅熱「チフテリア」流行性腦脊髄膜炎ベストノ十種トス

(二) 指定傳染病(法一、規則二)

必要ニヨリ内務大臣指定シテ法ノ全部又ハ一部ヲ適用スルコトヲ得

(三) 疑似症(法二)

「コレラ」及「ベスト」ノ疑似症ニ對シテハ本法ヲ適用ス其ノ他ノ傳染病疑似症ニ對シテモ知事ハ本法全部又ハ一部ヲ適用スルコトヲ得

(四) 病原体保有者(法一ノ二規則八乃至一三)

傳染病原体所有者トハ一見健康者ノ如ク見ユルモ其ノ實原体ヲ保持シ他人ニ傳染セシムル虞アルモノニシテ此ノ法律ノ適用ニ付テハ之ヲ傳染病患者ト看做ス

第二屆 出

一、醫師傳染病患者ヲ診斷シ又ハ死體ヲ檢案シタルトキハ家人ニ消毒方法ヲ指示シ且直ニ警察官吏、市町村長若ハ豫防委員ニ届出ツヘシ十二時間内ニ届出テサルトキハ三百圓以内ノ罰金ニ處セラレ (法三、三〇) 轉歸(死亡又ハ全癒)ノ場合亦回シ (細三)

二、患者ハ速ニ醫師ノ診斷若ハ檢案ヲ受クルカ又ハ警察官吏、市町村長若ハ豫防委員ニ届出ツヘシ (法四、三一) 罰 (細則四、五、六)

第三 患者等ノ義務

(一) 清潔方法及消毒方法

傳染病患者アリタル家其ノ他病者ニ汚染シ又ハ汚染ノ疑アリタル家ニ於テハ清潔方法及消毒方法ヲ行フコト (法五、〇一) 罰、其ノ方法ハ後ニ述フ

(二) 入院及隔離

市町村長及豫防委員ハ「コレラ痘瘡、發疹」チフス」又ハ「ベスト」ノ患者アリタル場合ニ於テハ特別ノ事由アルモノヲ除クノ外之ヲ傳染病院、隔離病舎其ノ他適當ノ場所ニ入ラ

シメ又其ノ他ノ傳染病患者アリタル場合ニ於テ傳染病豫防上必要アリト認ムルトキハ傳染病院又ハ隔離病舎ニ入ラシムヘシ (法七規則二八) (細則二〇、一七、四七、六八)

(三) 警察官吏及檢疫委員ハ傳染病者ニ汚染シ又ハ汚染ノ疑アル家ノ居住者其ノ他病者感染ノ疑アル者ヲ消毒方法ノ施行ヲ了リタルトキヨリ起算シ「コレラ」ハ五日以内、發疹「チフス」ハ十四日以内「ベスト」ハ十日以内隔離所又ハ消毒方法ノ施行ヲ了リタル家其ノ他適當ノ箇所ニ隔離スルコトヲ得 (規則二九)

(四) 就業禁止

傳染病患者(保菌者ヲ含ム)ハ業態上病毒傳播ノ虞アル左記業務ニ從事スルコトヲ得ス (法八ノ二、〇一、規則〇一) 罰

- イ、菓子、鮎、煮染、豆腐、氷雪、肉乳、魚介、蔬菜、果實其ノ他直ニ食飲ニ供シ得ヘキ物ノ製造販賣、調製又ハ取扱ニ直接從事スル業務
- ロ、旅店、下宿屋、寄宿舎、合宿所其ノ他多衆ノ宿泊スル場所及貸座敷、料理店、飲食店、理髮店其他客ノ來集ヲ目的トスル場所ニ於ケル従業者、看護婦、鍼術灸術按摩營業者藝妓娼妓酌婦其ノ他直接接客ニ接スル業務
- ハ、劇場寄席活動寫真館等興業上其ノ他多集ノ集合スル場所ニ於テ直接客ニ接スル業務

但シ地方長官ニ於テ病毒傳播ノ虞ナシト認ムル場合ニ限り條件ヲ付シ赤痢、腸「チフス」及「バラチフス」ノ患者ニ對シ前記「ロ」及「ハ」ノ業務程紅熱「チフリア」及深行性腦脊髓膜炎ノ患者ニ對シ前記「イ」ノ業務ニ從事スルコトヲ許可スルコトヲ得（規則三二）

(五) 交通遮斷

- 一、警察官吏及檢疫委員ハ「コレラ」發疹「チフス」又ハ「ベスト」ノ患家及汚染ノ虞アル家ニ對シ、患者アル間及隔離若ハ入院セシメタル後又ハ轉歸後、消毒法ノ施行ヲ終ル迄、其ノ家ノ交通ヲ遮斷スルコトヲ得（法八、規則二九、細則一九、二〇）
- 二、市町村長及豫防委員ハ警察官吏及檢疫委員ノ指示ヲ受ケ交通遮斷及隔離ノ事務ニ從事スヘキモノトス（規則二九ノ二）
- 三、交通遮斷ヲ犯シタル者又ハ當該吏員ノ尋問ニ答ヘス若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處セラル（法三一） 隔離ノ場所ニ濫リニ立入りタル者ノ制裁ナキモ場合ニ依リ家宅侵入罪又ハ警察犯處罰令第二條第十五號ニ該當ス
- 四、隔離トハ患者又ハ病毒感染ノ疑アル者ヲ健康人ヨリ遠サクルヲ謂フ即チ人ニ對スル制限ニシテ交通遮斷トハ病毒汚染ノ虞アル箇所ニ健康人ノ立入ルコトヲ禁止スルヲ謂フ即チ場所ニ對スル制限ナリ

第四 死 体

- 一、傳染病患者又ハ其ノ死体ハ當該吏員ノ認可ナクシテ他ニ移スコトヲ得ス（法九、三一）
罰（細二七、二八） 規三二、細三一
- 二、死体ハ當該吏員ニ於テ充分ト認ムル消毒方法ヲ施シタル後ニ非サレハ埋葬（火葬又ハ土葬）スヘカラス（法一一、三二） 罰
- 三、傳染病患者死体ハ當該吏員ノ認テ經テ二十四時間以内ニ埋葬スルコトヲ得（法一一）
規三二ノ三細三一
- 四、傳染病患者死体ハ火葬ヲ原則トス、土葬ハ警察官署ノ許可ヲ要ス（法一二、三一） 罰、
細二九
- 五、土葬ハ警察官署ノ許可ヲ得タル場合ノ外三ヶ年内ハ改葬スヘカラス（法一二、三一） 罰
- 五、死体ヲ既ニ埋葬シ若ハ埋葬セントスル場合ニ於テ傳染病患者タリシ疑アルトキハ當該吏員ハ死体及家屋其ノ他ニ對シ消毒等相當ノ處分ヲ爲ス（法一三） 細三〇

第五 自働的發見方法

- 一、當該吏員ハ其ノ事由ヲ告知シ家宅、船舶其ノ他ノ場所ニ立入ルコトヲ得、但シ證票ヲ示シ且成ル可ク日出後日没前タルコト（法一四）

二、検査委員ハ船舶、汽車、電車ノ検査ヲ行フコトヲ得 (法一八、規則三九乃至四八) 検査トハ交通機關ニ依リ病毒侵入ヲ防止スル手段ナリ
細則第七條ノ報告

第六 市町村ノ義務

- (一) 市町村ハ地方長官ノ命ニ依リ衛生組合ノ設置
- (二) 清潔方法及消毒方法ノ施行
- (三) 醫師其ノ他ノ人員ノ雇入、器具、藥品ノ設備
- (四) 鼠族昆虫等ノ驅除
- (五) 傳染病院、隔離所消毒所ノ設備
- (六) 家用水使用水停止ノ場合ニ於ケル水ノ供給ノ義務ヲ負ヒ是等ニ要スル費用モ亦其ノ負擔ニ屬ス (法一六、一七、二二、二二) 細三四、三六、三八、三九、一〇三、一〇五

第七 消毒方法

消毒方法ハ奏効確實、方法簡易、費用節約ノ三点ヲ考慮シテ左ノ四種ヲ定メラル (法二二)

- (一) 焼却
 - 動物ノ死体、消毒後再ヒ用ニ供スル目的ナキ物件又ハ消毒費用ニ比シ廉價ナル物件 (例ボロ慶介ノ如キ)ハ焼却スヘシ (規則二六ノ一四)
- (二) 蒸汽消毒

流通蒸汽ヲ用ヒ成ルヘク消毒器内ノ空氣ヲ排除シ一時間以上搭氏百度以上ノ濕熱ニ觸レシムヘシ、尙左ノ事項ニ注意スヘシ (規則二二)

- イ、襪色ノ虞アルモノハ避ケ又染色ノ虞アルモノハ他ト混シ行ハサルコト
- ロ、衣ハ豫メ袖又ハ衣襲ヲ檢索シ爆發又ハ發火シ易キ物件ハ之ヲ取出スコト
- ハ、絹布毛織物、綿入蒲團、羽蒲團等ハ成ル可ク蒸汽消毒ヲ行ヒ(地質ヲ損スル虞ナキニ付)又ハ「フォームアルデヒド」ヲ使用スヘシ (規則二五ノ五)
- 革類、革製品、漆器、其ノ他塗物、護謨製品セルロイド製品護謨附品、膠附品、紙製品
- 毛皮象牙、鼈甲、角等ハ蒸汽消毒ヲ用フヘカラス (規則二五ノ九)
- ホ、井口水槽汚水ニハ適當ナル裝置ニ依リ熱蒸汽ヲ通シ三十分間以上沸騰セシムルコト (規則二六ノ一二)

ヘ、町村ニ在ル釜ハコツボ氏ノ釜ニシテ其ノ使用上ニ付速ニ煮沸セントシテ湯氣ノ漏出ヲ止メルコトアルモ斯クテハ消毒ノ効力ナシ

(三) 煮沸消毒

消毒スヘキ物品ヲ全部水ニ浸漬シ沸騰後三十分間以上煮沸スヘシ、尙左ノ事項ニ注意スヘシ (規則二三)

- イ、褪色、染色、革、塗、漆器類ノ注意ハ蒸汽消毒ニ全シ
- ロ、硝子器陶器、磁氣鑲製品竹本製品等ニシテ、汽熱ニ堪フルモノハ煮沸又ハ蒸汽消毒ヲ行フコト（規則二六ノ八）

(四) 藥物消毒

- 1、石炭酸水防疫用石炭酸水三分、水九十七分、定量ノ防疫用石炭酸ニ少量ノ湯又ハ水ヲ加ヘ攪拌又ハ振盪シツ、除々ニ水ヲ注キ定量ニ至ラシムヘシ、又使用ノ都度之ヲ振盪スヘシ
 - 2、「クツゾール水」(「クレゾール」石鹼液三分九十七分)、定量ノ「クレゾール」石鹼液ニ定量ノ水ヲ加ヘ使用ノ都度振盪スヘシ
 - 3、昇汞水(昇汞一部、普通食鹽一部、水千分)定量ノ昇汞及普通食鹽ヲ定量ノ水ニ溶解シ又ハ昇汞錠(一錠中昇汞〇・五、食鹽〇・五ヲ含ム)ヲ一錠ニ付水約五百「グラム」ノ割合ニ溶解スヘシ
- 昇汞水ハ金屬ニ非サル容器ニ之ヲ貯藏シ其ノ昇汞錠ヲ用ヒサルモノハ「スカレット」フクシンS」其ノ他適當ノ色素ヲ加ヘ着色シ識別シ易カラシムルコトヲ要ス

注 一、屎尿吐瀉物其ノ他ノ排泄物ノ消毒ニ適セス

二、飲食器具、玩具、金屬製品等ノ消毒ニ適セス

意 三、飲料水ニ滲透スルノ虞レアル場所ノ消毒ニ適セス

- 4、煨製石灰、(少量ノ水ヲ注ケハ熱ヲ發シ崩壊スルモノ)煨製石灰末(煨製石灰ニ少量ノ水ヲ加ヘ粉末ト爲シタルモノ)、石灰乳(煨製灰二分水八定量ノ假製石灰ニ除々ニ水ヲ加ヘ充分攪拌スヘシ、石灰乳ハ用ニ臨ミ之ヲ製シ且使用ノ都度之ヲ攪拌スヘシ)

煨製石灰ヲ得ルコト能ハサル場合ニ限り倍量ノ普通石炭ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

(注意) 煨製石灰末ハ乾燥セル場所ノ消毒ニハ適セス

- 5、「クロール」石炭水、(「クロール」石灰五分水九十五分)

定量ノ「クロール」石灰ニ徐々ニ定量ノ水ヲ加ヘ充分攪拌スヘシ、又用ニ臨ミテ之ヲ製シ且使用ノ都度之ヲ攪拌スヘシ

- 6、「フォルマリン」水「フォルマリン」水一分水三十四分)

(注意) 用ニ臨ミ之ヲ製ス、屎尿、吐瀉物其ノ他ノ排泄物ノ消毒ニハ適セス

- 7、「フォルムアルビヒド」(「フォルムアルドヒド」ハ「フォルマリン」ヲ噴霧發生セシ

メ、又ハ適當ノ装置ニ依リ之ヲ發生トシムヘシ

- 一、消毒函内又ハ室内ノ容積百立方尺ニ付「フォルマリン」四十グラム以上ヲ噴霧セシメ又ハ「フォルムアルデヒド」瓦斯十五「グラム」以上發生セシメ同時ニ約百「グラム」以上ノ水ヲ蒸發セシムルノ比例ヲ以テ處置シタル後七時間以上密閉スヘシ（規則二四）

二、物件ノ内部ニ至ル迄消毒スルノ必要アルモノハ真空装置ニ依ルニアラサレハ之ヲ使用スヘカラス

三、氣密ニ閉鎖シ得ヘキ消毒箱内又ハ土藏造、洋風建物、船舶、汽車等ニシテ戸扉窓孔等ヲ密閉シ得ヘキ室内ニアラレハ之ヲ使用スヘカラス（全）

四、絹布、毛織物、綿、綿入蒲團、羽布圖等ハ成ルヘク蒸氣消毒又ハ「フォルムアルデヒド」ヲ使用スヘシ（規則二六）

第八 消毒ノ施行（規則二五、二六）

傳染病ハ各其ノ病原ヲ異ニシ從テ消毒ヲ要スヘキ場所物件等同様ニアラス、即チ左ノ如シ

(1) 「コレラ」、赤痢、腸「チフス」、「バラチフス」

一、尿尿、吐瀉物及其ノ他ノ排泄物

同容量ノ石炭酸水若ハ「クレゾール」其ノ容量ノ三分ノ一以上ノ煨製石灰未又ハ其ノ容量ノ五分ノ一以上ノ石灰乳若ハ「クロール」石灰水ヲ加ヘ充分攪拌シタル後二時間以上放置シ又ハ煮沸シ若ハ焼却スヘシ（昇汞水「フォルマリン」水ハ不可）

二、死 体

死体ヲ棺ニ斂ムルニハ其ノ衣類ニ石炭酸水「クレゾール」水若ハ昇汞水ヲ充分撒布シ又ハ是等藥品ヲ浸漬シタル布片ヲ以テ死体ヲ包ミ又ハ棺内ニ普通石灰ヲ填ムヘシ

三、患者及死体ノ用ニ供シタル衣類寢具運搬具等

蒸汽消毒又ハ煮沸消毒ヲ行ヒ或ハ石炭酸水「クレゾール」水若ハ「フォルマリン」水ニ二時間以上浸漬シ又ハ「フォルムアルデヒド」ヲ使用スヘシ
運搬シタル駕籠、釣台、車等ハ使用ノ都度石炭酸水「クレゾール」水昇汞水若ハ「フォルマリン」水ヲ以テ拭淨シ又ハ撒布スヘシ

四、看護人其ノ他病毒ニ接觸シタル者及其ノ使用シタル衣類寢具筆患家ノ者、消毒方法ノ施行又ハ患者死体若ハ排泄物ノ運搬ニ從事シタル者其ノ他病毒ニ接觸シタル者ハ其ノ都度手足ヲ消毒シ終ニ入浴スヘシ手足ノ消毒ニハ石炭酸水「クレゾール」水又ハ昇汞水ヲ使用スヘシ衣類寢具ハ前號ニ準シ成ルヘク嚴重ニ消毒スヘシ人夫ニハ消毒衣ヲ着

用セシムヘシ

二七六

五、患者用ノ飲食器具患者ノ飲食物渣殘等

汽熱ニ堪ヘルモノハ蒸汽消毒煮沸消毒ヲ行フヘシ或ハ石炭酸水「クレゾール」水石灰乳若ハ「フォルマリン」水ニ浸漬シ又ハ是等ノ物（石灰乳ヲ除ク）ヲ以テ拭淨シ又ハ撒布スヘシ

但昇汞ハ不可飲食物殘渣ハ吐瀉物同様ニ取扱フヘシ

六、病室ノ疊敷物等

石炭酸水「クレゾール」水昇汞水若ハ「フォルマリン」水ヲ以テ拭淨又ハ撒布スヘシ

七、便所便池手洗水鉢等

便所ハ石炭酸水「クレゾール」水若ハ「フォルマリン」水ヲ以テ拭淨シ又ハ之ヲ撒布シ便池肥料溜（手洗鉢ノ水ハ便池ニ投ス）等ニハ煨製石灰水又ハ「クロール」石灰水ヲ注キ充分攪拌スヘシ

但シ尿尿ハ消毒後一週間ヲ經過スルニ非サレハ肥料ニ供スヘカラス

八、台所、台所器具、井戸、水槽等

台所ハ (六) ニ依リ台所器具ハ (五) ノ消毒方法ニ準シ消毒スヘシ井戸、水槽ハ水量

ノ五十分ノ一煨製石灰ヲ乳狀ニ爲シタルモノ若ハ水量五百分ノ一ノ「クロール」石灰水ヲ投シ充分攪拌シタル後十二時間以上放置スヘシ
昇汞水ハ飲料水滲透ノ虞アル場所ハ不可

九、芥溜、下水溜

芥ハ燒却其ノ他ハ前號ニ準シ消毒スヘシ

一〇、其ノ他患者用居室ノ柱、廊下、戸、障子、襖、壁等

患者ノ手ノ達スヘキ部分ハ石炭酸水又ハ「クレゾール」水ヲ撒布シ所帯、塵、紙、草履、紙箱、手拭等燒却ノコト

一一、患者ノ糞便等ヲ山畑等ヘ埋ノタルトキハ掘起シ石灰乳ヲ充分撒布シ攪拌スヘシ
(2)、痘瘡及猩紅熱

一、鼻汁唾痰膿汁痂皮落屑及其ノ處置ニ用井タル器具、布片、紙片等

唾痰ハ唾壺ニ略出セシメ消毒ノ後便所ニ投棄ス唾壺ハ石炭酸水ヲ撒布シ又ニ拭淨シ其ノ他ノ物ハ石炭酸水等ヲ以テ消毒ノ上燒却又ハ煮沸スヘシ

二、死体 (1) ノ二ニ同シ)

三、患者及死体ノ用ニ供シタル衣類寢具運搬具等 (1) ノ三ニ同シ)

二七七

- 四、看護人其ノ他病毒ニ接觸シタル者及其ノ使用シタル衣類及寢具等 (1) ノ四ニ同シ
- 五、患者用ノ飲食器具其ノ他ノ器具等 (硝子、陶器、磁器、竹木製品) (1) ノ五ニ同シ
- 圖書書類等ハ「フォルアトルデヒード」ヲ使用スヘシ
- 六、病室ノ疊敷物建具壁等 (1) ノ六ニ同シ

但シ密閉シ得ヘキ場合ニ於テハ「フォルムアルデヒード」ヲ使用スルコトヲ得敷物ニシテ布帛類アルトキハ衣類寢具ノ消毒方法ニ依ルヘシ

- 七、空氣傳染病 (呼吸器傳染病) ノ消毒ニハ室内ノ塵埃ヲ飛散セヌ様ニシ且塵埃ヲ靜ニ掃集メ焼却スヘシ

(3) 發 疹「チフス」

- 一、鼻汁唾痰及其ノ處置ニ用ヒタル器具布片、紙片等 (2) ノ一ニ同シ
- 二、死体 (1) ノ二ニ同シ
- 三、患者及死体ノ用ニ供シタル衣類寢具、運搬具等 (1) ノ三ニ同シ
- 四、看護人其ノ他病毒ニ接觸シタル者及其ノ使用シタル衣類寢具等 (1) ノ四ニ同シ
- 五、病室ノ疊敷物等 (1) ノ六ニ同シ
- (4) 「チフテリア」流行性腦脊髄膜炎

- 一、鼻汁唾痰及其ノ處置ニ用ヒタル器具布片紙片等 (1) ノ一ニ同シ
- 二、患者ノ用ニ供シタル衣類寢具等 (1) ノ三ニ同シ
- 三、看護人及其ノ使用シタル衣類寢具等 (1) ノ四ニ同シ
- 四、患者用ノ飲食器具其ノ他ノ器具、書籍、玩具等 (1) ノ五ニ同シ
- (5) ベ ス ト

- 一、鼠族ノ棲息交通スル増所
- 二、血液ヲ消毒スル外痘瘡ト同シ

注 衣類寢具、器具、敷物、圖書、書類其ノ他ノ物件ニシテ以上ノ消毒方法ヲ行セ難キモノニ付テハ日光ニ曝シ又ハ大氣中ニ乾燥セシムヘシ (規則二七)

第九 清潔方法

- 一、消毒方法施行後各疾病ニ適應シタル方法ニ依リ掃除シ清潔ナラシムルコト (規則一七)
- 二、宅地及家屋ノ内外ヲ掃除シ室内ノ採光換氣ヲ充分ニシ疊敷物ヲ日光ニ曝シ床下ハ換氣ヲ充分ナラシメ濕氣著シキモノハ乾燥セル土砂類ヲ撒布シ汚水停留等ノ場所ハ之ヲ埋メ排水ヲ充分ナラシムルコト (規則一八)

三、濫ニ消毒藥ヲ撒布セサルコト (規則一九)

四、汚泥塵芥ハ一定ノ場所ニ投棄又ハ燒却セシムヘシ (規則二〇)

第一〇 病原体保有者ノ處置

一、「コレラ」ノ病原体保有者ハ患者ト同一ニ取扱フ

二、主要症狀消退ノ時ヨリ (一) 赤痢ハ十四日 (二) 腹「チフス」、「バラチフス」二十一日

(三) 「チフテリア」流行性腦脊髓膜炎ハ七日ヲ經過セサルモノハ隔離交通遮斷等患者ノ

如ク取扱フ (規則一〇)

三、此ノ消退決定ハ検査材料ニ付細菌學的検査ヲ引繼キ二回以上行ヒ病原体ノ存在ヲ證明セサル場合トス (規則九)

四、前項 (二) ノ期間ヲ經過シタル後ノ病原体保有者ハ退院セシメ任意ノ場所ニ在ラシメ

左ノ事項ヲ遵守セシム (規則一一)

(甲) 赤痢、腸「チフス」、「バラチフス」

イ、便所ハ成ルヘク専用トシ上圖ノ都度便池ニ消毒藥ヲ投入スルコト

ロ、便所ノ手洗水ニハ消毒藥ヲ用フルコト

ハ、尿尿ニ汚サレタモノハ之ヲ消毒スルコト

(乙) 「チフテリア」流行性腦脊髓膜炎

イ、食器手拭衣類寢具涎掛玩具等ハ之ヲ専用トシ衣類寢具ハ時々日光ニ曝スコト

ロ、鼻汁唾痰ノ附具シタル布片其ノ他鼻汁唾液ニ汚サレタモノハ之ヲ消毒シ又ハ便池ニ投棄スルコト

ハ、劇場寄席活動寫真館興業場其ノ他多衆ノ集合スル場所ニ立入ラサルコト

五、病原体保有者又ハ其ノ保護者 (規則第十三條ノ者) ハ地方長官ニ其ノ病原体ノ有無ニ

關シ検査ヲ請求スルコトヲ得 (規則八)

參照 傳染病豫防法 明治三十年法律第三六號

全 施行規則 大正十一年內務省令第二四號

第二節 結核豫防

結核ハ各種ノ疾病中慘害最モ大ニシテ之カ死亡數ハ亡死總數ニ對シ八%以上ニ達シ十種傳染病ノ死亡率ニ比シ遙ニ多キヲ見ル特ニ其ノ死亡率ノ大ナル二十歳乃至三十歳ノ年令階級ニシテ壯年者ヲ襲フ最モ恐ルヘキ疾病ナリトス

第一 結核ノ意義

結核トハ肺結核及善頭結核ニシテ病毒傳播ノ危險アルモノヲ謂フ (法一)

第二 醫師ノ義務

二八二

- 一、醫師ハ結核患者ヲ診斷シ又ハ死体ヲ檢案シタルトキハ左記ノ消毒其ノ他ノ豫防方法ヲ指示スヘシ (法二、一四規則一) 科、此ノ指示ハ二三回ノ診斷後ニテ支障ナク又書面若ハ口頭ヲ以テ一回ニテ足ル
- イ、唾痰ハ布片、紙片又ハ下水、便池其ノ他病毒傳播ノ危険ナキ場所以外ニ略出セサルコト
- ロ、唾壺内ノ唾痰ハ毎日一回消毒シタル後 (二十倍ノ石炭酸) 之ヲ便池ニ投棄シ唾液ノ附着シタル布片、紙片ハ之ヲ消毒シ又ハ便池ニ投棄スルコト (規則六)
- ハ、咳嗽噴嚏ノ際ハ成ルヘク布片紙等ニテ口鼻ヲ覆フコト
- ニ、患者ノ食器、手拭、寢具等ハ専用トシ衣服寢具ハ時々日光ニ曝スコト
- ホ、患者ノ居室ハ採光換氣ニ注意シ掃除ハ濕布ヲ以テ拭淨スル等塵埃ノ飛散ヲ防クコト
- ヘ、患者ノ常用シタル衣服、寢具、書籍、其ノ他ノ物件ヲ他ニ交付シ又ハ使用セムトスルトキハ消毒スルコト
- ト、患者ノ居室ハ往家ヲ又轉シタルトキハ其ノ使用シタル居室又ハ住家ノ必要ト認ムル場所ヲ消毒スルコト
- チ、患者死亡シタルトキハ其ノ使用シタル居室、衣服、寢具、書籍、其ノ他ノ物件ハ之ヲ消毒スルコト

毒スルコト

- 二、醫師ハ診斷又ハ檢案シタル結核患者又ハ死者ヲ翌月十日迄ニ警察官署ニ届出ツヘシ

(細則一)

第三 患家ノ義務

- 一、警察官署長ハ結核患者又ハ死者アリタル場所ニ付家屋物件ノ消毒其ノ他ノ豫防方法ヲ施行シ又ハ之ヲ命スルコトヲ得 (法三、一四施行令八) 科
- 二、指示ヲ受ケタル者ハ消毒其ノ他ノ豫防方法ヲ行フヘシ (法二、一四) 科
- 三、結核患者又ハ其ノ疑アル患者又ハ死者アリタル居室若ハ住家ヲ賃貸セムトスルモノハ之ヲ消毒スヘシ (細則二、一七) 科

第四 豫防施設

(一) 健康診斷

左ニ掲クル者ハ健康診斷 (主トシテ胸部上半身) ヲ受クヘシ (法四、一五細則三) 罰、科

- (イ) 學校幼稚園職員、妻妾、看護婦、鍼術灸術按摩術營業者、理髮業者
- (ロ) 質屋、古物商、紙屑商、襪襪商、貸衣類、貸本ヲ業トスル者

二八三

(ハ) 藝妓、娼妓其ノ他直接客ニ接スル業務ニ従事スル者
 (ニ) 菓子、鮓、煮染、肉乳其ノ他食物ノ製造又ハ販賣ニ従事スル者
 (ホ) 電車、馬車、自動車ノ乗務員及人力車夫
 (ヘ) 箸、揚技及玩具類ノ製造又ハ販賣ニ従事スル者
 (ト) 其ノ他必要ト認ムル者

(二) 従業禁止

地方長官ハ結核患者ニ對シ業態上病毒傳播ノ虞アル職業ニ従事スルコトヲ禁止スルコトヲ得ルモノニシテ各種營業取締規則ニ定ム (法四、一五) 罰、科
 消毒ノ施行

(三)

左ニ掲タル者ハ當該吏員ノ指示ニ從ヒ時々消毒ヲ行フヘシ (細則八、一七) 科
 (イ) 學校、圖書館、寺院、教會
 (ロ) 劇場、寄席、活動寫真館及電車、船舶自動車、馬車等ノ發着待合所
 (ハ) 宿屋、料理屋、飲食店、貸座敷、遊技場其ノ他客ノ來集スル場所
 (ニ) 飲食物ヲ製造又ハ販賣スル場所
 (ホ) 電車、馬車、船舶、自動車、人力車等

(四) 唾壺ノ配置

一、客ノ來集ヲ目的トスル左ノ場所ニ在リテハ左ノ標準ニ依リ唾壺ヲ配置スヘシ (法四、一五規則二細則五) 罰、科

(イ) 學校、幼稚園、病院、圖書館、醫師診療所ハ廊下及一室毎ニ一個以上
 (ロ) 養育院、育兒院、製造所ハ教場及作業場收客人員五十人ニ付一個以上宿舍其ノ他ハ各室一個以上

(ハ) 劇場、寄席、活動寫真館等觀客五十人ニ一個以上
 (ニ) 宿屋、料理屋、飲食店、貸座敷、遊技場、理高店ハ營業所又ハ各室一個以上
 (ホ) 電車、馬車、自動車及船舶ノ發着待合所ハ一個以上、浴場及脱衣場ニ一個以上

二、前項ノ場所ニ於テハ唾壺以外ハ唾痰略出スヘカラス (法一五、規則三) 罰、科
 (五) 旅店ニ對スル制限

細則第七條ヲ以テ指定セラレタル鑛泉場、海水浴場、轉地療養所ニ於テハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ (法四、一五規則四、細則七) 罰、科
 (イ) 營業ノ用ニ供スル寢具ハ白布ヲ以テ被包スルコト
 (ロ) 右ノ白布貸浴衣ハ使用者ヲ更ムル毎ニ洗濯スルコト

(ハ) 結核患者若ハ其ノ疑アル患者ノ宿泊シタル室又ハ使用シタル物件ヲ他人ニ使用セシメン
トスルトキハ消毒スルコト

(六) 病院ニ對スル制限

病院其ノ他ノ患者ヲ收容スル場所ニ於テハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ (法四、一五、規則五)
罰、科

(イ) 結核患者ト他ノ患者ト同室ニ收容セサルコト

(ロ) 結核患者ヲ收容シタル病室ニハ消毒シタル後ニ非サレハ他ノ患者ヲ收容セサルコト

(ハ) 結核病毒ニ汚染シ若ハ汚染ノ疑アル物件ハ使用者ヲ更ムル毎ニ消毒スルコト

(七) 古着、古蒲團、古本、紙屑、襪襪等ノ營業者ハ消毒スルニ非サレハ賣買若ハ授受スルコト
ヲ得ス但シ警察官署ノ交付シタル消毒濟ノ證明アルモノハ差支ナシ (細九、一七) 科

第五 結核療養所

人口五萬以上ノ市等ニ於テ内務大臣ノ命ニ依リ設置スルモノナルモ本縣ニハナシ (法六)

參 照 結核豫防法 大正八年法律第二六號

全施行令 全年勅令第四五號

全施行規則 全年内務省令第二〇號

全施行細則

大正九年縣令第四一號

第三節 癩 豫 防

癩ハ從來遺傳性疾患ト誤認シ天刑病ノ名ヲ以テ世人ヨリ排斥ヲ受クルコト甚カリシカ今日ニ於
テハ傳染性疾患ナルコト明カトナレリ然共其ノ豫防ノ方法ハ成ルヘク患者ノ利益ヲ尊重シ同情ヲ
以テ之ニ莅ミ救護ノ途ナキカ爲病毒ヲ他ニ傳播スル虞アル者ニ對シテノミ隔離ノ手段ニ出テ其ノ
他ニ對シテハ自ラ治療豫防ノ方法ヲ講セシムルコト、セリ

第一 醫師ノ義務

醫師患者ヲ診斷シタルトキハ消毒其ノ他豫防方法ヲ指示シ且三日内ニ警察官署ニ届出スヘシ轉
歸ノ場合及死体ヲ檢案シタルトキ亦同シ (法一〇) 五十圓以下ノ罰金

第二 患者ノ義務

一、患者及病毒ニ感染シタル家ニ於テ醫師又ハ當該吏員ノ指示ニ從ヒ消毒其ノ他豫防方法ヲ行
フヘシ (法二、一一) 罰

二、前項ノ豫防方法ハ左ニ依ルコト (明治四十二年内務省令第四十五號) 但シ旅舎、船舶、汽
車其ノ他一時滞在セル家ニ在リテハ左記各項中必要ナル事項ニ付消毒等施行スヘシ
イ、患者ノ居室ハ可成別ニシ家人等ト雜居セシメサルコト

- ロ、患者ノ衣類、敷布、寢具等ニ時々消毒ヲ行ヒタル後洗濯スルコト
- ハ、患者ノ常用衣類、敷布、寢具等ハ時々消毒ヲ行ヒタル後洗濯スルコト
- ニ、患者ノ居室ハ常に清潔ニ保持シ且消毒ヲ入レタル唾壺ヲ備フルコト
- ホ、病毒ニ汚染シタル繻帶、手巾等ハ消毒ヲ行ヒ患者ノ紙屑、襪類ハ焼却スルコト
- ヘ、患者ノ外出ハ可成避ケシメ止ムヲ得ス外出スルトキハ清潔ナル衣類ヲ着用シ又潰瘍アルモノハ其ノ繻帶ヲ更ムルコト
- ト、患者ハ可成他トノ交通ヲ避ケシメ又理髮店、公衆浴場、料理店、飲食店、劇場、寄席、乗合船車等公衆ノ出入セル場所ニ立入ラサルコト
- チ、患者ハ牛乳ノ搾取、飲食物、飲食器具（金屬陶器類ヲ除ク）玩具ノ調製又ハ其ノ販賣其ノ他病毒傳播ノ虞アル業ニ従事セサルコト
- リ、患者ノ使用シタル衣類、寢具、器具ハ勿論家人ノ常用衣類等病毒ニ汚染シ又ハ汚染ノ疑アル物件ハ消毒ヲ行ヒタル後ニアラサレハ他ニ使用貸與授與、移轉又ハ遺棄セサルコト
- ヌ、患者ノ一時滞留シタル場合ニ於テハ其ノ占居シタル室並其ノ使用シタル衣類、寢具等ニ對シテモ亦前號ヲ適用スルコト
- ル、看護等ノ爲常ニ患者ニ接近シ又ハ病毒汚染物件ヲ取扱フ者ハ常ニ手指ノ消毒ニ注意シ又

可成上被ヲ着用シ時々之ヲ消毒スルコト

ヲ、癩患者ノ死体ハ消毒ヲ行ヒタル後可成之ヲ火葬スルコト

ワ、消毒ハ傳染病ト同シ

第三 療養ノ途ナキ者

癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキ者ハ警察官署ニ於テ一時之ヲ救護シ又ハ市町村長ヲシテ一時之ヲ救護セシメ其ノ療養所ヘ入所セシムルノ必要アルモノハ知事之ヲ決定シ大阪療養所ヘ送致スヘキモノトス（法三規則二）

一、癩ト診断セラレタル者又ハ其ノ療養義務者ハ檢診ノ請求ヲ爲スコトヲ得（法九規則六）

二、癩患者ヲ診断シタル醫師ハ故ナク其ノ事實ヲ漏洩スヘカラス（規則一）

三、醫師ハ虚偽ノ届出ヲナスヘカラス（法一〇） 罰

參 照 癩豫防關スル件 明治四十年法律第一一號

全施行規則 全年内務省令第一一號

全施行手續 明治四十二年縣訓令甲第二六號

第四節 トラホーム豫防

第一 醫師ノ義務

醫師ハトラホーム患者ヲ診断シタルトキハ左記ノ消毒其ノ他豫防方法ヲ並現住市町村ニ就キ治療票ヲ受クヘキコトヲ指示スヘシ (法一、九、規則一細則一) 科

イ、患者ノ手拭ハ専用トシ其ノ清潔ニ注意スルコト

ロ、洗面器ハ患者用ト健康者用トヲ區別スルコト

ハ、患者ノ常用シタル手拭、洗面器ノ類ヲ他人ニ交付シ又ハ使用セシメムトスルトキハ煮沸スルカ又ハ熱湯ヲ以テ洗浄スルコト

ニ、眼脂ヲ拭フニハ清潔ナル専用ノ布片類ヲ用フルコト

ホ、指爪ヲ短剪シ顔面手指ノ清潔ニ注意スルコト

第二 患者ノ義務

一、患者ハ速ニ醫師ノ治療ヲ受ケ又保護者ハ速ニ治療ヲ受ケシムヘシ (法二) 罰ナシ

二、指示ヲ受ケタル患者又ハ保護者ハ速ニ治療票ノ交付ヲ市町村長ニ請求スヘシ (細則一、

一一) 科

三、當該吏員ノ請求アルトキハ治療票ヲ提示スヘシ (細則六、一一) 科

第三 市町村ノ義務

一、治療ノ途ナキ患者ニ對シテハ警察官署長ハ市町村ヲシテ治療ヲ施行セシム (法三、規則

四)

二、市町村ハ其ノ費用ヲ負擔シ其ノ他檢診所、治療所ヲ設ケ治療機械ヲ備フルノ義務アリ

(法三、五)

第四 豫防施設

(一) 檢 診

左ニ掲クル者ハ毎年二回(四月、十月)市町村長ノ揭示シタル期日及場所ニ於テ「トラホ

ーム」ノ檢診ヲ受クヘシ (法四、一〇細則二) 罰、科

イ、徴兵適齡者、徳兵一年前ノ者及検査翌年廻ノ者

ロ、宿屋、料理屋、飲食店、理髮店、貸座敷、遊技場、湯屋其ノ他ノ來集ヲ目的トスル場所ノ從業者

ハ、産婆、看護婦、按摩術、鍼術、灸術營業者、藝妓、娼妓其ノ他直接客ニ接スル業務ニ従事スル者

ニ、前各號ノ外必要ト認ムル者

小學校兒童ノ保護者ハ前項ニ依リ其ノ兒童ニ檢診ヲ受ケシムヘシ

(二) 同居者ノ檢診從業ノ停止

イ、警察官署ハ前記 (ロ) 及 (ハ) ニ掲タル者「トラホーム」患者ト同者スル者及「トラホーム」ノ疑アル者ニ對シ檢診ヲ行ヒ又ハ指定シタル醫師ノ診斷書ノ提出ヲ命スルコトヲ得 (細則七)

ロ、前項ノ者ニシテ「トラホーム」ニ罹リ病毒傳播ノ虞アルトキハ其ノ業務ニ從事スルコトヲ停止スルコトヲ得 (全)

(三) 公衆ノ出入スル場所ニ於ケル遵守事項

學校、幼稚園、製造所、鐘道、電車、船舶、自動車、馬車等ノ發着待合所、劇場、寄席、活動寫眞館、旅店、下宿屋、料理店、理髮店、湯屋、遊技場、貸座敷、飲食店、社寺、佛堂、教會ニ於テハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ (法四、一〇、規則二、細則五) 罰、科
イ、貸手拭又ハ共同手拭ヲ備ヘサルコト但シ使用者毎ニ清潔ナルモノヲ使用セシムル場合ハ差支ナシ

ロ、手洗水ハ流出裝置ト爲スコト

ハ、學校、幼稚園、製造所ハ前項ノ外洗面器ハ患者ト健康者用トヲ區別スルコト

參 照 トラホーム豫防法

大正八年法律第二七號

全施行規則

全年內務省令第一三號

全施行細則

大正九年縣令第一號

第五節 種痘

種痘トハ痘瘡豫防ノ爲ニ牛痘ヲ接種スルヲ謂フ法ハ一般ニ強制ス

第一 種痘ノ時期

(甲) 定期
第一期 出生ヨリ翌年六月ニ至ル間
第二期 數ヘ年十歲

但シ痘瘡經過又ハ定期前二年以内ニ種痘ヲ爲シ善感シタル者ヲ除ク不善感ハ翌年迄更ニ種痘ヲ行フヘシ (法一)

(乙) 臨時種痘

痘瘡豫防上必要アル場合ニ於テ之ヲ命ス此ノ場合ニ於テハ年齡ニ拘ラス行フ (法一五)

第二 痘種期日ノ指定

市町村長ハ毎年三月ヨリ六月ニ至ル迄ノ間ニ於テ種痘期日ヲ指定公告シ且種痘ヲ受ケル者ニ通知シ同時ニ警察官署ニ通知スルモノトス (法五、六、規則一、手續一、二)

第三 種痘義務者

一、成年者ハ本人ノ責ヲ負フ

二、未成年者ハ保護者、學校長、育兒院長、寄宿主ニ於テ受ケシムヘキ義務ヲ負フ (法三、一七) 科

第四 其ノ他ノ取締

一、醫師定期種ヲ施シタル者ヲ檢診シタルトサハ種痘證ヲ交付スヘシ (法一二、一八) 科
二、前號ノ種痘證ノ交付ヲ受ケタル保護者其ノ他ニ代ルヘキ者ハ十日以内ニ市町村長ニ届出ツヘシ (全) 科

三、當該吏員ノ請求アルトキハ保護者又ハ之ニ代ハルヘキ者ハ種痘濟證又ハ種痘證ヲ提示スヘシ (法一四、一八) 科

四、疾病其ノ他ノ事故ニ依リ指定ノ期日ニ種痘ヲ受ケシムルコト能ハサル場合ハ市町村長ニ申請スヘシ (法七)

此ノ場合ハ種痘猶豫證ヲ交付シ同時ニ警察官署ニ通報スルモノトス (手續九)

五、種痘義務ヲ確實ナラシムルカ爲ニ法ハ種痘猶豫證 (法七) 種痘濟證 (證一一) 種痘證 (法一二) 痘瘡經過證 (法一三) 第一期濟ヲ戶籍簿欄外ノ記入(法八)第二期ヲ學籍簿ヘ記入等ノ規定アリ

六、醫師カ虛偽ノ種痘證ヲ交付シ又ハ檢疹モスシテ種痘證ヲ交付シタル者 (法一六) 罰

參 照 種 痘 法 明治四十二年法律第三五號

全施行規則 全年內務省令第二六號

全施行手續 明治四十三年縣訓令甲第二〇號

第六節 花 柳 病 豫 防

本病ハ慢性傳染病ノ一種ニシテ直接ノ死因トナルコト少ナシトスルモ之カ爲メ或ハ全身ノ衰弱ヲ來シテ間接死因トナリ或ハ精神病、心臟病、眼疾等ノ誘因トナリ引イテハ生殖不能、病毒遺傳能率低減等ハ勿論民族廢疾等國民衛生上輕視スヘカラサルモノアリ
然ルニ之レカ病毒ハ賣笑婦等ヲ通シテ汎ユル社會ノ各階級層ニ深ク彌漫シツ、アルヲ以テ國家ハ娼婦ノ安全化治療施設ノ普及ヲ圖リ國民ノ制慾及性病知識等ノ自覺ト相保ツテ本病撲滅ヲ期シツツアリ

第一 意 義

花柳病トハ梅毒、淋病軟性下疳ヲ謂フ (法一)

第二 取 締

一、傳染ノ虞アル花柳病ニ罹レルコトヲ知リテ賣淫ヲ爲シタル者ハ三ヶ月以下ノ懲役ニ處ス

(法五)

二、傳染ノ虞アル花柳病ニ罹レルヲ知り又ハ知ルヘクシテ賣淫ノ媒合客止シタル者ハ六ヶ月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス (法五)

三、前二項ノ場合ニ於テ傳染防止ニ付相當ノ方法ヲ講シタル者ハ其ノ刑ヲ減輕ス (法五)

第三 醫師ノ義務

一、醫師傳染ノ虞アル花柳病患者ヲ診斷シタル時ハ傳染ノ危險及傳染防止ノ方法トシテ左記各號ヲ口頭又ハ文書ヲ以テ指示スヘシ (法六、規三)

イ、病毒ノ危害

ロ、傳染ノ經路

ハ、豫防藥品豫防用具及洗滌器具ノ使用其ノ他ノ豫防方法

ニ、傳染媒介物ノ消毒方法

第四 其ノ他ノ取締

一、花柳病ニ關スル賣藥ハ其ノ容器又ハ被包ニ其ノ成分及分量成分不明ナルモノハ本質及製造方法ノ要旨ヲ記載セサレハ發賣スルヲ得ス (法七、八)

二、賣藥營業者ニシテ右ニ違反シタル時ハ發賣免許ヲ取消スコトヲ得 (法七)

1、内務大臣ハ業態上花柳病傳播ノ虞アルモノヲ診斷セシムル爲市又ハ殊ニ必要ト認ムル其

ノ他ノ公共團體ニ對シ療養所ノ設置ヲ命スルコトヲ得

2、内務大臣ハ公私立ノ療養所ヲ其ノ承諾ヲ得テ之ニ代用スルコトヲ得之ヲ代用診療所ト稱ス (法二、三、四)

參 照 花柳病豫防法

昭和二年四月四日法律第四八號

全施行令

昭和三年六月勅令第二百一十一號

全施行規則

全内務省令第二七號

全施行ニ關スル件

昭和三年八月衛第九九七號

藝妓其他接客業婦健康診斷ニ關スル件

昭和五年九月衛秘第五四號

第七節 清潔方法

第一 定期清潔方法

一、定期清潔方法毎年二回之ヲ行フヲ通則トス (細七五)

而シテ市町村長ハ警察署長ト協議ノ上其ノ施行區域及期時ヲ定メ告示スヘキモノトス

(細七四)

參 照 法五、六、一六、一六ノ二、三一、規一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇

二、定期清潔方法ハ左記各號ニ據ルヘシ (細七七)

- イ、邸宅内ニ戸障子、疊、敷物、建具及家具等ハ日光ニ曝シ又ハ大氣中ニ乾燥シ室内及床下ヲ掃除スルコト尙必要ニ應シ天井ヲ徹シ充分掃除スルコト
- ロ、便所、下水溜、台所及流場ノ周圍ヲ掃除シ台所流場ニ於ケル濕潤セル土壤ヲ除去スルコト
- ハ、下水溝及井戸流ハ浚渫掃除シ汚水停溜ノ場所又ハ濕潤著シキ場所ハ之レヲ埋メ若クハ排水ヲ充分ニスルコト
- ニ、芥溜ハ塵芥汚物ヲ掃除シ一定無害ノ場所ニ投棄又ハ焼却スルコト
- ホ、井戸側及其ノ近傍ヲ掃除シ必要ナル時ハ井戸側ノ改造修理若クハ井戸浚ヲ爲スコト

第二 水害後ノ清潔方法

- 一、水害後ノ清潔方法ハ水害ニ依リ浸水シタル場所ニ對シ警察署長ノ方法ニ基キ施行スルモノトス (細七八)
- 二、水害後清潔方法ハ左記各項ニ據リ施行スルコト
 - イ、定期清潔方法ニ依ルコト
 - ロ、井戸ハ生石灰未又ハ「クロール」石灰ヲ投シ十二時間以上放置シタル後浚渫スルコト

第三 傳染病發生シタ時ノ清潔方法

- 一、此ノ清潔法ハ傳染病患者又ハ死者アリタル家其ノ他傳染病毒ニ汚染シ若ハ汚染ノ疑アル家ニ於テ醫師又ハ當該吏員ノ指示ニ從ヒ消毒方法ヲ終リタル後行フ清潔方法ニシテ定期清潔方法ニ依リ掃除スルノ外尙左記事項ニ注意シ施行スルモノトス (細八〇)
- イ、「コレラ」、赤痢、腸チフス又ハ「バラチフス」ニ付テハ井戸側、井戸流、台所流、便所、下水溝及芥溜等ヲ掃除シ必要ナルトキハ改造修理、井戸浚ヲ爲シ便所、芥溜其ノ他蠅ノ發甚シ易キ場所ニ蠅ノ密集セサル様施設シ疊、敷物等ニ其ノ表裏ヲ日光ヨ曝シ又ハ大氣中ニ乾燥セシムルコト
- ロ、痘瘡、猩紅熱、「チフテリア」又ハ流行性腦脊髄膜炎ニ付テハ衣類、寢具及玩具ヲ清潔ニシ日光ニ曝シ若ハ大氣中ニ乾燥シ疊及敷物等ハ其表裏ヲ日光ニ曝シ乾燥セシムルコト
- ハ、發疹チフスニ付テハ蚤及虱ノ驅除ヲ行ヒ衣類、寢具等ハ清潔ニシ且ツ日光ニ曝スコト
- ニ、「ペスト」ニ對シテハ鼠族、蚤及南京虫等ノ昆虫ノ驅除ヲ行ヒ且ツ衣類、寢具ハ日光ニ曝シ疊、敷物等ハ其ノ表裏ヲ日光ニ曝シ床下及天井ヲ掃除スルコト

ホ、室内ハ戸障子襖等ノ取外シ日光ノ射入ヲ充分ナラシメ空氣ノ流通ヲ計ルコト
前項ノ清潔方法ハ鼠族、昆虫類ヲ除クノ外消毒方法ノ施行ヲ了リタル後之ヲ施行スヘシ

第四 施行義務者

イ、市町村長及豫防委員ハ清潔方法ヲ施行シ又ハ施行セシメ以テ市町村内ノ清潔ヲ保持スヘキ義務ヲ負フ (細七三)

ロ、邸宅内及附屬井戸、下水、便所、芥溜ノ清潔方法ハ土地、建物ハ所有者ニ於テ施行スヘシ (細七六)

ハ、他人ニ於テ土地、建物ヲ賃貸若ハ管理スル場合ニハ清潔方法ハ賃貸人又ハ管理人ニ於テ施行スヘシ (細七六ノ二)

第五 代 執行

傳染病豫防法及其ノ法律ニ基キ發スル命令ニ依リ清潔方法ハ施行スヘキ義務者之ヲ施行セス又ハ之ヲ施行スルモ當該吏員ニ於テ充分ナラスト認ムルトキ及必要ノ時限内ニ施行シ得スト認ムアルキハ當該吏員之ヲ施行シ其ノ費用ハ市町村ヲシテ支辨セシムヘシ此ノ場合ニ於テ市町村ハ其ノ費用ヲ義務者ヨリ徴收スルコトヲ得 (法二六)

第六 費用ノ徴收

私人ニ於テ代執行ニ依ル費用ヲ指定ノ期間内ニ納付セサルトキハ國稅徴收ニ干スル規定ニ依リ之ヲ徴收スルモノトス (法二六ノ二)

參 照 傳染病豫防法

明治三十年四月法律第三六號

全施行規則

大正十一年九月內務省令第二四號

同施行細則

大正十四年十月富山縣令第九六號

第八節

市町村清潔法

市街ト稱スル市町村ハ毎年三月ヨリ十一月ニ至ル間毎月一回以上溝渠、下水、汚水溜ヲ浚渫シ各戸ノ汚芥汚物ハ毎週二回以上蒐集運搬スヘキモノトセリ其ノ他發病ノ虞アル場所ハ一定ノ方法ニ依リ消毒清潔法ヲ施行スヘキモノトス

參 照 市町村清潔法

明治二八年縣訓令第九三號

第九節

夏季清潔方法

夏季ニ於ケル傳染病ノ發生ヲ未然ニ防止スル目的ヲ以テ毎年七月ヨリ十月迄左記ノ清潔方法ヲ勵行セシムルモノトス

一、宿屋、飲食店、料理屋、貸座敷、湯屋ノ便所ハ毎日午前十時迄ニ掃除シ適量ノ消毒藥ヲ投入シ其ノ家屋ニ沿ヒタル溝渠、下水路ハ惡水及汚物ノ停滯セサル様時々浚渫セシムルコト

二、劇場、興業場、遊技場、説教場、其ノ他多數ノ職工ヲ使用スル工業場及公衆ヲ集合セシムル場所ハ其ノ開設又ハ集合中ハ毎日一回以上便所ノ掃除ヲ爲シ適量ノ消毒藥ヲ投入セシムルコト

三、街頭便所ハ掃除請負人、人力車及馬車駐車場ノ便所ハ其ノ持主又ハ管理人ニ於テ可成毎日一回以上掃除ヲ爲シ適當ノ消毒藥ヲ投入セシムルコト

四、清涼飲料水製造所、氷雪販賣所、魚商、豆腐屋、麩屋、牛乳搾取所及野菜果物販賣店、家屋ニ沿ヒタル溝渠下水路ハ惡水及汚物ノ停滯セサル様時々浚渫セシムルコト

參 照 夏季清潔方法勵行方ノ件 明治三十年縣訓令甲第四五號

第十節 汚物掃除

市内ノ土地所有者、使用者、占有者ハ其ノ地域内ノ汚物（塵芥、汚泥、汚水、屎尿）ヲ掃除シ清潔ヲ保持スル義務ヲ負ヒ其ノ蒐集シタル汚物ヲ處置スルハ市ノ負擔トス（法一、三、規則一）

第一 監督機關

市ハ掃除監視吏員ヲ設置シ汚物掃除ノ監督ヲ爲ス是等吏員ハ晝間私人ノ土地ニ立入ルコトノ權並代執行ヲ認ム（法五、六、七）

第二 取締

一、建物ノ所有者ハ清潔ノ保持上必要ナル溝渠ヲ修築スヘシ（規則二）

二、覆蓋アル容器ヲ備ヘ塵芥ヲ蒐集スヘシ（規則三）

三、土地ニ定着スル塵芥溜ヲ設置スヘカラス（全）

四、溝渠ノ汚水ヲ公共溝渠又ハ適當ノ場所ニ排泄スヘシ（規則四）

五、汚泥ハ之ヲ適當ナル容器ニ蒐集スヘシ（規則三）

六、市ハ汚水ヲ排泄スル爲ニ必要ナル公共溝渠ヲ修築スヘシ且可成覆蓋アルモノタルヘシ

七、市ハ人口稠密ナル地區ニ對シ毎日一回各戸ヨリ汚物ヲ搬出スヘシ（規則五）

但シ屎尿ニ限り當分ノ内掃除義務者ニ於テ處分スルモノトス（規則二二）

八、公共溝渠ニ塵芥土石投棄シタル者又ハ屎尿ヲ注流シタル者（規則一七、一七ノ二）拘、

科

九、掃除監視吏員ノ指定シタル期間ニ義務者勵行セサルトキハ一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

（規則一六）

參 照 汚物掃除法 明治三十三年法律第三一號

全施行規則 全年內務省令第五號

第十一節 塵芥溝渠及及術頭便所

市以外ノ市街地ニ於ケル塵芥溝渠及街頭便所ハ左ノ規則ニ依リ取締ルヘキモノニシテ大体市ニ於ケル汚物掃除ニ準スヘキモノトス古掃除監視吏員ナルモノヲ設置スルコトナキヲ以テ警察官吏町村吏員之カ監督ヲナスモノトス

參 照 塵芥取締規則 明治十九年甲第四七號

溝渠取締規則 全年甲第四八號

街頭便所取締規則 全年甲第四九號

第十二節 水 槽 便 所

第一意 義

水槽便所トハ水ヲ使用シ尿尿ヲ處理スル装置ヲ有スル便所ノ設備ヲ謂フ (規一)

第二許 可

一、水槽便所ヲ設置セントスル者ハ所定事項ヲ具シ署長經由知事ノ許可ヲ受クヘシ改築、修繕變更ノ場合亦同シ (規二、一三) 罰、拘、科

二、水槽便所各槽ノ外壁、内部仕切壁、防水装置及導管ノ敷設完了シタルトキ
工事落成シタルトキハ知事ニ届出テ検査ヲ受ケ知事ノ認可ヲ得サレハ使用スルヲ得ス
(規六、一四) 拘、科

第三 構造設備ノ制限

甲、水槽便所ノ構造設備ハ左ノ制限ニ依ルヘシ (規三、一四) 拘、科

但シ土地ノ狀況其ノ他衛生上必要アリト認ムルトキハ特別ノ構造設備ヲ命スルコトアルヘシ

一、汚水淨化及消毒ノ爲腐敗槽、酸化槽及消毒槽ヲ設クルコト

二、腐敗上ハ二個以上ヲ設ケ其ノ深サハ地盤下一・五メートル以上トシ其ノ一個ハ有効容積千六百七十立方デシメートル以上トシ使用人員三十人ヲ超ユルトキハ一人ヲ増ス毎ニ五十六立方デシメートル以上ヲ増スコト但シ其ノ有効容積五千六百立方デシメートル以上ノモノニ在リテハ淨化槽支障ナキ場合ニ限り此ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

三、酸化槽ハ撒水式又ハ點滴式濾過床ヲ裝置シ且排臭及送氣ノ裝置ヲ爲スコト但シ濾過床ハ高サ一メートル以上容積八百三十五立方デシメートル以上トシ一日間ニ灌注スル汚水量ト同一以上ノ容積ヲ有スルコト

四、消毒槽ハ消毒藥ヲ以テ常ニ汚水ヲ完全ニ消毒シ得ル適當ナル裝置ト爲スコト

五、各槽ノ基礎ハ強固トシ周壁及内部仕切壁ハコンクリートヲ以テ築造シ内面ハ厚サ二センチメートル以上ノ防水「モルタル」ヲ以テ塗布シ各槽ノ槽蓋ニハ容易ニ開閉シ得ヘキ直

徑四デシメートル以上ノ検査孔ヲ設クルコト

七、使用人員一人ニ對シ一日二十八リットル以上ノ水ヲ灌注シ得ヘキ水槽ヲ設備スルコト
但シ自動的ニ水ヲ補給シ得ル装置ニ依ルモノハ其ノ設備ヲ省略スルコトヲ得

八、水槽及導水管ハ冬季凍結ヲ防クニ足ル設備ヲナスコト

九、水ノ灌注及汚水流通ノ用ニ供スル導管ノ接合部ハ水及汚水ノ漏泄セサル様密着スルコト

乙、前各號ニ依ラザル構造ト雖モ其ノ汚水ヲ規則第五條ノ標準程度ニ淨化シ得ト認ムルモノハ
許可ス (規四)

第四 汚水放流ノ制限

一、槽便所ノ汚水ハ左ノ各號ニ適合シ且消毒シタルモノニ非サレハ之ヲ放流スルヲ得ス (規

五、一四) 拘、科

イ、放流汚水ハ微ハ濁濁スル殆ト臭氣ヲ發セサルコト

ロ、放流汚水ハ亞硝酸又ハ硝酸ノ反應顯著ナルコト

ハ、放流汚水五十立方センチメートルハメチーレンブララ二千倍溶液 〇・三立方センチメー
トルヲ加ヘタル後攝氏三十七度ニ於テ五時間以内ニ脱色セサルコト

ニ、放流汚水ノ酸素吸收量ハ四時間内ニ於テ十萬分中一・五分以下タルコト

ホ、放流汚水ノ蛋白性アシモニア含有量ハ十萬中 〇・三分以下タルコト

ヘ、放流汚水ハ源汚水ニ對シ酸素吸收量及蛋白性アシモニアノ含有量百分中四十五分以上ノ

減少率ヲ示スコト

第五 其ノ他ノ取締

一、水槽便所ノ構造設備及排出水槽ニ就テハ必要ニ應シ臨檢及検査ヲ行フ (規七、一四)

拘、科

二、水槽便所ノ構造設備若ハ管理方法本令ノ規定ニ違反シ又ハ衛生上有害ノ虞アルト認ムル時
ハ其ノ改造、修繕、變更又ハ使用若ハ放流ノ禁止其ノ他必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

(規八、一四) 拘、科

三、汚水ノ放流ヲ禁止セラレタル時ハ直ニ排出水門ニ鎖鑿ヲ施シ汚水ノ充溢セサル様汲取ヲ爲
スヘシ (規九、一四) 拘、科

四、腐敗槽ハ年一回以上掃除ヲ行ヒ沈澱物ヲ除去スヘシ (規一〇、一四) 拘、科
沈澱物ハ署長ノ認可ヲ受ケ處分スヘシ

五、水槽便所ノ汚水又ハ汚物ハ飲料水源ニ放流スルコトヲ得ス (規一一、一四) 拘、科

六、警察署長ハ常ニ署員ヲシテ水槽便所ノ實況ヲ視察セシメ左ノ各號ニ該當スルモノアル時ハ

事實ヲ詳具シ速ニ警察部長ニ報告スヘシ (手續二)

イ、構造設備ニ破損ノ箇所ヲ發見シタル時

ロ、放流汚水ニシテ著シク溷濁シ又ハ惡臭ヲ放ツ時

ハ、消毒不完全ナリト認メタル時

ニ、規則第八條ニ依ル命令ヲ發スルノ必要アリト認メタル時

ホ、其ノ他規則ニ違犯スルモノアリタル時

參 照 水槽便所取締規則

昭和六年十二月縣令第七四號

全取扱手續

昭和六年十二月訓甲第二三號

第二章 醫 藥

第一節 醫 師

醫師トハ常業トナスノ目的ヲ以テ人ノ疾病ノ治療即チ醫タル行爲ヲ爲スヲ謂フ

第一資 格

指定學校卒業者又ハ醫師試驗合格者等ニシテ内務大臣ノ免許ヲ受クルコトヲ要ス (法一、二)

罰

- (一) 六年以上ノ徵役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルモノ
- (二) 未成年者、禁治產者、準禁治

產者、聾者、啞者、盲者、ニハ免許セス又六年未滿ノ懲役若ハ禁錮ニ處モラレタル者又ハ醫事ニ關シ罰金ニ處セラレタル者ニハ免許ヲ與ヘサルコトヲ得 (法三)

第二 醫師ノ義務

- 一、自ラ診察トスシテ診斷書、處方箋ヲ交付シ若ハ治ヲ療爲シ又ハ檢案セスシテ檢案書、死産證書ヲ交付スヘカラス (法五) 罰、診察中ノ患者ニ死亡診斷書ヲ交付スル場合ハ差支ナシ (法五)

- 二、醫師ハ診斷簿ニ患者ノ氏名年齢病名及治療法ヲ記載シ且十ヶ年間保存スヘシ (法六、一規則九ノ四、一六) 罰

- 三、業務上ニ付學位稱號專問科名ヲ除ク外何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス技能、療法又ハ經歷ニ關スル廣告ヲ爲スコトヲ得ス (法七、一一) 罰

- 四、醫師自己又ハ他人ノ診察所治療所若ハ其ノ出張所ニ於テ醫業ヲ開始シタルトキハ十日以内ニ届出ツヘシ (規則八、一五) 科

- 五、醫師死体又ハ四ヶ月以上ノ死産兒ヲ檢案シ異狀アリト認メタルトキハ之ヲ二十四時間内ニ警察官署ニ届出ツヘシ (九、一六) 罰

中毒患者、狂犬病診斷ノ場合亦同シ (細則六、七、九) 科

六、醫師ハ診察治療ノ需ニ對シ又ハ診斷書、檢案書、死産證書ノ交付ヲ求ムル者ニ對シ正當ノ事由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ス (規則九ノ二、一六) 罰

七、業務上知得シタル秘密ヲ他人漏泄スヘカラス (刑一三四) 懲、罰

八、肺結核、花柳病、佝僂病、骨軟化症、脚氣癰腫、十二指腸虫患者ヲ診斷シタルトキハ翌年

一月末日迄ニ警察官署ニ届出ツヘシ (細則五、九) 科

九、警察官吏等ノ推問免許證ノ提示診療簿ノ檢閲ヲ拒ムヘカラス (細則四、八、九) 科

一〇、醫師會ニ加入ノ義務アル (法八) 醫師會ハ法ニシテ郡市醫師會、府縣醫師會、日本醫

師會ノ三トス

一一、其ノ他傳染病豫防法、結核、癩、トラホーム等ノ法規ニ依リ届出指示等ノ義務アリ

一二、醫師ハ自ラ診療スル患者ノ處方ニ防リ自宅ニ於テ藥劑ヲ調合シ販賣授與スルコトヲ得

(藥品營業並藥品取扱規則四三)

集合犯トハ數個ノ同種類ナル行爲ヲ行フ傾向アル犯様ヲ言フ必スシテ現實ニ其ノ行爲アリタルコトヲ要セス現實行爲アル場合ハ勿論本罪ヲ構成ス

1、營業犯、營業犯トハ營利ノ目的ヲ以テ同種ノ行爲ヲ反覆スル状態ヲ言フ (賣藥業)

2、職業犯同種行爲ヲ反覆スル点ハ營業犯ト同一ナルモ營利ノ目的ヲ有セス其レヲ業務トス

(醫業)

3、慣行犯、營利ノ目的ナク又職業トシテ之ヲ行フテ非ルモ同種ノ行爲ヲ反覆實行スルヲ言フ (常習賭博)

參 考

一、醫業トハ疾病ヲ診察シ之ニ依リ生活資料ヲ得ル行爲ヲ反覆スルノ謂ナリトス故ニ其ノ業務ニ對シ現實ニ報洲ヲ受ケ又ハ之ヲ約トサル醫業ヲ爲シタリト謂フヲ妨ケス (明治四十三年大審院判例)

二、苟モ自己ノ常業ト爲スノ目的ヲ以テ免許ヲ受ケスシテ醫タル行爲ヲ爲シタルトキハ犯罪ハ直ニ成立シ必スシモ其ノ行爲ヲ反覆スルヲ要トス又必スシモ營利ノ目的ヲ以テ之ヲ爲スヲ要セサルモノトス (明治四十四年大審院判例)

參 照 醫師法 明治三十九年法律第四七號

全施行規則 全年內務省令第二六號

全施行細則 明治四十三年縣令第六四號

第二節 齒科醫師

第一意 義

特ニ齒科ニ關スル醫術ヲ專業トスルモノヲ齒科醫師ト云フ

第二 免許資格並ニ其ノ手續

醫師ト略々同一ナリ

第三 齒科醫師ノ義務

一、自ラ診斷セシテテ診斷書、處方箋ヲ交付シ又ハ治療スルコトヲ得ス (法五、一一) 罰、科

二、診療簿ヲ備ヘ十年間保存スヘシ (法六、一一) 罰、科

三、業務上學位、稱呼及専門科名ヲ除クノ外其ノ技術療法又ハ經歷ニ關シ廣告ヲ爲スコトヲ得ス (法七、一一) 罰、科

四、其他身分上ノ異動ノ届出 (規則六、七、八) 及正當ノ事由ナクシテ診斷治療ヲ拒ムヘカラサルコト (規則八ノ二) 等醫師ニ同シ

第四 齒科醫師會

一、齒科醫師ハ道府縣齒科醫師會ヲ設立スルノ義務アリ

二、道府縣齒科醫師會ハ日本齒科醫師會又土地ノ狀況ニ依リ郡市ノ齒科醫師ハ郡市齒科醫師ヲ設立スルコトヲ得

三、齒科醫師會ハ法人ニシテ齒科醫事、衛生ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス (法八)

四、普通醫師ニシテ特ニ内務大臣ノ許可ヲ受ケ齒科専門ヲ標榜シ又ハ齒科醫業中金屬充填「ヂヤウカン」義齒、齒冠繼續及架工、齒列矯正、口蓋補綴ノ技術ニ屬スル行爲ヲ爲ス者ハ齒科醫師ト看做シテ法ノ一部ヲ適用セラル (法一一ノ二)

參照 齒科醫師法 明治三十九年法律第四八號

全施行規則 全年内務省令第二八號

齒科醫師法ハ大正十四年法律第四五號ヲ以テ改正公布セラレタルモ其ノ施行ハ勅令ヲ以テ定ムヘキニ付キ施行令發布セラルル迄ハ舊法ニ依ルヘキモノトス

第三節 入齒齒拔口中療法接骨營業

入齒齒拔口中療法、接骨營業者ハ明治十六年第三十四號布達ニ依リ醫術開業試驗ヲ經ルニアラサレハ新規開業ヲ爲スコトヲ得サルニ至リシモ從來ノ營業者ニ限り繼續營業ヲ許サレタルナリ取締事項左ノ如シ

一、免許鑑札ヲ受クヘシ (規則三)

二、局部外ヲ施術シ又ハ内服藥ヲ與フヘカラス (規則三)

三、免許鑑札ヲ貸與スヘカラス (全)

- 四、從業中ハ鑑札ヲ携帯スヘシ (全)
- 五、毒劇藥ハ施術上如何ナル場合ト雖之ヲ使用スヘカラス (全)
- 六、醫療中ノ患者ニ對シテハ醫師ノ指圖ナクシテ施術スヘカラス (全)
- 七、廢業死亡ハ鑑札ヲ返納シ轉居改氏名ハ鑑札ノ訂正ヲ受クヘシ (規則四、八)
- 八、規則違反者ハ營業ヲ停止又ハ禁止スルコトヲ得 (規則九)
- 九、接骨營業者ハ整骨術ノ總テヲ行ヒ必要ニ應シ揉療法ヲナシ藥品(賣藥ヲ含ム)ヲ塗布スルハ差支ナシ
- 參 照 入齒齒抜口中療法接骨等ニ關スル件 明治十八年内務省達第七號
- 全 取 締 規 則 明治十八年縣甲第七〇號

第四節 產 婆

產婆トハ妊婦、產婦、褥婦又ハ胎兒生兒ノ取扱ヲ業トスル女子ヲ謂フ

第一 資 格

- 一、二十歳以上ノ女子ニシテ產婆試驗ニ合格若ハ指定學校卒業等ノ資格ヲ有シ更ニ知事ニ出願 產婆名簿ニ登錄ヲ受クルコトヲ要ス (規則一、一六) 五十圓以下ノ罰金
- 二、知事ハ產婆ノ乏シキ地ニ五年以内ノ期限ヲ定メ限地產婆ヲ免許ス (規則一九)

第二 取 締

- 一、妊婦、產婦、褥婦又ハ胎兒生兒ニ異狀アリト認ムルトキハ醫師ノ診斷ヲ請ハシメ救急手當ノ外自ラ處置スヘカラス (規則七、一六) 罰
- 二、消毒ヲ行ヒ臍帶ヲ切り灌腸ヲ爲スノ外外科手術ヲ行ヒ產科器械ヲ用井藥品ヲ授與シ又ハ指示ヲ爲スヘカラス (規則七、一六) 罰
- 三、產婆ニ非ル者ニ業務ヲ專任シ又ハ自ラ檢案セスシテ死産證書又ハ死體檢案證ヲ交付スヘカラス (規則九、一六) 罰
- 四、開業ノ產婆故ナク妊婦、產婦ノ招キニ應セサルコトヲ得ス (警察犯處罰令三ノ七) 科
- 五、業務上知り得タル人ノ秘密ヲ漏泄スヘカラス (刑法一三四) 懲、罰
- 六、業務ノ報酬ニ關シ知事ノ認可ヲ受ケ變更セントスルトキ亦同シ (細一〇、一六) 科
- 七、產婆ノ遵守事項 (細六、一六) 科
- イ、膿漏眼ノ豫防ニ効ムルコト
- ロ、從業ノ都度消毒方法ヲ勵行スルコト
- ハ、從業中ハ清潔ナル白衣ヲ着用スルコト
- ニ、何等ノ方法ヲ以テスルモ問ハス業務上其ノ經歷技能ニ關スル廣告ヲ爲ササルコト

- 八、業務簿ヲ備ヘ拾ケ年間保存スヘシ (規則八、一六) 科
- 九、其ノ取扱數ヲ翌月五日迄ニ警察官署ニ届出ツヘシ (規則九、一六) 科
- 一〇、墮胎其ノ他業務ニ關スル罪又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキハ知事ハ業務ヲ禁止シ又ハ一年以内停止スルコトヲ得 (規則一〇)

第三 試 驗

産婆試験ハ縣ニ於テ毎年二回舉行ス一ケ年以上産婆ノ學術ヲ修業シタル者ニアラサレハ試験ヲ受クルコトヲ得ス (規則三)

參 照 産婆規則 明治三十二年勅令第三四五號

全施行細則 全年縣令第五六號

第五節 看 護 婦

看護婦トハ公衆ノ需ニ應シ傷病者又ハ褥婦ノ看護ヲ業務ト爲ス女子ヲ謂フ (規則一)

第一 資 格

- 一、十八才以上ニシテ看護婦試験ニ合格若ハ指定學校卒業等ノ資格ヲ有シ地方長官ノ免許ヲ受クヘシ (規則一、一一) 五十圓以下ノ罰金
- 二、精神病者、傳染性疾患者又ハ素行不良ノ者ニハ免許セス (規則三)

- 三、當分ノ内履歴ヲ審查シ資格ナキ者ニ准看護婦ノ免狀ヲ下付スルコトヲ得 (附則)
- 四、准看護婦及男子タル看護人ニ對シテハ本規則ヲ準用ス (附則)

第二 取 締

- 一、主治醫ノ指示ナクシテ被看護者ニ治療器械ヲ使用シ又ハ藥品ヲ授與シ若ハ之カ指示ラナスコトヲ得ス但シ救急手當ハ差支ナシ (規則六、一一) 罰
- 二、住所ノ移轉(十日以内)族籍氏名變更、廢業、死亡(二十日以内)ニ届出ツヘシ (規則七、八、九一二) 科
- 三、免許ヲ與フヘカラサル事項ニ該當シ又ハ業務ニ關シ犯罪若ハ不正ノ行爲アリタルトキハ知事ハ業務ノ停止又ハ免許ヲ取消スコトヲ得 (規則一〇)
- 四、三年以上業務ヲ營マサルトキハ廢業ト看做ス (規則九)
- 五、看護婦ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ (細四、一六) 科
 - 1、故ナク看護ノ依頼ヲ拒ミ又ハ看護中濫リニ看護ヲ辭退セサルコト
 - 2、從業中ハ必ス清潔ナル白色ノ看護衣ヲ着用スルコト
 - 3、法定傳染病、癩病及病毒傳播ノ危險アル結核患者ト他ノ患者ト同時ニ看護セサルコト
 - 4、故ナク業務上知得シタル他人ノ秘密ヲ漏泄セサルコト

- 5、看護婦等級ヲ詐リ或ハ認可額ヲ超過シテ看護料金ヲ請求セサルコト
- 6、從業中ハ免狀ヲ携帶シ當該吏員依頼者若ハ主治醫ノ求アルトキハ之ヲ提示スルコト
- 7、規則第六條但書ノ手當ヲ爲シタルトキハ速ニ主治醫ニ告知スルコト
- 8、看護日誌ヲ備ヘ看護ノ都度必要事項ヲ記入シ量初記載ノ日ヨリ二ケ年間保存スルコト
- 9、治療上障害ヲ來ス虞アル言行ヲ爲ササルコト
- 10、免狀ハ他人ニ貸與セサルコト

第三 看護婦組合

- 一、看護婦會其ノ他何等ノ名稱ヲ以テスルヲ問ハス公衆ノ需ニ應ジ傷病者又ハ褥婦看護ノ周旋ヲ爲サントスル者ハ知事ノ認可ヲ受クヘシ (細則九、一二) 科
- 二、看護婦ハ組合ヲ組織セントスルトキハ知事ノ認可ヲ受クヘシ又總會ヲ開カントスルトキハ五日以前ニ届出ツヘシ (細則九ノ二、一二) 科

第四 試驗

試驗ハ縣ニ於テ毎年二回舉行ス一年以上看護ノ術ヲ修業シタル者ニ非サレハ受験スルコトヲ得ス (規則五、細則二)

參 照 看護婦規則

大正四年內務省令第九號

全施行細則

全年縣令第四九號

看護婦數

一八六

准看護婦數

三三

第六節 按摩 術

按摩術ニハ「マツサージ」術ヲ含ム (規則一)

第一 資格

- 一、試驗合格、指定學校卒業等ノ資格ヲ有シ且ツ地方長官ニ出願免許ヲ受クヘシ免許ノ効力ハ全國ニ及フ
- 二、「マツサージ」術ヲ標榜スル者ハ「マツサージ術」ノ試驗合格又ハ指定學校卒業者タルコト (規則五ノ三、一〇) 罰
- 三、精神病者、傳染性疾患者又ハ素行不良ニハ免許セス (規則二)
- 四、禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ免許鑑札ヲ交付セサルコトヲ得 (全)
- 五、出願アリタル場合ノ調査事項 (手續一)
 - (イ) 修業履歷ノ真否
 - (ロ) 素行ノ良否、前科ノ有無

(ハ) 視力耗弱ニ依リ他ニ適當ノ生業ヲ得ルコト能ハサル者ナルトキハ其ノ事實
(ニ) 醫師ノ診斷書添付

六、地方ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ地方長官ハ盲人ニ限リ當分ノ内履歴ヲ審査シ免許鑑
札ヲ交付スルコトヲ得 (附則)

第二 試 驗

一、試験ハ毎年二回舉行ス甲乙二種アリ受験資格左ノ如シ (規則三、四)

甲 種 四年以上按摩術ヲ修業シタル者

乙 種 二年以上按摩術ヲ修業シタル盲人ニ限ル

二、盲人ノ程度ハ三尺ノ距離ニ於テ手指ヲ辨シ得サル者又ハ視力ノ耗弱ニ依リ他ニ適當ノ生業
ヲ得ル能ハサル者 (明治四十四年内衛第九七一號)

三、柔道ノ教授ヲ爲ス者ニシテ打撲、捻挫、脱臼及骨折ニ對シテ行フ柔道整腹術ニ本規則ヲ準
用ス之カ受験資格ハ現ニ一定ノ道場ニ於テ柔道ノ教授ヲナス者ニシテ四年以上柔道整腹術
ヲ修業シタル者タルコトヲ要ス (附則)

第三 取 締

一、方法ノ如何ヲ問ハス流派名又ハ卒業シタル學校ノ名稱若ハ修業ノ證明ヲ與ヘタル教師ノ氏

名ヲ除ク外業務上其ノ技能施術ノ方法又ハ經歷ニ關スル廣告ヲナスコトヲ得ス (規則五、

一〇) 罰

二、營業者ハ醫師ノ同意 (必スシモ書面ニ依ルヲ要セス) ヲ得タル病者ニ對スルル外脱臼又ハ
骨折ノ患部ニ施術ヲ爲スコトヲ得ス (規則五ノ二、一〇) 罰

三、無稽ノ説ヲ稱ヘテ施術勸誘シ又ハ藥劑ヲ指定シ其ノ請求ヲ勸誘スヘカラス (細則八、一
七) 科

四、身体ヲ清潔ニシ又着衣其ノ他ノ物品ハ不潔ナルモノヲ使用スヘカラス (細則八、一七)
科

五、營業所外ニ於テ施術セントスルトキハ免許鑑札ヲ携帯スヘシ (細則九、一七) 科

六、住所ヲ他府縣ニ移シタルトキハ十日以内ニ届出ツヘシ (規則六、一一) 科

七、精神病者又ハ傳染性疾患ニ罹リ若ハ素行不良トナリ又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ若ハ業務
上犯罪又ハ不正ノ行爲アルトキハ業務ノ停止又ハ免許ヲ取消スコトヲ得 (規則九)

八、組合ハ強制セサルモ設クルトキハ警察官署ノ認可ヲ受ケ總會ヲ開クトキハ豫メ届出ツヘシ
(細則一三、一四)

參 照 按摩術營業取締規則

明治四十四年内務省令第一〇號

全施行細則

明治四十五年縣令第七號

三三三

第七節 鍼術 灸術

第一 資格

一、試験合格指定學校又ハ講習所卒業等ノ資格ヲ有シ更ニ地方長官ノ免許鑑札ヲ受クルコトヲ

要ス (規則一、一二) 罰

二、免許ヲ與サル者等ハ按摩ニ同シ (規則二)

第二 試験

鍼術及灸術ノ試験ハ毎年二回之ヲ舉行ス四年以上其ノ術ヲ修業シタル者ニ非サレハ試験ヲ受クル

コトヲ得ス (規則四)

第三 取締

一、鍼術ヲ施スニハ鍼手指及手術ノ局部ヲ消毒スヘシ (規則五)

二、方法ノ如何ヲ問ハス流派名又ハ學校、講習所ノ名稱若ハ修業ノ證明ヲ與ヘタル教師ノ氏名

ヲ除ク外業務上其ノ技能施術方法又ハ經歷ニ關スル廣告ヲ爲スヨトヲ得ス (規則六、一

二) 罰

三、瀉血、切開其ノ他外科手術ヲ行ヒ若ハ電氣烙鐵ノ類ヲ用ヒ又ハ藥品ヲ授與シ又ハ指示ヲ爲

スコトヲ得ス (規則七、一二) 罰

四、治療中ノ患者ニ對シ主治醫ノ承認ヲ得スシテ施術スヘカラス (規則七、一七) 科

五、無稽ノ說ヲ稱ヘテ施術ヲ勸誘スヘカラス (全) 全

六、營業者ハ身体ヲ清潔ナラシメ又着衣其ノ他ノ物品ハ不潔ナルモノヲ使用スヘカラス (全)

七、鍼術ヲ施サムトスルトキハ酒精又ハ石炭酸水(二〇倍)若ハ「クレゾール」水ニ依リ消毒

ヲ行フヘシ (規則八、一七) 科

八、營業所以外ニ於テ施術セムトスルトキハ免許鑑札ヲ携帯スヘシ (規則九、一七) 科

九、住所ノ異動(十日以内)免許鑑札ノ毀損、亡失、族籍氏名等ノ異動、廢業、死亡等ハ二十

日以内ニ届出ツヘシ (規則八、九、一〇、一三、規則一〇、一七) 科

一〇、鍼術營業停止及許可ノ取消ハ按摩術ニ同シ (規則一一)

第四 組合其ノ他

一、組合ヲ設ケムトスルトキハ警察官署ノ認可ヲ受ケ總會ヲ開カムトスルトキハ豫メ届出ツヘ

シ (規則一四、一五)

二、トラホームニ罹レル者ニハ按摩術、鍼灸術、看護婦ノ免許ヲ與ヘサルモノトス

參 照 鍼術、灸術營業取締規則

明治四十四年内務省令第一一號

三三三

明治四十五年縣令第八號

全施行細則
全取扱手續

全年縣訓令甲第六號

第八節 藥劑師

一、意義

藥劑師トハ醫師、齒科醫師又ハ獸醫ノ處方箋ニ依リ調劑ヲ爲ス者ヲ云フ (法一)

二、免許

1、資格 大學ニ於テ藥學ヲ修メ學士ト稱スルコトヲ得ルモノ、並ニ藥學專門學校ヲ卒業シ又ハ藥劑師試験ニ合格シタルモノ外國ノ藥學校ヲ卒業シ或ハ外國ノ藥劑師免狀ヲ有スルモノ

(法二)

2、藥劑師タラントスルモノハ1、ノ資格ヲ有スルモノニシテ內務大臣ノ免狀ヲ受ケ名簿ニ登錄ヲ受クヘシ (法二)

登錄ヲ受ケタルモノハ十日以内ニ所轄警察官署經由知事ニ届出ツヘシ (細二、九) 拘、

科

3、免許スヘカラサルヒノ左ノ如シ (法三)

(イ) 六年ノ懲役、禁錮以上ノ處刑者

(ロ) 未成年者、禁治産者、準禁治産者

(ハ) 精神病者、癡啞者、盲者

尙六年未滿ノ懲役、禁錮ノ受刑者及藥事ニ關シ罰金ノ刑ニ處セラレタル者

又ハ不正ノ行爲アリタルモノニハ免許セサルコトアルヘシ (法四)

免許後ト雖モ以上ノ事實發生シタルトキハ免許ノ取消又業務ノ停止ヲ命スルコトアルヘシ

(法一六)

停止中營業ヲ爲シタル者ハ罰金又ハ科料ニ處ス (法一七)

三、藥劑師ノ權利

1、藥劑師ハ藥品ノ製造又ハ販賣ヲ爲スコトヲ得 (法一)

2、藥劑師ニアラサルモノハ販賣又ハ授與ノ目的ヲ以テ調劑ヲ爲スコトヲ得ス (法五、一

七) 罰、科

醫師、齒科醫師、獸醫ハ其ノ診療ニ用フヘキ藥品ニ限リ調劑ヲ爲スコトヲ得 (附則)

3、藥劑師ニアラサレハ藥局ヲ開設スルコトヲ得ス (法六、一七) 罰、科

4、藥劑師ニアラスシテ藥局ヲ管理スルコトヲ得ス (法七、一七) 罰、科

四、藥劑師ノ義務

- 1、調劑ハ薬局ニ於テ爲スコト (法五、一九) 罰、科
 - 2、一人ニテ二以上ノ薬局ヲ管理セサルコト (法七、一九) 罰、科
 - 3、正當ノ事由ナクシテ調劑ヲ拒ムヘカラス (法八、一九) 罰、科
 - 4、調劑ハ醫師、齒科醫師、獸醫ノ處方箋ニ依リ之ヲ爲シ若シ疑シキ点アルトキハ其ノ證明ヲ得タル後之ヲ爲スコト (法九、一七) 罰、科
 - 5、處方箋記載ノ藥品ヲ省畧シ又ハ他ノ藥品ヲ以テ代フルコトヲ得ス但シ藥品缺乏セルトキハ發行者ノ同意ヲ得テ一部藥品ヲ省略シ又ハ他ニ代フルコトヲ得 (法一〇、一九) 罰、科
 - 6、毒劇藥ノ調劑ヲ爲シタルトキハ處方箋ニ檢印シ其ノ日附ヨリ三年間保存スヘシ (法一一、一九) 罰、科
 - 7、薬局ニハ調劑録ヲ備ヘ調劑ニ關スル事項ヲ記載シ三年間保存スヘシ (法一二、一九) 罰、科
- 五、藥劑師會
- 藥劑師會トハ區域ノ藥劑師ヲ以テ組織シ藥事衛生ノ改良發達ヲ圖ル事ヲ目的トスル法人ナリ
- 1、藥劑師ハ道、府、縣藥劑師會ヲ設立スヘシ (強制設立) (法一三)

2、道、府、縣藥劑師會ハ日本藥劑師會設立スルコトヲ得 (法一三)

參 照

藥劑師法 大正十四年法律第四四號

第九節 藥 種 商

藥種商トハ藥品ノ販賣ヲ爲ス者ヲ謂フ (規則二〇)

第一 免 許

藥種商ハ知事ノ免許鑑札ヲ受クルコトヲ要ス (規則二一、三九ノ四) 科、藥品取扱ニ慣熟セサルヘカラサルヲ以テ現在ニ於テハ試験ノ上免許シ居レリ (規則三)

第二 取 締

- 一、毒藥劇藥ハ衛生試験所又ハ藥規師、製藥者ニ於テ封緘シタル容器ヲ開キ又ハ發賣シ若ハ變更ヲ爲スコトヲ得ス (規則二二、三九ノ三、細則六、一六) 罰、拘、科
- 二、藥劑師ヲ使用スルニ非サレハ指定藥品ヲ販賣スヘカラス (規則三七ノ二、三九ノ二) 罰
- 藥劑師、藥種商、製藥者間及地方長官ノ許可シタル者ハ差支ナシ (規則三七ノ二、三七ノ四)
- 三、指定藥品販賣授與シ得ル藥種商ハ標札ヲ掲クヘシ (細則六ノ二、一六) 拘、科
- 四、毒劇藥ノ取扱ニ就テハ藥品ノ項ニテ説明ス

五、規則違反ノ行爲アルトキハ免許ヲ取消シ又ハ營業ヲ停止スルコトヲ得一年以上休業又ハ六ヶ月以上行衛不明ノトキハ免許ノ効力ヲ失フ (規則四六ノ二)

參 照

藥品營業並藥品取扱規則 明治二十二年法律第一〇號

全 施行細則 明治四十一年強令第四號

第十節 製 藥 者

製藥者トハ單ニ藥品ヲ製造シ自製ノ藥品ヲ販賣スル者ヲ謂フ (規則二三)

第一 免 許

藥種商ニ同シ製藥ニ關スル技能ヲ有スル者ニ非サレハ免許セス(規則二四、三九ノ四、細則三)罰

第二 取 締

一、毒劇藥ハ適當ノ容器ニ納メ之ヲ封緘スヘシ其ノ容器ヲ開キテ零賣スルコトヲ得ス (規則二五、三九ノ三) 罰

二、製造ノ藥品ニハ封緘ヲ爲スヘシ (細則八、一六) 拘、科

三、製造ノ藥品ハ適當ノ容器又ハ包紙ニ收メ其ノ據ル所ノ藥局方名藥名住所氏名製造年月日ヲ記載スヘシ (細則七、一六) 拘、科

參 照 法規藥種商ニ全シ

第十一節 藥 品

第一 毒 劇、劇 藥

一、毒藥劇藥ハ他ノ藥品ト區別シ毒藥ハ鎖鑰ヲ備ヘタル場所ニ貯藏スヘシ(規則二九、四〇)罰
二、藥劑師カ處方箋ニ依リテ患者ニ與フル場合ノ外職務上必要ト認メタル者ヨリ其ノ藥名數量、使用ノ目的年月日及住所氏名、職業ヲ記シ捺印シタル證書ヲ差出スニ非サレハ之ヲ販賣、授與スルコトヲ得ス此ノ證書ハ其ノ日附ヨリ十年間保存スヘシ (規則三〇、二九ノ三四〇) 罰

三、前項ノ證書アルモ幼稚ノ者又ハ不安心ト認ム者ニハ交付スヘカラス(規則三一、四〇)罰

四、毒劇藥ハ容器又ハ包紙ニ其ノ名稱、販賣、授與者ノ住所氏名ヲ記シ毒藥ハ「毒」字劇藥ハ

「劇」字ヲ附記スヘシ (規則三二ノ二、四〇)罰 處方箋ニ依ル場合ハ支障ナシ

五、藥劑師、藥種商、製藥者間ニ於テハ單ニ證明書ノミニテ賣買スルコトヲ得 (規則三〇)

六、毒劇藥ノ品目ハ內務省令ニ於テ之ヲ定ム (規則三五)

第二 指定藥品

明治四十年內務省令第七號指定藥品ハ藥劑師又ハ藥劑師ヲ使用スル藥種商ニ非サレハ販賣又ハ

授與スルコトヲ得ス (規則三七ノ、三九ノ二) 罰

藥劑師藥種商、製藥者間ハ差支ナシ

第三 一般ノ藥品

藥品容器又ハ包紙ニハ假名又ハ漢字ヲ以テ其ノ藥名ヲ記シ(外國語ヲ併記スルモ妨ナシ)且製
造者ノ住所氏名等ヲ記載スヘシ (規則三六、三七、四一) 科

第四 藥品巡視

衛生官吏警察官吏及藥劑師ヲ藥品監視トナシ藥局藥品ヲ販賣スル場所公私立ノ病院及醫師ノ調
藥所ヲ巡視セシム巡視ノ期日ハ豫メ告示セス其ノ時間ハ午前八時ヨリ午後五時迄トシ必要量ノ
藥品ヲ携帶スルコトヲ得ルモノトス監視員ハ一定ノ證票ヲ携帶スルコトヲ要ス (規則三八)
參 照 法規藥種商ニ同シ

第十二節 賣 藥

賣藥トハ醫師ノ指揮ニ依ラス効能書等ヲ附シ疾病治療ノ爲使用セシムルコトヲ以テ目的トシテ販
賣セラル、藥品ヲ謂フ原料品ニ加工セスシテ賣藥トナスコトモ賣藥ノ調製ト看做ス藥用人參蜂蜜
等ヲ賣藥トスル如シ(法一)製藥者ト賣藥者トハ異ル所ハ前者ハ藥品ヲ製造又ハ販賣スルニ反シ
後者ハ賣藥ヲ調製又ハ販賣スルノ点ニ在リ

第一 免許及届出

一、賣藥營業トハ賣藥ヲ調製又ハ輸入若ハ移入シテ販賣スル者ヲ謂フ賣藥ヲ調製シテ販賣ス
ルハ藥劑師、藥劑師ヲ使用スル者又ハ醫師ニ非サレハナスコトヲ得ス (法六、一五) 罰
從來營業者ハ既得權ヲ認ム (法二四)

二、賣藥營業者賣藥ヲ發賣セントスルトキハ知事ノ免許ヲ受クヘシ (法二、一五) 罰

三、賣藥請賣ハ營業所毎ニ三日前ニ知事届出ツヘシ (規則一三、二二細則八) 科

四、賣藥行商ハ知事ニ届出ツヘシ (規則一五、二二細則一五) 科

第二 取締

一、賣藥ノ効能ハ文書言語其ノ他何等ノ方法タルヲ問ハス免許事項ヲ説明スルノ外之ヲ誇張
シテ公示スヘカラス (法八、一六) 罰

二、賣藥ノ廣告被包、容器、添附紙又ハ賣藥ニ添付セスシテ頒布スル文書ニ左記事項ヲ記載
スヘカラス (法九、一六) 罰

(イ) 猥褻ニ涉ル記事又ハ圖畫

(ロ) 避妊又ハ墮胎ヲ暗示スル記事

(ハ) 虛偽誇大ノ證明若ハ醫師其ノ他ノ者カ効能ヲ保証シタルモノト世人ヲシテ誤解セシム

ル虞アル記事

- (ニ) 醫治ノ無効ヲ暗示シ或ハ暗ニ醫師ヲ誹謗スルカ如キ記事
- 三、賣藥營業者及賣藥請賣營業者ハ一定ノ看板ヲ掲クヘシ (細則一〇、一二) 科
- 四、賣藥營業者ハ賣藥台帳ヲ備フヘシ (細則一一、一二) 科
- 五、賣藥行商者ハ行商中賣藥行商届濟證ヲ携帯スヘシ (細則一六ノ一二三) 科
- 六、賣藥營業者ハ傳染性疾患ニ罹リタル時又ハ之ニ罹リタル者ヲシテ賣藥ノ製煙ニ從事シ又ハ從事セシムルコトヲ得ス警察官署ハ醫師ヲ指定シテ診斷書ノ提出ヲ命スルコトヲ得 (細則二一、二二、二三) 科
- 七、行政官廳ハ賣藥ヲ調製シ若ハ販賣スル場所ニ制服ヲ着用スル者ノ外一定ノ證票ヲ携帯スル當該官吏ヲ晝間臨檢セシメ又ハ檢査ヲナサシムルコトヲ得 (法一八、規則一八、二〇)
- 八、帳簿ノ檢閱若ハ賣藥ノ業務上ニ關シ答辨ヲ求メタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス (細則一四、二三) 科
- 九、行政官廳ハ試驗ノ用ニ供スル爲必要ナル分量ニ限り當該官吏ヲシテ賣藥又ハ其ノ原料品ヲ無償收去セシムルコトヲ得 (法一三、規則一九) 但シ證書ヲ交付スルコト

參照

賣藥法

大正十三年法後第一四號

全施行規則

全年內務省令第一六號

全施行細則

全年縣令第三二號

第十三節

賣藥部外品

一、賣藥部外品トハ鼠取、蠅取、蚤除、虱除、蚊遣等ニシテ人畜治病ノ目的ニアラサルモノヲ謂フ但シ專ラ滋養ニ供スル品類或ハ夏季飲料又ハ白粉、香水齒磨等ニシテ間々一二効能ヲ附シタルモノハ此ノ限リアラス (規則一)

二、製造、請賣ハ知事ノ免許ヲ受クヘシ (規則二、五)

三、方名ニハ假名ヲ附シ効能書ニハ營業者ノ住所氏名ヲ記スヘシ (規則七)

四、製劑ヲ疎惡ニシ、或ハ劇毒藥ヲ配合シタルトキハ營業ヲ禁止ス (規則九)

參照 賣藥部外製劑取締規則 明治十七年縣甲一一五號

第十四節 毒物劇物

毒物劇物トハ醫藥以外ノ用ニ供セシムル目的ヲ以テ販賣セル毒性又ハ劇性ノ物品ニシテ明治四十五年內務省令第六號ヲ以テ指定シタルモノヲ謂フ (規則一)

毒劇物ト毒劇藥トノ區別ノ要点ハ其ノ品質ニ依ルモノノ非スシテ其ノ使用ノ目的ニ在リ醫藥ノ用

ニ供セシムル目的ヲ以テ販賣セラルルモノハ毒劇藥ニシテ醫藥以外ノ（工業用家座用等）ニ供セシムル目的ヲ以テ販賣セラルルモノハ毒劇物ナリ毒劇藥ノ品目ニシテ毒劇物ノ指定ヲ受ケサルモノハ醫療用外ニ使用セラルルコトナキカ又ハ藥品トシテ使用セシムルヲ適當ナリトシタルニ由リ何等ノ危檢ナシトシテ指定セサルニ非サルナリ

第一 毒物劇物營業者

- 一、營業ヲ爲スニハ警察官署ヲ經テ知事ニ願出許可ヲ受クヘシ（規則二、一六）罰
- 二、藥劑師、藥種商、製藥者ハ單ニ届出ノミニテ足ル（規則二、一六）罰
- 三、未成年者癡癲者白痴者其ノ他毒劇物ノ取扱ニ堪ヘスト認ムル者等ハ營業ヲ爲スコトヲ得ス（規則三）

- 四、營業者禁錮以上ノ刑ニ處セラレ又ハ業務上不正ノ行爲アルトキハ知事ハ業務ノ禁止又ハ停止ヲナスコトヲ得（規則一四）

第二 取 締

毒物劇物ハ堅牢ナル容器又ハ被包ニ入レテ密閉シ他ノ物品ト區別シテ貯藏陳列シ且毒物ニハ鎖鑰ヲ施シ其ノ外部ニ醫療用外毒物ノ六字並ニ品名ヲ明記スヘシ（規則四、五、一六）罰

- 二、卸賣用ノ毒劇物ノ容器又ハ被包ニハ品名ヲ記シ若ハ錯誤ヲ來ササル文字又ハ記號ヲ使用

スレハ足り前項ノ規定ニ依ルヲセ要ス（規則一一）

- 三、毒劇物ヲ取扱フニハ専用ノ器具ヲ備ヘ毒物又ハ劇物ノ文字ヲ其ノ器具ニ明記スヘシ（規則六、一七）科

- 四、他ノ毒物劇物營業者ニ交付スル場合ノ外其ノ容器又ハ被包ニ營業所住所氏名及醫療用外毒（劇）物ノ文字ヲ明記スヘシ（規則七、一六）罰

- 五、飲食用容器ハ前項ノ容器ニ使用スヘカラス（全）全

- 六、販賣讓與スルハ業務上學術上又ハ技藝上必要アリト認ムル者ニ限ル且（一）毒物劇物營業者知人ノ証明（二）官公署又ハ學校ノ證明其ノ他徵證トナルヘキ官公文書ノ何レカヲ以テ證明シ尙買手ヨリ品名、數量、使用ノ目的、年月日、住所、氏名、職業ヲ記シ捺印シタル證書ヲ提出スルニ非サレハ之ヲ販賣讓與スルコトヲ得ス（規則八、一六）罰

- 七、家事上必要ナル毒劇物即チ（一）燐ヲ含有スル殺鼠用製劑（二）煙草製劑又ハ亞クロール汞ヲ含有スル驅虫用製劑（三）バラフェーレンチアミン染毛用製劑（四）消火器用ノ硫酸又ハ塩酸ヲ販賣讓與スルニハ前項ノ證明ヲ要セサルモ買受人ヨリ品名數量年月日住所氏名ヲ記シ捺印シタル證書ヲ提出セシムルコトヲ要ス（規則八、一六）罰

- 八、前二項ノ要件ヲ具備スルモ十四歳未滿ノ者又ハ不安心ト認ムル者ニハ之ヲ交付スヘカラ

ス (規則九、一六) 罰

九、買受證ハ其ノ日附ヨリ十年間之ヲ保存スヘシ (規則八、一六) 罰

一〇、官公署官公立ノ學校及製造所ニ販賣讓與スル場合ハ証明及證書ヲ要セス又營業者間ニ於テ賣買讓與スル場合ハ證書ノ提出ヲ要セス (規則一〇)

一一、當該官吏ノ尋問ニ對シ虛偽ノ答辯ヲ爲シ又ハ其ノ職務執行ヲ拒ミ之ヲ忌避シ又ハ之ニ支障ヲ加ヘタル者 (規則一五) 罰

一二、毒劇物ノ容器又ハ被包ニ虛偽ノ記載ヲ爲シ又ハ誤記ヲ爲シタル者(規則一五、一六)罰

一三、地方長官ハ吏員ヲシテ毒劇物ヲ製造貯藏販賣スル場所ヲ巡視セシメ得ルノミナラス試験ノ用ニ供スル爲必要ナル分量ノ毒劇物ヲ收去セシムルコトヲ得 (規則一二、一三)

一四、毒物砒素ヲ含有ノ蠅取紙ハ家事用トシテ一般ニ販賣スヘカラサルモ規則第八條第一項ニ依リ業務上必要アリト認ムル者ニ限り適法ノ證明ヲ徵シ販賣讓與スルハ差支ナシ業務上必要トハ蠅ノ驅除ヲ必要トスル業務例ヘハ菓子商、料理屋、飲食店等ヲ指スモノトス

參

照 毒物劇物營業取締規則

明治四十五年內務省令第五號

全施行細則

全年縣令第三八號

第十五節

有害避妊用器具

一、左ノ物品ヲ販賣若ハ授與又ハ販賣ノ目的ヲ以テ陳列若ハ貯藏スルコトヲ得ス (規一、

四) 罰、科、懲、拘

但シ (ロ)、(ハ)、ノ物品ニシテ醫療用器具トシテ醫師ノ用ニ供スル場合ハ然ラス

(イ) 避妊ビン

(ロ) 子宮注入器其ノ他子宮内ニ挿入スル器具

(ハ) 其ノ他衛生上危害ヲ生スルノ虞アル避妊用器具ニシテ內務大臣ノ指定スルモノ

二、醫療用ノ物品ヲ販賣セントスルモノハ其ノ物品名販賣ノ場所及營業者住所氏名年齢ヲ具

シ警察署經由地方長官ニ届出ツヘシ (細一、四) 科

三、營業者ハ避妊用器具受拂簿ヲ備ヘ其ノ都度所定事項ヲ記入スヘシ (細一、四) 科

四、營業者ハ毎年一ケ年間ニ受拂シタル狀況ヲ翌年一月末日限り所轄署經由地方長官ニ届出

ツヘシ (細三、四) 科

五、地方長官ハ昭和三年法律第十五號第一條ノ處分及第二條ノ職權ヲ行フコトヲ得 (規二、

三)

參

照

有害避妊用器具取締規則

昭和五年內務省令第四〇號

全施行細則

昭和六年三月縣令第五號

第一節 飲食物其ノ他ノ物品取締

此ノ法律ハ飲食物及飲食用器具ノ取締規定ニ對スル根本法ニシテ又一般ニ通スル法律ナリ取締ノ目的タル物品ハ (一) 販賣ノ用ニ供スル飲食物 (二) 販賣ノ用ニ供シ若ハ營棟上ニ使用スル飲食物、割烹具及其ノ他ノ物品ニシテ衛生上危害ヲ生スル虞アルモノニ對シテハ命令ノ規定ニ依リ行政官廳(知事又知事ノ委任ニ依ル警察官署長)ニ於テ左ノ處分ヲ爲スコマヲ得

- 一、衛生上危害ヲ生スルノ虞アル飲食物、飲食用器具、割烹具ノ製造採取販賣授與又ハ使用ヲ禁止若ハ停止スルコト (法一)
- 二、前項ノ場合營業ヲ禁止停止シ又ハ所有者ヲシテ物品ヲ廢棄セシメ或ハ自ラ廢棄スルコトヲ得 (法二)
- 三、所有者又ハ所持者カ衛生上危害ヲ生スルノ虞ナキ方法ニ依リ之ヲ處置セムコトヲ請フトキハ之ヲ許可スルコトヲ得 (法一)
- 四、當該吏員ハ物品検査ノ爲試驗上必要ナル分量ニ限り無償ニテ收去スルコトヲ得 (法二)
- 五、本法ノ執行ニ關シ官吏又ハ公吏ノ命ヲ受ケテ指定ノ期間内ニ履行セサル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス (法三)

六、本法ニ依リ公務ヲ執行スル者ニ抗拒シタル者ハ一年以下ノ禁錮ニ處シ十圓以下ノ罰金ヲ

附加ス (法三)

以上ハ明治三十三年法律第十五號ノ規定スル處ナルモ本取締ハ他ノ法令ノ規定アル場合ニ限り適用セラルヘキモノニシテ本法ノミ獨立シテ直ニ之ニ依リテ取締ヲ實施セラルヘキモノニ非サルナリ本法ニ依リ發セラフタル命令ニ付以下説明スヘシ

參 照 飲食物其他物品取締ニ關スル件 明治三十三年法律第一五號

第一款 飲食物用器具

飲食物用器具トハ販賣又ハ營業用ノ飲食割烹器具其ノ他飲食物ノ調製器容器貯藏器又ハ量器ヲ謂フ (規則一)

- 一、鉛又ハ百分中鉛十分以上ヲ含ム合金ニテ飲食物ヲ製造シ又ハ修繕スルコトヲ得ス (規則二、一〇) 罰
- 二、飲食物用器具ノ飲食物ニ接觸スル部分ヲ百分中鉛二十分以上ヲ含ム合金ニテ鑲着シ又ハ百分中鉛五分以上ヲ含ム錫合金ヲ鍍布スヘカラス (規則三、一〇) 罰
- 三、珪瑯又ハ釉藥ヲ施シタル飲食物用器具ニシテ之ニ百分中醋酸四分ヲ含ム水ヲ容レ三十分時間煮沸シタル際液吉ニ砒素又ハ鉛ヲ溶出スルモノヲ製造又ハ修繕スヘカラス (規則四、

一〇) 罰

- 四、哺乳器ヲ鉛又亞鉛ヲ含ム護謨ヲ以テ製造スヘカラス (規則五、一〇) 罰
- 五、金屬性飲食物用器具ノ製造又ハ輸入者ハ該器具ニ極印又ハ商號若ハ符號ヲ附スヘシ (規則五ノ二、一〇) 罰

六、銅又ハ其ノ合金ヲ以テ製造シタル器具ノ鍍金ノ剝脫シ又ハ固有ノ光澤ヲ有セサルモノハ之ヲ營業用ニ使用スヘカラス (規則七、一〇) 罰

以上ニ違反シタル物品ノ採取、販賣、授與者若ハ使用ノ禁止又ハ廢棄ノ處分ハ警察官署長之ヲ爲スコト得製造ノ禁止ハ知事之ヲ行フ (明治三十四年縣令第八二號)

參 照 飲食物用器具取締規則

明治三十五年內務省令第五〇號

第二欸 牛乳 營業

第一 牛乳ノ品質

牛乳トハ販賣ノ用ニ供スル全乳及脫脂乳ヲ謂フ乳製品トハ販賣ノ用ニ供スル煙乳脫脂煙乳及粉乳ヲ謂フ (規則一)

- (一) 全乳ノ比野ハ攝氏十五度ニ於テ一、〇二八乃至一、〇三四脂肪量ハ百分中三、〇分以上トス (規則二)

(二) 脫脂乳ノ比重ハ全一、〇三二乃至一、〇三八トス (全)

第二 營業者ノ手續

- 一、牛乳ノ搾取又ハ乳製品ノ製造ハ知事ニ願出認可ヲ受クヘシ (規則四、一八) 罰
- 二、牛乳請賣營業ハ搾取者連署警察官署ニ届出ツヘシ (細則七、二四) 拘、科

第三 取締

- 一、傳染病ニ罹レル牛、牛乳中ニ移行スヘキ毒藥劇藥服用中ノ牛分娩七日以内ノ牛ヨリ牛乳ヲ搾取スルコトヲ得ス (規則五、一八) 罰
- 二、右毒劇藥ハ明治三十三年內務省令第四六號ヲ以テ指定セラル獸醫之ヲ處方シ其ノ旨ヲ牛乳營業者者ニ告知セサルトキハ科料ニ處セラル

三、亞鉛、銅、黃銅、燒附附不良ニシテ且有害藥ヲ施シタル陶器又ハ含鉛珪瑯ヲ塗布シタル鑑材料ニシテ製シタルモノヲ牛乳又ハ乳製品ノ容器又ハ量器トシテ使用スヘカラス (規則六、一八) 罰

- 四、(一) 腐敗シタルモノ (二) 粘稠若ハ苦味ナルモノ又ハ藍色赤色其ノ他異狀ノ色ヲ呈スルモノ (三) 他物ノ混合シタルモノ (四) 前記一ノ牛ヨリ搾取シタルモノ (五) 比重及脂肪量規定ニ達セサル牛乳及乳製品ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ運搬貯藏スヘカラス (規則

七、九、一八) 罰

五、牛乳配付ノ容器ニハ全乳又ハ脱脂乳等及營業者ノ住所氏名又ハ商號ヲ明記スヘシ (規則

一〇、一九) 罰、科

六、全乳ト明記シタル容器ニ脱脂乳ヲ容ルルコトヲ得ス (全) 全

七、牛乳ノ容器、量器ヲ取扱フ場所ハ常ニ清潔ニスヘシ (規則一一、一九) 罰、科

八、乳汁及乳製造用ノ容器量器等ハ使用ノ都度曹達又ハ亞爾加里性ノ熱湯ヲ以テ洗滌シタル上

尙清潔ナル熱湯ヲ以テ洗滌スヘシ (規則一四、二四) 拘、科

九、結核病、癩病、梅毒及傳染病ニ罹レル者ヲシテ牛乳容器量器ノ取扱ヲ爲サシメ又ハ自ラ爲

シ若ハ其ノ場所ニ立入ラシムヘカラス (規則一二、一九) 拘、科

一〇、傳染性疾病ニ罹レル牛ノ隔離ヲ行フヘシ (規則一三、一九) 罰、科

一一、一定ノ疾病ニ罹レル牛トシテ當該官吏ニ於テ其ノ角ニ番號若ハ符號ヲ烙記セシメ若ハ其

ノ耳朵ニ番號符號ヲ記セル耳環ヲ付シタルトキハ許可ヲ得スシテ消除又ハ除去スヘカラス

(規則一四、一七) 罰、拘

一二、搾取場ニハ牛籍簿ヲ備ヘ異動アル時ハ加除ノ上三日以内ニ警察官署ニ届出ツヘシ (細

則八、二四) 拘、科

一三、牧夫、搾取人ノ名ヲ備フヘシ (規則九、二四) 拘、科

一四、牛乳搾取ニ着用スルトキハ乳房、乳頭、受乳器、搾取者ノ手指並ニ着衣ヲ清潔ニシテ糞

尿ハ着手ノ時ヨリ三十分前ニ於テ除去シ清水ヲ以テ床板ヲ洗滌スヘシ (規則一二、二四)

拘、科

一五、搾取シタル乳汁ハ汚物塵埃ノ混入セサル様注意シ覆蓋アル貯乳器ニ容レ清冷ノ場所ニ置

クヘシ (規則一三)

一六、畜牛中傳染病ニ罹リタルトキ毒劇藥ヲ服用セシメタルトキハ分娩後斃死シタルトキハ六

時間以内ニ警察官署ニ届出ツヘシ (規則一六、二四) 拘、科

一七、搾取場ニハ許可ヲ受クルニ非サレハ種牝牛及牛籍簿登載以外ノモノヲ繋留スルコトヲ得

ス (規則一八、二四) 拘、科

一八、搾取場ハ市街地外ニ設クルモノトス牛舎、牛室、糞尿溜、運動場等ニハ一定ノ制限アリ

且落成ノ際ハ検査ヲ受ケ又常ニ不潔ナラシムヘカラス (規則二、三、五、二四) 拘、科

一九、比重、脂肪ノ定量ニ達セサルモノ病牛等ヨリ搾取シタルモノ腐敗變色混合物アル牛乳等

ニ對シテハ警察官署長ニ於テ搾取、販賣、授與、使用ノ禁止又ハ廢棄ノ處分ヲナスコトヲ

得 (明治三十四年縣令第八三號) 其ノ他ノ處分ハ知事之ヲ行フ

二〇、一ヶ月二回以上視察スルコト。(甲種)

參 照 牛乳營業取締規則

明治三十三年內務省令第一五號

全施行細則

明治三十四年縣令第一一號

第二款 清涼飲料水

清涼飲料水トハ販賣ノ用ニ供スル「ラムネ」「リモナーデ」(果實水、薄汽水及桂皮水ノ類ヲ含ム) 曹達水及其ノ他ノ炭酸含有ノ飲料水並果實汁、果實蜜及之ニ類似スル製品ニシテ稀釋シテ飲用ニ 供スルモノヲ謂フ (規則一)

第一 不良飲料水

左ノ飲料水ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ陳列シ若ハ貯藏スルコトヲ得ス (規則五、一一) 二十五圓以下ノ罰金

(イ) 溷濁又ハ變敗シタルモノ

(ロ) 沈澱物又ハ固形ノ爽雜物アルモノ

(ハ) 鹽酸、硝酸、硫酸其ノ他遊離礦酸ヲ含有スルモノ

(ニ) 砒素、安知母尼紐謨、鉛、亞鉛、銅、錫ヲ含有スルモノ

(ホ) 有害性其ノ他製造地又ハ輸入地、地方長官ノ許可ヲ受ケサル「テール」色素ヲ含有スルモノ

(ヘ) 「サツカリン」其ノ他人工甘味質ヲ含有スルモノ

(ト) 有害性芳香質ヲ含有スルモノ

(チ) 防腐劑ヲ含有スルモノ

但シ果實汁、果實蜜及之ニ類似セル製品ニシテ稀釋シテ飲用ニ供スルモノノ中原料トシテ使用スル果實ノ類砂糖及水ノ外他物ヲ混和セサル製品ニ就テハ溷濁沈澱物、固形ノ爽雜物ハ原料植物ノ組織及成分ニ基因スル場合ニ限り差支ナシ

第二 其ノ他ノ取締

一、製造ハ(清涼飲料水ニ供スル鑛泉ノ採取ヲ含ム) 地方長官ノ認可ヲ受クヘシ(二、一一、

細則六、六、七) 罰、科

二、飲料水ニ接觸スル部分ヲ銅、鉛又ハ其ノ合金ニシテ製シタル調製器又ハ量器ヲ使用スルコ

トヲ得ス但シ鍍錫其ノ他無害ノ方法ヲ施シタルモノハ差支ナシ (規則三、一一) 罰

三、製造又ハ貯藏ニ有害性「テール」色素「サツカリン」其ノ他人工甘味質又ハ防腐劑ヲ使用

スヘカラス (規則四、一一) 罰

四、封緘省略ニ付製造地地方長官ノ許可ヲ得タルモノヲ除クノ外製造者ノ氏名、社名、營業所

ノ所在並製造年月日ヲ記載シタル票紙ヲ以テ容器ヲ封緘スヘシ (規則六、一二) 罰

五、「テール」色素ヲ含有スル清涼飲料水ニハ人工着色ノ文字ヲ明記スヘシ (全) 全

六、醜製器、容器、量器及製造場等ハ常ニ清潔ニ爲スヘシ (規則七、一三) 罰

七、結核、癩病、梅毒及傳染病ニ罹レル者ハ調製又ハ小分ヲ爲シ又ハ爲サシメ若ハ其ノ場所ニ

立入ラシムヘカラス (規則八、一二) 罪

八、虚偽ノ封緘票紙ヲ貼付シ又ハ封緘票紙ニ虚偽ノ改竄ヲ爲シタル者 (規則一一) 禁

九、日光直射ノ店先ニ在ル清涼飲料水ハ溷濁又ハ變敗シ易シ

一〇、前記不良飲料水及有害容器ニ對シテハ警察官署長ハ採取、販賣、授與、使用、禁止又ハ

廢棄ノ處分ヲナスコトヲ得 (明治卅四年縣令第八二號) 其他ノ製造禁止等ノ處分ハ知事

之ヲ行フ

一一、巡查ハ夏期ニ限リ一ヶ月三回以上視察スルコト (丁種)

參 照 清涼飲料水營業取締規則 明治三十三年內務省令第三〇號

全 施 行 細 則 全年縣令第一六號

第四款 氷雪營業

氷雪トハ販賣ノ用ニ供スル氷及雪ヲ謂ヒ天然物タルト人工的ニ製造シタルモノトヲ問フコトナシ

第一 營業ノ認可

一、氷雪ヲ採取、製造シテ販賣スルニハ地方長官其ノ卸賣及請賣ハ警察官署ノ認可ヲ受クヘシ

(規則二、八細則九、一八) 罰、科

雪ニ關スル免許ノ効力ハ一年限リトス (細則一七)

二、氷雪營業者行商人ヲ出サントキハ一定ノ證票ヲ携帯セシムヘシ (細則一〇、一八) 科

三、行商容器ハ毎年使用前警察官署ノ檢印ヲ受クヘシ (細則一一、一八) 拘、科

四、山谷ノ氷雪ヲ採取販賣セントスルモ者ハ其ノ地名子等ヲ記シ十二月末日迄ニ縣廳ニ出願ス

ヘシ (細則五、一八) 拘、科

第二 取締

一、氷雪ノ融解水ハ無色透明ニシテ臭味ナク又爽雜物アルノ僅微ヲ過クル事ナキヲ要ス格魯兒

其ノ他ノ含有量ニ一定ノ制限アリ以上ニ適合スル氷雪ニ非サレハ飲食用ノ目的ヲ以テ販賣

貯藏スヘカラス (規則三、四、八) 罰

二、飲食用氷雪ヲ請賣スル營業者ハ飲食用ノ目的以テスルト否トニ拘ラス前記不適合氷雪ヲ販

賣シ又ハ貯藏スルコトヲ得ス (規則五、九) 罰

三、貯藏ノ氷雪ハ販賣前現品ノ檢査ヲ受クヘシ檢査ノ結果飲料用ニ適セサルモノ及檢査前ノ氷

雪ヲ飲料外ニ使用セムトスルトキハ其ノ都度認可ヲ受クヘシ (規〇七、八、一八) 拘、科

四、飲食用ニ適セサル氷雪ニ對シ取締上必要ト認ムルトキハ着色セシムルコトヲ得 (細則八)

五、氷雪販賣所ニ於テハ飲食用氷雪ト飲食外用水雪ト同一店舖ニ置クコトヲ得ス又常ニ清潔ヲ保持シ飲食用氷雪ハ箱ニ入レ白布ヲ以テ覆ヒ蓋ヲ爲スヘシ (細則八ノ二、一一、一八) 拘、科

六、飲食用氷雪ヲ運搬スルトキハ清潔ニシテ覆蓋アル箱ニ入フ塵芥ノ附着汚物ノ吸收ヲ防クノ裝置ヲナスヘシ (細則一二、一八) 拘、科

七、結核、癩、梅毒、疥癬「トラホーム」疾患者ハ氷雪ノ取扱又ハ其ノ場所ニ立入ルヘカラス (細則一三、一八) 科

八、氷雪營業者及請賣者ハ帳簿ヲ備ヘ臨檢官吏ノ求メアルトキハ之ヲ提示スヘシ (細則一四、一八) 科

九、前記一ニ適合セサル氷雪ニ對シテ警察官署長ハ採取、販賣、授與、使用ノ禁止又ハ廢棄ノ處分ヲナスコトヲ得 (明治三十四年縣令第八二號) 其ノ他ノ處分ハ知事之ヲ行フ

一〇、夏期ニ限リ一ヶ月三回以上視察スルコト (丁種)

參 照 氷雪營業取締規則

明治三十三年內務省令第三十七號

全施行細則

明治三十四年縣令第六六號

第五款 人工甘味質

人工甘味質トハ「サツカリン」(甘精)其ノ他之ニ類スル化學的製品ニシテ含水炭素ニ非サルモノヲ謂フ (規則一)

一、販賣ノ用ニ供スル飲食物ニハ人工甘味質ヲ加味スルコトヲ得サルノミラス販賣ノ目的ヲ以テ陳列又ハ貯藏スルコトヲ得ス (規則二、七) 罰、拘、科

二、人工甘味質ヲ加味シタル治療上ノ目的ニ供スヘキ飲食物ヲ販賣セントスルモノハ其ノ氏名及營業所ヲ主タル營業所所在地ノ地方長官ニ届出ツヘシ (規則、七) 罰、拘、科

三、前項ノ飲食物ハ醫師ノ證明アル者ニリ之ヲ販賣授與スルコトヲ得而シテ容器又ニ被包ヲ用ヒ之ニ「人工甘味質製」ノ六字ヲ記スヘシ (規則三、四、七) 罰、拘、科

四、許可ヲ受ケサル人工甘味質ヲ加味シタル飲食物ニ對シ警察官署長ハ檢査ノ結果不適品ト認ムルトキハ販賣、授與使用ノ禁止又ハ廢棄ノ處分ヲナスコトヲ得、(明治三十四年縣令八二號) 其ノ他ノ處分ハ知事之ヲ行フ

參 照 人工甘味質取締規則

明治三十九年內務省令第三一號

第六款 飲食物防腐劑漂白劑

一、防腐劑ノ種類

安息香酸、硼酸「クロール」酸、「フルオール」水素、「フォルムアルデヒド」、昇汞亞硫酸、次亞硫酸、「サルチル」酸、「チモール」、「ナフトール」、「レソルチン」、「ヒノソール」蟻酸、亞硝酸蒼鉛、銀、桂皮酸、フルアクリル酸及前記ノ物ノ配合物ニ含有物

二、防腐劑ヲ使用シタル飲食物ヲ製造、貯藏、販賣、陳列スルコトヲ得ス (規則一、八) 罰

三、販賣用ノ飲食物ノ製造又ハ貯藏ニ使用スヘキコトヲ得ス (規則一、八) 罰

四、前記ノ藥物ヲ飲食物ノ防腐用ト稱シテ販賣、貯藏、製造スルコトヲ得ス (規則三、六) 罰

五、當分ノ内清酒ノ製造貯藏ニハ一石ニ付十匁以下ノ「サリチール」酸ノ使用ヲ許サル

六、防腐劑派入ノ飲食物ニ對シテハ飲食物用器具ニ於ケルト同様ノ處分ヲナスコトヲ得

參 照 飲食物防腐劑、漂白劑取締規則 明治三十六年內務省令第一〇號

全施行細則 昭和三年縣令第六四號

第七款 「メチールアルコール」(木精)

一、「メチールアルコール」(木精)ヲ含有スル飲食物ハ之ヲ販賣、製造、陳列、貯藏スヘカラス

(規則一、七) 懲、罰

二、「メチールアルコール」又ハ「メチールアルコール」ヲ混和シタル物品ニハ其ノ容器ニ其ノ旨ヲ明記スルニアラサレハ販賣、陳列、貯藏スヘカラス (規則二、七) 懲、罰

三、「メチールアルコール」ノ製造者、輸入者、販賣者ハ帳簿ヲ備ヘ所定ノ事項ヲ記入シ十年間保存スヘシ (規則三、四、四、八) 罰

四、當該吏員ノ帳簿檢閲ヲ拒ムコトヲ得ス (規則八) 罰

參 照 「メチールアルコール」(木精)取締規則 明治四十五年內務省令第八號

第八款 有害性着色料

一、有害着色料ハ第一種二種ニ分タル之等ノ着色料ハ衛生上有害ニ付例外ノ場合ノ外販賣用ノ飲食物、容器、被包ニ使用スルコトヲ得ス (規則二、三、九) 罰

二、第一種ノ着色料ハ化粧品齒磨小兒ノ玩具品(繪双紙、綿繪、色紙ヲ含ム)ノ製造又ハ着色ニ使用スヘカラス (規則四、九) 罰

三、砒素ヲ含有スル着色料ハ衣服其ノ他身ノ圍リニ使用スル物品又ハ材料ノ着色ニ使用スヘカラス (規則五、九) 罰

參 照 有害性着色料取締規則 明治三十五年內務省令第七號

其ノ他警察犯處罰令ニ於テ左ノ行爲ヲ禁止セリ

- 一、人ノ飲用ニ供スル淨水ヲ汚穢シタル者 (處罰令二ノ二二) 拘、科
- 二、一定ノ飲食物ニ他物ヲ混入シ不正ノ利ヲ圖リタル者 (全二ノ三四) 拘、科
- 三、不熟ノ菓物腐敗ノ肉類其ノ他健康ヲ害スヘキ飲食物ヲ營利ノ用ニ供シタル者 (全二ノ三六) 拘、科
- 四、炮煮、洗滌、剝皮等ヲ要セス其ノ儘食用ニ供スヘキ飲食物ニ覆蓋ヲ設ケス店頭ニ陳列シタル者 (全三ノ三九) 科

第二節 賣肉營業

賣肉營業トハ食用ニ供スル獸肉ヲ販賣スル者ヲ謂フ (規則一)

第一 營業ノ届出

- 一、賣肉營業ヲ爲スニハ獸肉ノ種類ヲ具シ警察官署ニ届出ツヘシ (規則二、一五) 拘、科
- 二、行商ハ一定ノ鑑札ニ警察官署ノ檢印ヲ受ケ營業中之ヲ攜帶スヘシ (規則二、一五) 拘、科

第二 取締

- 一、(一) 牛、馬、羊、豚ノ肉ニシテ檢印ナキモノ (二) 毒殺若ハ病死ノ野獸 (三) 腐敗ノ徵候アルモノハ食用ノ爲販賣又ハ贈與スヘカラス (規則四、一五) 拘、科

二、二種以上ノ獸肉ヲ販賣スルトキハ其ノ内ニ各獸名ヲ表示スヘシ 但シ牛肉馬肉ハ兼賣スヘカラス (規則五、一五) 拘、科

三、賣肉ハ塵埃ノ附着昆虫類ノ來集ヲ避クルニ足ルヘキ裝置ヲナスヘシ (規則六、一五) 拘、科

四、運搬ハ清潔ナル蓋付ノ容器ヲ用フヘシ (規則七、一五) 拘、科

五、賣肉ノ置場ハ空氣ノ流通ヲ善クシ地盤ハ洗滌シ得ヘキ構造トナシ置場肉俎場其ノ他ノ使用器具ハ常ニ清潔ニシテ骨牛廢等ヲ店舗ニ置クヘカラス (規則八、五) 拘、科

六、二種以上ノ獸肉ヲ販賣スル者ハ購求者ノ需メアル場名ノ外肉ヲ混合シテ販賣スヘカラス (規則一一、一五) 拘、科

七、結核、癩、皮膚病其ノ他傳染病疾患者ハ取扱フヘカラス (規則一〇、五) 拘、科

八、卸賣者ハ帳簿ヲ備ヘ臨檢官吏ノ求アルトキハ之ヲ示スヘシ (規則九、一五) 拘、科

九、營業上ノ異動ハ三日以内ニ届出ツヘシ (規則三、一五) 拘、科

一〇、縣外ヨリ輸入販賣センニハ販賣前警察官署ニ届出ツヘシ (規則一一、一五) 拘、科

參 照 賣肉營業取締規則 明治三十五年縣令第三二號

第三節 魚鳥膾骨

市街ト稱スル地ニ於テ魚商、料理屋、飲食店其ノ他魚類ヲ販賣スル者及運搬ヲ爲ス者魚鳥ノ腸骨
洗汁ノ取扱ニ對シ左ノ制限ニ從フヘシ (規則)

一、魚鳥ノ腸骨洗汁ヲ貯フル者ハ左記各號ニ從フヘシ (規一、四) 科

1、貯器ハ桶、樽、漆喰敲又ハ陶器ニシテ汚水ノ滲透セサルモノヲ用ヒ緻密ノ蓋ヲ爲シ臭
氣ノ放散ヲ防グコト

2、腸骨ハ燃燒又ハ掃除時ノ外ハ攪拌セサルコト

3、貯收ノ腸骨ハ毎年四月一日ヨリ十月三十一日迄ハ三日以内ニ一回十一月一日ヨリ三月
三十一日迄ハ七日以内ニ一回必ス取除クコト

二、腸骨及洗汁ヲ運搬セントスル時ハ之ヲ桶又ハ樽詰トシ臭氣ヲ放散セヌ様蓋ヲスルコト

(規二、四) 科

參 照 魚鳥腸骨取締規則 明治三十二年六月縣令第三十一號

第四節 理髮營業

理髮業トハ頭髮、鬚髯ヲ剪剃シ又ハ結髮、染毛、癖毛直シ若ハ美顏術ヲ業トスル者ヲ謂フ(規一)

一、營業者タラントスルモノハ滿十八年以上左ノ資格ヲ有シ素行善良ナルモノ

イ、本廳ノ理髮試驗ニ合格シタル者

ロ、他府縣ニ於テ合格シタル者

ハ、地方長官ノ指定シタル學校若ハ講習所ヲ卒業シタル者

二、理髮營業ヲ爲サストスルモノハ所轄警察署長ノ許可ヲ受クヘシ

異動ヲ生シ又ハ廢業、休業三十日以上ニ及フ時ハ一週間以内ニ所轄署ニ届出ツヘシ (規三

、四、二二) 拘、科

三、家族、同居者又ハ雇人、徒弟等ヲシテ從業セシムトスルトキハ所定事項ヲ具シ所轄署

ニ届出ヘシ (異動ノ時亦同シ (規六、二二) 拘、科

四、營業所ノ構造ハ土地ノ狀況ニ依リ又ハ結髮、染毛、癖毛直シ、美顏術ヲ業トスルモノニ

シテ所轄署ノ許可ヲ受ケタル以外ハ左記標準ニ依ルヘシ (規七)

1、床ハ厚板張又ハ不透過質ノ材料ヲ用フルコト

2、洗場ハ不透過質材料ヲ用井流出裝置トナシ汚水排除ノ設備ヲ爲スコト

3、採光、換氣ヲ充分ナラシムル爲適當ノ疾置ヲ爲スコト

4、天井ヲ設ケ白ペンキ塗又ハ白紙若ハ白布張ト爲スコト

五、工事落成シタル時ハ所轄署ニ届出テ認可ヲ得サレハ使用スルヲ得ス新築改築ノ時亦同シ

(規八、二二) 拘、科

六、精神病癲癩、結核、癩、花柳病、トラホーム其他傳染性疾患アル者又ハ作業上危険アリト認ムル者十四歳未滿ノ者ハ從業シ又ハ從業セシムルコトヲ得ス (規九、二二二) 拘、科

七、營業者及從業者ノ遵守事項 (規一〇、一二二) 拘、科

イ、營業所ハ常ニ清潔ヲ保持シ毛髪ハ覆蓋アル一定ノ容器ニ收容スルコト

ロ、營業用器具ハ常ニ清潔ヲ保持スルコト

ハ、從業中ハ清潔ナル白衣ヲ着用シ一客毎ニ其ノ作業前石鹼ヲ以テ手指ヲ洗滌スヘシ

ニ、手指ノ爪ハ常ニ短剪圓滑ニ爲シ居ルコト

ホ、顔面作業ノ際ハ常ニ「マスク」ヲ使用ノコト

ヘ、頭巻枕當ハ白布又ハ白紙ヲ用ヒ一客毎ニ清潔ナルモノト取換フルコト

ト、客用被布ハ清潔ナル白布ヲ使用ノコト

チ、客ノ皮膚ニ接觸スル器具布片ハ一客毎ニ清潔ナルモノヲ用フルコト

リ、剃毛用石鹼ハ一客毎ニ新ナルモノヲ用フルコト

ヌ、客ノ需メアラサレハ耳孔鼻腔ノ剃毛ヲ爲サ、ルコト

ル、酒氣ヲ帶ヒテ作業セサルコト

ヲ、傳染性皮膚病患者又ハ其ノ疑アル者ヲ理髪シタル時ハ手指ハ直ニ藥物消毒ヲ行ヒ之ニ

使用セル器具布片等ハ他ノ器具ト區別シ消毒スルコト

ワ、洗面所ハ常ニ清潔ヲ保チ且ツ貯水器ハ毎日掃除スルコト

カ、客ニ手拭ヲ貸與スル場合ハ一客毎ニ消毒済清潔ナルモノヲ用フルコト

ヨ、從業中ハ猥ニ雜談ヲ爲シ其ノ他客ニ不快ノ感ヲ抱カシメサルコト

タ、剃刀、「バリカン」ノ柄ニハ布片其ノ他之ニ類スルモノヲ捲キツケサルコト

レ、場内掃除ノ際ハ塵芥ノ飛散セサル様注意スルコト

ソ、未消毒器具ハ覆蓋アル一定ノ容器ニ收メ置クコト

ツ、唾壺ハ洗場ニ一箇其ノ他客ノ使用シ易キ箇所ニ一箇以上配置スルコト

ネ、業務上ニ關シ虚偽又ハ誇大ノ廣告ヲ爲ササルコト

ナ、其ノ他所轄署ヨリ指示セラレタル事項

八、剃刀、剪髮器、垢取、刷毛其ノ他皮膚ニ接觸スル布片等ハ一客毎ニ左ノ方法ノ一ニヨリ

消毒セサレハ使用スルコトヲ得ス (規一一、一二二) 拘、科

イ、酒 精 消 毒

稀酒精二十分以上浸漬スルコト

ロ、石炭酸水消毒

石炭酸水（防疫用石炭酸三分水九七分）二十分以上浸漬スルコト

ハ、フォルマリン水消毒

ワオルマリシ水（フォルマリシ一分水三十四分）二十分以上浸漬

ニ、クレゾール水消毒

クレゾール水（クワゾール石鹼液三分水九七分）二十分以上浸漬

ホ、蒸氣消毒

流通蒸氣ニシテ檢温器ヲ裝置シ攝氏百度上以ノ蒸氣中ニ二十分以上放置

ヘ、煮沸消毒

沸騰点ニ達シタル熱湯中ニ二十分以上浸漬

前記以外ノ方法ニ依ラントスルトキハ所轄署經由知事ノ許可ヲ受クヘシ

九、理髮營業ノ遵守事項及理髮料金ハ營業所ノ見易キ場所ニ揭示スヘシ（規一二、二二）拘科

一〇、營業者ハ當該官吏ノ臨檢又ハ之ニ對スル供述ヲ拒ムヲ得ス（規一三、二二）拘、科

一一、所轄署ニ於テ必要アリト認ムル時ハ營業者及從業者ニ對シ指定シタル醫師ノ診斷書ノ

提出ヲ命スルコトヲ得（規一四、二二）拘、科

一二、組合ヲ設ケ又ハ規約變更ハ警察署ノ認可ヲ受クヘシ（規一七、一八、二二）拘、科

一三、一ヶ月二回以上視察スルコト甲種

參 照 理髮營業取締規則 昭和三年十月縣令第六五號

全 取扱手續 同年訓甲第一七號

第五節 畜 犬

人畜ノ咬傷防止並狂犬病ノ豫防ニ在リ

一、哺乳期ヲ經過シタル畜犬ニハ屆濟證票ヲ其ノ頸部ニ附スヘシ（規則一、七）拘、科

畜犬ハ一頭ニ付五拾錢ノ縣稅ヲ課セラル

二、畜犬傳染病皮膚病ニ罹リタル時ハ之ヲ繫留シテ速ニ治療ヲ施スヘシ（規則二、七）拘、科

三、人ニ危害ヲ加ヘントスル虞アリト認ムル畜犬ハ畜主又ハ管守者ヨリ速ニ警察官吏ニ届出

ツヘシ（規則三、七）拘、科

四、警察官吏ハ危害豫防上必要ト認ムルトキハ畜犬ノ檻置、繫留ヲ命スルコトヲ得此ノ場合

ニ於テハ承認ヲ受クルニアラサレハ解放スヘカラス（規則四、五、七）拘、科

五、濫ニ畜犬ヲ苦シメ其ノ他慘虐ナル取扱ヲ爲スヘカラス（規則六、七）拘、科

參 照 畜犬取締規則 明治三十六年縣令第二九號

第六節 墓地及埋葬

取締ノ目的ハ公衆衛生上死体ノ腐敗ヨリ生スル病毒傳播ノ危害ヲ豫防シ又假死者誤葬ノ危害ヲ除キ且埋葬ニヨリ罪證ノ煙滅ヲ圖ルコトヲ防遏スルニ在リ

- 一、許可區域外ニ於テ埋葬火葬ヲ爲スヘカラス (規則一) 拘、科
- 二、死後二十四時間ヲ經過スルニ非サレハ死体ヲ埋火葬スヘカラス (規則二) 全
- 三、市町村長ノ認許證ナクシテ埋火葬ヲ爲スヘカラス (規則三) 全
- 四、改葬ヲナサムトスルニハ警察官署ノ許可ヲ受クヘシ (全) 全
- 五、葬儀ハ寺堂若ハ家屋構内又ハ墓地火葬場以外ニ於テ爲スヘカラス (規則六) 全
- 六、碑表ヲ建設セムトスルトキハ警察官署ノ許可ヲ受クヘシ (規則七) 全
- 七、墓地ヲ新設又取擴メムトスルニハ知事ノ許可ヲ受クヘシ位置ハ國道縣道大川ニ沿ハス人家ヲ隔ルコト六十間以上ニシテ土地高燥飲用水ニ障害ナキ地トス (規則一)
- 八、墓地ノ周圍ニハ樹木ヲ植エ又ハ塀障ヲ設クヘシ (規則三、二五) 拘、科
- 九、火葬場ノ新設ハ知事ノ許可ヲ要ス其ノ位置ハ人家並人民輻輳ノ地ヲ隔ル凡ソ百二十間以上ニシテ風上ニ位セサルコトヲ要ス (規則六)
- 一〇、墓地火葬場ハ其ノ市町村ニ本籍ヲ有シ若ハ死亡シタル者ハ何人ニテモ之ニ埋火葬スル

コトヲ得 (細則二)

- 一、墓地火葬場ハ清潔ヲ旨トシ掃除及修繕ヲ怠ルヘカラス (細則四、二五) 拘、科
- 二、火葬ハ可成日没後之ヲ行フヘシ (細則八)
- 三、火葬場ニハ灰棄場ヲ設クヘシ (細則九)
- 四、墓地火葬場ニハ管理者ヲ定メ警察官署ニ届出ツヘシ管理者ハ警察官署ノ許可ヲ得タル者ニ非アレハ改葬セシムヘカラス又認可證アルニ非サレハ埋火葬ヲナサシムヘカラス認可證ハ編纂シテ三ヶ月毎ニ警察官署ノ檢閲ヲ受ケ市町村長ニ届出スヘシ (規則二〇乃至二二)
- 一五、火葬場附屬人夫等カ死体ノ衣類ヲ窃取シ又ハ死体ヲ損傷スルカ如キ事アリ注意ヲ要ス
- 一六、墳墓ヲ發掘シ其ノ他ノ方法ニ依リ人骨ヲ蒐集シテ製藥者又ハ賣藥者ニ販賣セムトスル者ノ取締ヲナスコト

參 照

- 墓地及火葬場取締規則 明治十七年太政官布達第二五號
- 全規則違反者處分ノ件 全年全第八三號
- 全取締規則施行細則 明治二十四年縣令第四三號

(附屬)

井水ノ勸易消毒方法

年中其ノ跡ヲ斷タヌ腸チフス、赤痢等ノ病毒ハ飲料水ノ中ニ混在スル事多キヲ以テ常ニ飲料水ヲ

消毒スルハ懸テ病毒ノ絶滅ヲ期シ之ニ依ル病害ヨリ逃ル、ノ一助トナルヘシ
 飲料水ノ消毒方法トシテハ種々アルヘキモ晒粉（漂白粉）溶液ヲ用フルハ簡單ニシテ奏効確實
 而カモ人体ニ無害以テ能クチフス菌、赤痢菌、コレラ菌等ヲ完全ニ死滅セシムルフトヲ得其ノ
 方法大体左記ノ如シ

一、藥品名 晒粉（別名漂白粉、クロール石灰、クロールカルク）

一、藥品ノ價格 五百瓦（百三十三匁）四十錢

一、晒粉溶液ノ調製法

晒粉ノ一定量ヲ取り少量ノ水ヲ加ヘテ研磨シ更ニ水ヲ加ヘテ三十三倍即チ三%（水九十七
 分、晒粉三分）ノ割合トスル

若シヨク混和セサル時ハ晒粉ト水トヲヨク振盪シテ十二時間乃至一晝夜放置スルカ或ハ少
 クシ温ムルヲ可トス

沈澱セル石灰ハ木綿等デ濾過スルカ或ハ傾斜シテ上漿液ヲ取ルヘシ

ビール瓶（内容凡七百瓦）ニハ晒粉二十一瓦（五匁六分）ヲトリ水ヲ加ヘレバ三%ノ割合
 ノ晒粉溶液ヲ作ルコトヲ得

一、晒粉溶液ノ貯藏法

ビール瓶ノ如キ着色シタ瓶ニ入レ密栓シテ着射日光ヲ避ケ冷暗所（床下等）ニ保存スルコ
 ト

一、投入ノ回数

傳染病流行ノ場合ハ一日三回

患家ノ井戸ハ其倍量ヲ第一日ニ二、三回日常ハ毎日二回（午前九時ト午後九時）或ハ夜井
 戸ヲ閉ス前ニ一回投入

一、晒粉、溶液ノ投入量

井戸ノ直徑ト水ノ深サヲ計リ左表ニヨリ井戸ノ水量ヲ知り晒粉溶液ノ投入量ヲ求メ投入セ
 ハ能ク混和ス

一、有効時間

投入攪拌後三十分間經過セハ井水中ノ腸チフス菌、赤痢菌、コレラ菌ハ完全ニ死ス、平均
 五時間ナリ

注 意

一、抗塩素劑（臭氣止）ノ使用量

晒粉溶液ヲ使用シタ當初ハ少シ臭氣アリト雖トモ持續飲用シテ人体ニ障害ナシ

若シ誤ツテ多量ノ晒粉溶液ヲ投入使用シ臭氣ノ爲メ飲用ニ供シ得サル時ハ中和劑トシテ過酸化水素水ヲ水一斗ニ付十五滴或ハ三%ノ亞硫酸曹達液一瓦(二十滴)加フレハ臭氣ヲ除クコトヲ得

但シ晒粉溶液投入シ三十分間經過セサレハ消毒ノ效果ナシ

(附屬) 富山警察犯處罰令 昭和六年一月十六日縣令第一號

第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス

- 一、公安風俗ヲ紊ス虞アル文書圖書ヲ撒布シ、又ハ貼紙ヲナシタル者
- 二、租稅其ノ他公課ノ滯納ヲ勸誘若シクハ煽動シタル者
- 三、兒童若シクハ生徒ヲシテ同盟休校ヲナサシメ、又ハ之レヲ勸誘モシクハ煽動シタル者
- 四、濫リニ他人ヲ教唆若シクハ煽動シ訴訟行爲其ノ他ノ紛爭ヲ誘發又ハ助長セシメタル者
- 五、法令ノ規定ニ依ルニアラスシテ訴訟事件ノ紹介、鑑定、和解仲裁若シクハ助言ヲナシ、其ノ他他人ニ紛議ニ關與シテ利ヲ圖リタル者
- 六、新聞紙雜誌等ニ他人ノ名譽若シクハ信用ヲ毀損スヘキ虛偽ノ通信又ハ投書ヲナシタル者
- 七、人ノ迷惑ヲ來スヘキ事項ヲ公ニセサルコトヲ理由トシ、金品其ノ他利益ノ給付ヲ促シ

又ハ之ヲ公ニセサル報酬トシテ提供セシ金品ヲ收受シ、其ノ他利ヲ圖リタル者

八、住所又ハ氏名ノ詳ナラサル者ノ委託ヲ受ケ、物ノ質入、賣却、交換貸借、預入又ハ其ノ

周旋ヲナシタル者

九、慈善救濟等ニ名ヲ籍リテ物品ヲ賣買シ、又ハ金品ヲ收受シタル者

十、僧侶又ハ神職ニ擬裝シテ寄附喜捨ヲ請求シ又ハ徘徊シタル者

十一、法令ノ規定ニヨリ住所、氏名、年齢、身分、職業等ヲ官公署ニ届出テ又ハ帳簿ニ記載

スヘキ義務アル者ニ對シ、之等ノ事項ヲ詐稱シタル者

十二、名義ノ何タルヲ問ハス名勝地、遊覽地等ノ來往者ニ對シ不當ノ金品ヲ要請シ又ハ收受

シタル者

十三、賭博場ニ參集シタル者

十四、故ナク人ノ住居邸宅其ノ他建造物ノ周圍ニ徘徊佇立シ又ハ覗見シタル者

十五、家出人其ノ他搜索中ノ者ヲ故ナク藏匿シ、又ハ隱避セシメタル者

十六、電氣、蒸氣、温灸、温熱紅酸等ヲ應用シ其ノ他氣合術、靈術、整體術等ヲ施シ醫療ヲ

妨ケ又ハ其ノ技能施術方法若クハ經歷ニ關シ廣告ヲナシタル者

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス

- 一、發火力又ハ爆發力ノ強キ玩具ヲ製造賣却又ハ贈與シタル者
- 二、制止ヲ肯セス貸座敷免許地域外ニ於テ夜間十二時後歌舞音曲其ノ他喧騒ノ行為ヲナシ、又ハ之レヲ爲サシメタル者
- 三、監置外ノ精神病者ノ監護義務者ニシテ警察官署ヨリ特ニ命セラレタル監護ヲ怠リタル者
- 四、公共ノタメニ建設シアル榜標抗ニ舟筏、獸類ヲ繫キ其ノ他之レニ障礙ヲ及ホスヘキ行為ヲ爲シタル者
- 五、闘犬闘鷄ヲ爲シタル者
- 六、クジ引、文廻、玉轉其ノ他之レニ類似ノ方法ニヨリ利ヲ圖リタル者
- 七、市街地又ハ群衆ノ場所ニ於テ牛馬ヲ繫クコトヲ忽ニシタル者
- 八、古墳ノ疑アルケ所ヲ案ニ發掘シタル者
- 九、柵リニ堤、河縁又ハ路傍ノ竹木ヲ毀損シタル者
- 十、容器又ハ被包若クハ添附ノ文書ニ人ノ誤解ヲ招ク虞アリト認メラルル虚偽誇大ノ記事又ハ圖書ヲ記載シタル商品ヲ賣却又ハ公示シタル者
- 十一、商品ニ關シ人ノ誤解ヲ招ク虞レアリト認メラルル虚偽誇大ノ記事若クハ圖書ヲ記載シタル文書ヲ頒布又ハ公示シタル者

第三條 本令ニ規定シタル違反行為ヲ教唆シ、又ハ幫助シタルモノハ各本條ニ照シ之ヲ罰ス

但シ情狀ニ依リ其ノ刑ヲ免除スルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之レヲ施行ス
 大正五年十月富山縣令第四十九號
 富山縣警察犯處罰令ハ之レヲ廢止ス

昭和七年五月二十日印刷
昭和七年五月三十日發行

【非賣品】

編者 富山縣巡查教習所

發行者 富山市旅籠町四番地 杉森元太郎

印刷者 富山市旅籠町四番地 杉森元太郎

發行所 富山市旅籠町四番地 杉森印刷所

電話三二六二番

シシ3M58

